

令和7年3月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年3月11日（火）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	6 番	上地 信男
7 番	中山 百合	8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄
10 番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
総務課長	田岡 学	住民生活課長	大石 博史	政策企画課長	前田 幸二
まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	中西 一洋	健康福祉課長	澤田 直弘
病院事務長	佐古田 敦子				

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

8 番 大石 教政 議員

- ・諸課題について
- ・観光レジャーについて

3番 永野 栄一 議員

- ・防災対策について
- ・障がい者対応施策について
- ・教育施設整備について

7番 中山 百合 議員

- ・旧柿本医院に保管されている民具等の管理及び活用について
- ・本町の課題について
- ・更新住宅（住替え）について

1番 吉川 裕三 議員

- ・町長の施政方針について問う
- ・ゼロカーボンシティ宣言について

5番 白石 伸一 議員

- ・国見山周辺の風力発電事業に関して
- ・長期計画作成とパブリックコメントに関して
- ・指定管理制度について
- ・かわまちづくり支援制度に関して

6番 上地 信男 議員

- ・町長の行政運営について
- ・今後の農業と集落の維持について
- ・教育及び文化の推進について

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

日程第 1．一般質問

○議長（岩本誠生さん） 日程第 1、一般質問を行います。

発言の順番につきましては、今回から議長において決めました順番どおり行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の 1 番目は、議席番号 8 番、大石教政さんの一般質問を許します。

8 番、大石教政さん。

○ 8 番（大石教政さん） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、世界を見てみますと、やはりウクライナ戦争がまだ終わっていなかったり、また、ガザ紛争の停戦にもまだ至っていない、停戦が早く進むことが望ましいと思います。また、大国等による自国第一主義等の考え方等により、やはり世界が分断とかされるんじゃないか、もっと、やはり仲のよい世界をつくっていくべきではないかと思われま

す。また、国内においては、物価等の上昇により本当に厳しい生活が続いております。いろんな支援等で、やはり生活の助けになる住みやすい町になったらいいと思っております。

また、本町では、小学校、中学校、高校と、卒業式も始まったりあったりしており、新しく希望に向けて旅立っていつているところでもあります。また、まちなかマルシェ、日曜日に行われたのも非常に大盛況で、なかなか活気があって非常にすばらしかったと思います。

それでは、一般質問を、今回は、1、諸課題について、2、観光レジャーについて、出しております。

それでは、諸課題の①国見山風力発電進行状況と風車建設による水脈、騒音、景観、環境等心配されているが、説明と理解はされているか。また、資材、建設費高騰による延期等事業への影響はないのか。

貴重な水源地であり、やはり風車の建設地域と、少ない限られた水を利用して生活をされておられたり、また、集落等の水も少ない中で貴重な水源になっております。非常に、もし水に影響が出ると、本当に取り返しのつかないことになるんじゃないかと思われま

す。また、知事等の意見書等によりますと、本事業の実施に当たっては関係法令を遵守し、地元自治体をはじめ関係機関と十分調整すること等、また、地域住民等に対しては、必要に応じて説明の場を設けるなど必要な情報提供を行い、分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明により理解を得られるよう努めること。その際には地域住民からの意見聴取に努め、懸念事項に対しては十分な配慮を行った上で検討を行うこと。

また、関係自治体の担当課にも事業の進捗状況を密に情報共有すること。また、なお本事業に係る計画工事内容、事後調査の結果等は、個人情報や希少動物へ十分に配慮した上で、インターネット上で公開するなどし、積極的な情報開示に努めること。

また、土地の改変に伴う自然環境の影響として、対象事業実施区域に含まれている大豊町には砂防法で規定する砂防指定地が存在し、本山町には地滑り防止法で規定する地滑り防

止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規定する急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、土地の形質の改変には慎重を要する地形であり、本事業によって土砂災害を誘発、助長することがないように十分留意すること。

また、対象事業実施区域は、水源涵養保安林に立地しており、その周辺一帯にも多数の水源涵養保安林が存在している。これらの森林が果たしている公益上の役割に鑑み、土地の改変に可能な限り要請するとともに、森林の伐採面積を可能な限り最小化することで、自然環境の影響を回避、または低減すること。

また、水環境の影響として、対象事業実施区域の周囲には一級河川である吉野川、その第一支川である穴内川といった二つの河川が流れており、それら河川に流れ込む主流は、事業対象実施区域周辺に上流端を発している。また、対象事業実施区域の周辺には河川取水施設が存在している。

風力発電設備、または取付道路の施設等に伴う土地の改変により、主流河川や水源地に濁水が混入するなど、生活環境に影響を与える可能性があるため、主流河川や水源地への影響を回避するための対策を講じること。

また、景観への影響として、対象事業実施区域は本山町の景観計画区域外に位置しているが、区域内と同様な基準を満たすよう、同町長から最大限の配慮を求める意見が出されている。同町には、天空の郷の名で親しまれる本山町吉延地区の棚田があり、人間と自然の営みによる景観は、観光資源としても活用されている。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、景観保全の観点から最大限の配慮を行い、その影響を可能な限り回避、または低減すること。

累積的な影響として、対象事業実施区域の東端から北東に約4.4キロの位置には、令和元年6月に運転を開始した風力発電施設「ユーラスウインドファーム」が隣接していることから、他事業所との情報交換、公開情報による情報収集に努め、累積的な環境影響について検討するとともに、可能な限り適切に評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

その他配慮を要する事項として、工事期間中における大型車両等の通行に当たっては、地域住民の通勤・通学時間帯や農作業等に配慮するとともに、工事車両の通行に伴う騒音についても、工事関係者の周知を含め、可能な限り低減に努めること。

準備書内において、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波は、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただし、騒音及び超低周波の感じ方は地域住民によって異なることから、地域住民から騒音及び超低周波に係る意見があった場合は、専門家の助言も踏まえ、必要に応じて調査を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

また、本事業においては、24基の風車から12基に変更されております。計画で5万6000キロワット、12基であります。また、高さは143メートル、1基当たり4,000キロワット、この基数等も変更されております。

また、問題等あった場合は、また、位置の変更等とか、やはり基数の変更もできておるんで、地域の方の不安等を取り除く努力をやっぱり今しないと、本当にすごい心配な声が出て

きております。

このことについて、やっぱり基数も変更できておる、また、すごいみんなの不安解消のために、やはり町としても働きかけというか町の考えをお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 皆さん、おはようございます。

8番、大石議員の一般質問の答弁に入ります前に、少しだけお時間をいただきたいと思います。

本日は、東日本大震災発生から14年目となります。改めまして、お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表したいというふうに思います。

その後も熊本地震や能登半島地震などの地震災害や豪雨災害など、毎年のように自然災害が発生しております。こうした地震災害等を教訓といたしまして備えを図っていくことが私たちに課せられた責務であるということを改めて肝に銘じて取組を進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、8番、大石議員の一般質問にお答えします。

国見山の風力発電事業の進行状況についてご質問をいただきました。

高知県国見山周辺における風力発電事業につきましては、地球温暖化防止対策とエネルギー自給率の向上などを目的として、電源開発株式会社が事業を進めているものでございます。

2018年12月に風況観測を開始して、2024年3月には再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を取得、環境影響調査など、手続を進められております。

一方では、2019年の町民説明会を皮切りにしまして、大石、吉延、古田、木能津、それから、権代地区へ複数回説明に入っているというふうに私は承知をしております。また、この間、区長会や議会への説明会も実施をされてきたところでございます。

私は、この計画につきましては、2022年に初めて説明を受けたところでございます。その際には、私は水問題について懸念される声を聞いておりました。それは、本当に生活や産業に大きな影響が生じます。そして、音や低周波、また、それが酪農などの搾乳などに影響はないのかということについても企業のほうに話をしたところでございます。景観等についても問題がないのか、また、反対する意見はないのかなどについて、この2022年のときに発言をし、確認をしたところでございます。また、そういった地元に対してはいろんな懸念がございますので、企業として説明責任を果たして、その懸念を解消してもらいたいというふうに話をしたところでございます。

議員ご指摘の件、私も同様に、懸念に当たるものにつきましてはきちんとした解消手続を取ってもらわなくてはならないというふうに、私は考えております。

○議長（岩本誠生さん） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん） 今、いろいろすごい水とか景観とか本当に心配がされておるんで、町のほうとしてやはり強く働きかけていくのか、今の再生エネルギーの関係ですけれども、

位置の変更とか求めていくのか。

今、だんだん建設が近づいてくると、本当にいろんな心配、第一に、やはり生活の基である水と水脈等が変わると、本当にもう取り返しがつかない。

酪農等事業とか、あと、集落のやっぱり水源、今、雨等降らないときには本当に水が少ない状態ではありますが、水はなくなると、本当に下の麓の国道付近から水を上に上げるとなると、また大変なことになるし、非常に集落の生活基盤そのものが損なわれてきますが、町としては、位置の変更と県の知事の意見書等にも、いろんな影響があるときは場所の変更等、今回、基数の変更が、24基が半分の12基になりましたけれども、やはり大きくなると工事も大きくなって、また影響も、やっぱり実際にやってみないと影響が分からないと思うので、全然影響がないかも分からないし、また、影響が出た場合にはどうしようもなくなるので、町として、位置の変更と何か協議、要望していくのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

先ほどお話したとおりでございます。水に対する懸念、これはもう生活や産業に大きな影響が生じますし、音や、いわゆる低周波の影響はないのかということについては、それは、私は位置から見て棚田近くでもありましたので、景観についてもどうなのかということ、私自身も懸念をしました。

ただ、2018年に事業を進行していろんな手続を進められておりましたので、行政上のいわゆる継続性ということであれば、それについて、その時点では、私は町としての判断という形は取っておりませんけれども、懸念されることについては、これはもう解消してもらわないといかんと。これは強くというより、当たり前のことだろうというふうに思っておりますので、その対策をきちんと、住民の皆様がそういう懸念されることについては、科学的にきちんと説明をして解消してもらわなくてはならないというふうに思っております。

位置の変更についてという質問がありましたけれども、位置の変更をしたからといってそれが解消されるのかどうかということは私も分かりませんので、その位置を変更することが本来いいのかどうかも今ここで答弁をできるようなものではございませんけれども、その不安、懸念を解消するための変更ということについては、場合によっては働きかけをしたいというふうに私は思います。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）やはり国見山のところに風力発電ができると、大石のクラインガルテンからもちょうど見える位置とか、やはり非常に景観等も心配されております。今、やはり国見山のところは、住民の方の不安解消をしてから造る、造らないとか、位置をどこかへ移すとか、言うことは大変大事じゃないかと思います。

手続は順番に踏んできておるとなっても、それでやはり強行的に着工みたいなのというのだと、非常にやはり住民の方と後へ後へ、後出しというか尾を引くことになると思うので、十分みんな納得して町内へ造る、造らないとか、位置の変更とか今しっかりしておかないと、

工事等進み出してしまうと、行政と住民の方の意思疎通ができていないというか、本当に住民の方みんなが力を合わせて明るいまちづくりをするべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

住民の方と行政の意思疎通という話、これは私先ほどお答えしましたとおり、そういう懸念を私は聞いておりましたので、それに対してきちんと説明責任を企業のほうに果たしてほしいということを、話をしたわけでございまして、そういうふうに受け取っていただきたいと思いますけれども。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 風力発電のほうは、やはり事業者と町で調整してもらえる、住民の方も不安を伝えて調整してもらえるということで、了解しました。

次、②として、産業振興センターやシェアオフィスもとやま内の給食室等に食品加工場を造れないか。生産、加工、販売等地域の取組をしたいグループの方とも出来ており、やはり食品加工施設が非常に大事じゃないかと思います。

今、食品加工も本当は今までは家でできていたのが、去年から制度の改正により、独立した設備とか営業許可とか設備等が必要になりました。非常に本町なんかは、やはり手作り等で今までやってきた方が、補助金等もありましたが、やっぱりみんながみんな十分移行もできていないんじゃないかと思われま

す。本当に地域みんなの楽しみであって、いろんな手作り、加工食品等を作る人も楽しみ、また、購入、買い物する方も非常に楽しみになっており、本町の生活経済活性化、農産物、漁業等、いろんな加工をして販売というのは、本当にみんな地元の資源を生かしていろいろできる取組で、非常に有効と思われま

す。それと、やはり町内の使える施設は積極的に開放、または、整備ができるようであれば整備して使えるようにし、活性化というか利用促進、また、地域の笑顔につながっていくんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 8 番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

産業振興センターやシェアオフィスもとやま等の町有施設について、食品加工場への有効活用との提案でございますが、現状、産業振興センター厨房やシェアオフィスの厨房、給食室の設備等は導入から25年以上が経過しておりまして、また、長期間使用していなかったことから、給排水の老朽化や設備の経年劣化が進んでおりまして、そのままの状態では利用が難しい状態となっております。

今後の施設の再利用を目指すとなりますと、設備のリニューアル化やHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の対応が必要となりますが、現時点では整備計画等の予定はございません。

なお、議員ご指摘のとおり、地域資源を活用して生産から加工、販売につなげていく独自産業化を進め、地域の活性化を図っていく取組は大変重要であると考えております。

現在、各施設の再利用に向けましては、今後、高知県と連携した企業誘致の可能性も含めて、様々な角度から検討を図っていくこととしております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） シェアオフィスと調理室、地元の団体等が使いたいとかいう場合には、貸出し等ができるのか、なかなか加工場等がなく探して、やっぱりいろんな地域で使える場所を探していると思われませんが、貸出し等をして地域の活性化等はできるのか、企業誘致と言われました四季菜館等、どのような企業誘致を考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

まず、シェアオフィスもとやまの現状であります。現在六つの事務スペースのほうには、二つの会社のほうが既に入っておりまして、満室で、現在二つの事業者のほうで営業がされておるところであります。

当初から、この給食室、厨房のほうは貸す予定がないということもありまして、先ほど説明しましたとおり、老朽化等が進んでいる状態です。

なお、この給食室を生活改善グループなり地元の方が利用したいとなりますと、かなり施設整備、先ほど言いましたHACCP（ハサップ）等の、現在衛生管理の対応が必要となりますので、補助金事業の活用で、町のほうで施設整備をしなければなかなか貸すことにはならないというふうには考えております。

なお、そのような利用したいグループ等がございまして、そういう将来的な展望が持てるような事業でありましたら、またご相談いただけましたら、また今後の事業計画づくりの参考にさせていただくことはできるかと思っております。

それと、旧四季菜館のほうでございしますが、現在、1 階のホールにつきましては、廃棄物処分等の対応を行いまして、1 階のホールは荷物が無い状態となっておりますが、現状、当時レストランで使用しておりました照明の電球が経年劣化で切れておったりとか、あと、壁紙のほうも湿気等の影響で剥がれておるということで、ちょっとその状態ではなかなか利用がしにくいということで、こちらにつきましても、当面小規模な形でもちょっと修繕対応等が必要であるというふうに考えております。

なお、先ほど企業誘致ということも、現在、県の企業誘致課さんのほうとは、候補地として、現在本山町ではこういう施設があるということでは玉出しといいますか、そういう情報を入れておりますので、今後、具体的な話が来たら対応を考えていくということになっておりますが、いろんな形、さらなる形での使い方は考えられると思いますので、今後、県の担当課とも調整しながら有意義な活用法を考えていくということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 産業振興センターも、やっぱり閉まってから長い年月がたっておるんで、ちょっとずつ使いたい、利用したいグループ等がおれば、やはりちょっとずつでも貸して利用していくということが非常に大事と思われま。やっぱり人が入って使っていたら、だんだんよくなる。ただ閉めたままだったら、やっぱり建物というのはなかなか風も通らなくなっていかなっていくもので。

いろんな方が利用していくうちに、ここを使ってみたい、自分でちょっと直してやってみたいというグループとか企業とかも出てくると思うんで、やはり積極的に門戸を開けて使わないと、本当に町民の方の財産を閉ざしたままになっておるんで、絶えず積極的に開放し、時々年に何回かでも入り口、下も開けて中を見てもらったり、いろいろ中を見てもらって、町民とかほかから来る企業の人等にも見ってもらって、こういう使えるところがある、いろんな展示じゃない利用方法もあるんじゃないかというふうに積極的な、やっぱり情報発信、また、町民の方の財産であるので、開かれた行政とか町民の財産を時々見ってもらって、みんなにいろんな使い方を提案してもらったり、使ってもらうように努めることが大事と思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をいたします。

議員ご指摘のとおりだと考えております。旧四季菜館の1階ホール、かなり広い部屋でございますので、また、町民の方も有意義に利用してもらうスペースとしての活用も考えられるところでありますので、先ほど言いました最小限の修繕をまずする必要がありますけれども、次の事業計画、企業誘致等の使い方が決まるまでの間は、何らかの形で町民の方々にも開放して、フリースペース的に利用できるようなことで有意義に活用していきたいというふうには考えておるところでありますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 町の行事、夏祭りとか産業祭等いろんな行事があるとき、やはり下をちょっと開放して休憩スペース等とか、せつかく広いところがあるので有効活用して、やはりいろいろ便利に使い勝手がいいということをアピールすることが大事と思われま。

続きまして、大項目2の観光レジャーについて。

本町には、今、自転車競技の専門家の方がおります。本町の帰全山や吉野運動公園等を整備し、自転車による交流人口拡大につなげてはどうか、つなげるべきではないかと思われま。

本町の豊かな自然、また、アウトドアヴィレッジ本山や、また、白髪山、奥白髪等、山岳観光、雁山や、また、吉野川、汗見川、行川と、また棚田と非常にすばらしい景観がそろっております。

その中で、自転車というのは、また、ロードレースやトラックレース、また、マウンテンバイク、トライアル、また、BMXやサイクロス、インドアの自転車、また、パラサイクリ

ング等、非常に自転車だけでも幅広くあります。

また、自転車、サイクリング等は、自然を楽しみながら自分のペースで世界を探索できるすばらしい趣味、スポーツ。また、趣味にとどまらず、身体的・精神的な健康の維持、環境へ与える負荷の軽減等のメリットがあり、実践的で楽しいアクティビティなのだと書いています。

また、サイクリング等には10のメリット等もあるとあります。

メリットとして、1、健康的なライフスタイル、2、環境に優しい交通手段、3、ストレス解消、4、経済的である、5、成長と自己達成感、6、社会とのつながり、7、運動能力の向上、8、心地よい眠り、9、視覚的な楽しさ、10、自由と冒険と、やはり自転車の持つ地球環境にも優しい、すばらしい可能性、また、本町におられる自転車の専門家の方のいろんな競技等、計画、運営等をされておるんで、やはり本町も取り組んで、自転車の新しい魅力発信、また、ちょっとした競技とか自転車の魅力発信にはそれほど場所も要らないとも言われておりましたが、やはりこの自転車等も新しい観光、健康増進の一つとして本町の取り組む考え、これからの進め方等、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 8番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

本町の帰全山公園や吉野運動公園を活用した自転車競技等の取組ということでございますが、本町の管理しておる公園につきましては、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の住民らが花などとの自然と触れ合い、様々な体験ができる多目的な公園といたしまして定着しており、休日には町内外から多くの訪問があります。

今回、大石議員より、公園内において自転車人気を活用した交流人口の拡大の提案がございましたが、本町が管理する各公園につきましては、前述したとおり、幅広い世代の方々がそれぞれの目的に応じて楽しむ自然公園との位置づけでありますので、公園内での自転車使用は安全管理の面からなかなか共存は難しいとの見解を持っております。

なお、自転車を活用した交流人口拡大との考え方につきましては同感でありますので、現在、モンベルアウトドアヴィレッジが実施しておりますサイクリングルートの提案、これは汗見川の清流や南部地域の棚田を巡って、これも健康づくりとかストレス解消というような目的で実施をしますが、そのような既に事業者のほうで自転車を活用した事業展開をされておる事例もございますので、今後、それをまたますます発展させることを目指して、本町のロケーションを生かした新たな展開を住民と共に考えていく必要があると思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん） 今、モンベル等も本当にサイクリング等、非常に力を入れてやっていると思います。

また、電動の自転車や、また、お子さんを自転車の後ろに積んで引っ張っていくチャイルドカーじゃないですけども、小さいお子さんも一緒にサイクリングに行けるようなものを入れており、非常によいと思われます。

また、その中へ、また新たに自転車で別角度からも本当は入ってきてくれておる、非常にこれはモンベルとその新しい自転車屋さんとかお互いに非常に相乗効果が出るんじゃないかと思われますので、また、公園等の本当に一角でも、それほど土地もほとんど地形変更とかも少なく、ちょっとイベント等のときに使うとか、やはり交流人口拡大、また、本町等へもいろんな自転車競技の新しい提案等もしてくれておるんで、積極的に取り組んで、本山でもいろいろ事業を計画してもらう。

公園等が使えなくても、ほかのどこか場所等とか、やっぱりいろんな提案も聞いて、いろいろイベント事業等、定期的ないろんな競技等、本山を自転車の聖地みたいにとかして、年に何回かいろんなイベント、大会等も開けるようにすると非常にいいんじゃないかと思います。

本町もいろいろ自転車等の競技ですと、山道を下っていたりとか、本当に可能性はいっぱいあると思うので、いろいろみんなで話し合っ、やっぱりいいものをつくっていく。また、せっかく専門家等、人もおるので、やっぱり協力して進めていくべきではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

議員のご指摘にもありましたが、現在実施しておりますモンベルのほうでやられております自転車の関係は、主に幅広い世代の方が気軽に体験できるような内容でございますので、そのような内容がいろいろ、この嶺北管内で展開されておるといのが一つありますのと、それと、もう一方、より自転車を活用したスポーツ性の高いような取組、先ほども大石議員からもありましたが、山岳を利用したマウンテンバイクとかそういうものは、なかなかこれまでは本町のほうでも実施ができていなかった部分でありますので、先ほどの専門家のほうが本町のほうに在住しておるといお話もありましたので、いろいろ意見交換をしながらそのような適した場所があるのかどうかも含めて、ちょっとそういうスポーツ性の高い部分にも交流人口拡大に向けて展開していけるのかというところは、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん） やはり、よその町村ともいろいろイベントとか計画して、非常に活発にされておるんで、本町もやはり取り組んでいかないと本当にもったいないとか、せっかくいろいろ提案等もしてくれてきておると思うんで、やっぱりそれを積極的に取り組むことが非常に大事だと思います。

いろんな、本町なんか山岳地なんで、山道、林道等を利用した山道の凸凹道を通る楽しさ

とか、自転車に限らず、バイクなんかもやはり舗装のないところをおわえて行くような方もおったりもします。それで、舗装があり、ロードの自転車コースがあり、また、民地になりますけれども、シマノカワラ等も、時々何かイベント等のときに活用等もしていけたら、非常に可能性がいっぱいあるんじゃないかと思います。

自転車に限らず、やはり、いかに今本町におる人材を活用してもらうとか、お互い意見等を出し合ってやっていくことが非常に大事だと思います。やっぱりいろんな提案をされておっても、あまり取組が弱かったりいろいろすると、本当に提案等とか意見を出してくれる人なんかもやっぱりやりがいなくなったらいかんので、いろいろ打てば響くような行政が非常に大事だと思います。

いろんな可能性へ向けて幅広く取り組んでいく本山は、いろいろ楽しいことをいっぱいしているなと思ったら、またよそからも本山はいい町だねというふうに、また、それを広くほかへも広げていくようになると、視察等も来たりとか地域交流も活発になると思います。が、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをしたいと思います。

この自転車の取組を通じまして、観光の分野でも交流人口の拡大とともに、やはり本山町は森林・林業ビジョンの中では、この森林や山に親しんで、いろいろ交流活動をしていくというような目的も持っておりますので、特にそのような山岳観光の一つとして、森林・林業ビジョンの中で検討しておる委員会の中でもちょっと今後の検討課題ということも含めて、また、本町の資源を生かした新たな取組として考えていければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）前向きに取り組んでいってくれるということで、これで一般質問は終わります。

それで、ちょっと最初に言えなかったんですけども、東日本大震災から今日で14年、まだ帰還できていない人や、やはり原発事故等により捜索もできない状態も続いているということです。本当に一日も早い復旧・復興をお祈りしております。また、やはり避難されている災害公営住宅等でも結びつきが弱くなって亡くなったりもしておるようなので、やはり今後の備えが大事だと思います。

また、昨日は東京大空襲があった日でもあり、戦争はやはり二度としてはならない、本当に平和国家でいくべきだと思います。

住民の方、執行部、また議会等、やっぱりみんなで力を合わせて、よりよき本山町を目指していくべきだと思います。

以上で、大石教政、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、8番、大石教政さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さんの一般質問を許します。

3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 3 番、永野栄一、議長より発言を許されましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

本日は3問、一つ目が防災対策について、二つ目が障害者対応施策について、そして、最後の三つ目が教育施設整備についての質問を行います。

まず、防災対策についてであります。先ほど同僚議員に対する答弁のときに、町長が本日は東日本大震災が発生した日と述べられました。その中で、東日本大震災、あるいは能登半島の災害の教訓をという話が出ておりました。教訓はいろいろあるわけですが、災害復旧が遅れてなかなか地元に帰れない、過疎化がどんどん進んでいくという現状があります。

町長は今回の定例会、施政方針で、本町にとって人口減少、少子化は喫緊の課題ですと述べられています。若者に対する施策等については、逐次町長のほうから提案されて議論されていますので、今回は防災対策、いわゆる今いる人たち、あるいはこれから来る人たちが安心・安全に住めて、なおかつ本山町に災害があったとしても多くの人が残る、あるいは来訪されるような本山町にするべきではないかと考え、今、質問をしたいと思います。

町長が述べられていますように、自然災害はいつ発生するか予想できない状態です。防災・災害対策の基本は、被害を最小限に食い止め、災害復旧を素早くすることが大切であると考えます。その意味で、砂防堰堤の設置や家屋の耐震化等のハード面は必要であります。災害時及び災害後のソフト面の運用も大切であるということは、先ほど述べましたように東日本大震災等でも承知のとおりであります。

そこで、質問をいたします。

まず一つ目は、以前から進められております各地区の地区防災計画はどこまで進んでいるのか、そして、その中身であります避難要領や訓練はどのように実施していくのかについて、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 3 番、永野議員の一般質問にお答えします。

防災・減災対策では命を守ることが最優先であるということは、皆さんの共通の認識であるというふうに思います。

昨年の8月、宮崎県の日向灘で発生した最大震度6弱の地震により、気象庁から南海トラフ地震の臨時情報、巨大地震注意が初めて発表されました。改めて、地震に対する日頃からの備え、住宅の耐震化や家具の転倒防止、火災発生を防ぐことなど、防災・減災対策に取り

組むことが重要であるというふうに感じたところでございます。

また、豪雨災害では、砂防事業等の取組も重要であるというふうに考えております。

議員がご指摘されました災害後のソフト面の運用も大切であるということは、これは私、同感でございます。特に、最近強く言われておるのは、災害関連死を防止するということが課題であり、また重要であるというふうに言われております。長引く避難生活において、体調不良やストレスといった間接的な原因で命を落とすというケースが非常に多いと。これまでの災害で多く発生しておるといふふうに言われております。

よく「TKB+W」といふふうに言われますけれども、Tはトイレですね。それから、衛生的なトイレの確保。Kはキッチン、食事というふうに捉えております。Bはベッドですね。快眠、睡眠というところです。そして、Wというのは、これもまた大事だということで、体温を保つと、いわゆる低体温症を防ぐという、暖かさですね。これ、夏でも低体温症があるということもございます。こうした点を考慮して備えをしていかなければならないというふうに私は考えておるところでございます。

個別の質問につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 永野議員からのご質問にお答えいたします。

現在の地区防災計画の進捗状況ということでありましたけれども、現在、三つの地区から計画づくりの相談を受けて進めておるところでございます。地域の課題や計画の進め方、町からの支援などの協議を行っておるところでございます。取組方法など再確認をして計画の実効性を高めていきたいと考えておるところでございます。

また、避難要領や訓練の実施についてでございますけれども、避難の仕方等につきましては、年に1回、自主防災組織の中でいろんな方法についての協議、そして、町で一括してやっております統一した訓練なんかもお示しをしております。

具体的な訓練の仕方でありましても、それぞれの地区でどういう訓練がふさわしいのかについては、地域の皆さんでお考えいただいて実施をしていくということになろうと思います。万一災害が起こった場合は、その地区の集会所などを中心とした訓練になってこようと思いますので、具体的な訓練の仕方、方法につきましては、相談を受けながら共に考えていくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん） 本町の南海地震といいますが、南海トラフ地震の巨大地震が、町長が言われるように80%、30年以内が80%アップしています。

本山町でも震度6から7ぐらいの地震が来ると言われております。それで、兵庫県立大学の井上教授が東南海地震の経済被害はということで、スーパーコンピューターの富岳を使って予想されています。その被害は220兆円といえますので、年間の国債予算より2倍近く多い被害に遭うと予想されています。

条件は、巨大地震が2回起こった東南海ということなので、基本的には東海沖地震の後に南海地震が起これと想定、1回目の巨大地震が発生した後、180日後に2回目の巨大地震が発生したと。そのうちマグニチュード8から9の地震が2回起こったという想定の下で、GDP損失は年間134兆円、これは東日本大震災の10倍の被害とされています。

20年間の被害は1,410兆円、とてつもない大きなあれです。特に製品供給網のサプライチェーンの影響で、北海道から沖縄まで全国にこの地震が起きた場合は影響されるということで、大変な地震になると予想されています。

こういったものが起きると、やはりどうしても都会といいますか、大きな幹線だとかそういうところにいろんな資本といいますか、予算が投入される。四国でも、この前のNHKの四国巨大地震シミュレーションでもやっていましたけれども、8の字の路線は最優先的に道路網が整備される。すなわち、ここでいうと32号線は、比較的早い時間にといいまして、時間というか数日はかかるみたいなんですけれども、投入されると。あとは、県とか町の力がどれぐらい予算を投入して、あるいは業者が実施できるかにかかりますけれども、かなり長い時間がかかるだろうと。

それは、能登半島の地震の後の状況を見ても分かるとおり、なかなか道路網も回復されないというところでありますので、現在の課長のほうから地区防災計画、今3地区と言われました。もっとペースを上げて、地区のほうから要望があったからというだけではなくて、やはりこちらからプッシュしながら少なくとも本年度中に全ての地区の防災計画を作成するというようなことで進めないと、いつ起こるか分からない災害、地震だけじゃないですね、災害なんで、洪水のこともあればいろんなことがあると思います。

パンデミックもあるかも分かりませんし、いろんな災害に向けての防災計画というものを早急につくっていくべきじゃないかと思いますが、町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） ご指摘のとおりペースを上げてと、災害はいつ起こる、今日かもしれないということですよね。いつ起こるか分からないというご指摘は、もうそのとおりだろうと思います。そういう意味での地区の防災計画、重要であると思いますので、これのペースも上げていかなければならないというふうに思います。

大きな災害が起こった際には、議員ご指摘の都市部中心になるんじゃないかという心配、私も特に南海トラフの巨大地震が発生したときには、そういったことが起こると思います。

東日本大震災でも復旧・復興に、ハードでいえば10年かかっておりますので、今回の南海トラフ地震が想定されるレベル2の地震が発生すると、もう本当に広範囲に被害が及びますので、そういう中では東日本大震災以上の被害が発生するというご指摘は、もうそのとおりだろうというふうに思います。

少なくともライフラインでは水道とか電気とか、特に町でいえば、水道は非常に復旧が大事な取組だと思いますが、水道事業者が本当に確保できるのかということについては、いろんな方々からもそういったご意見もいただきました。何らかの形、いわゆるバックヤードと

しての地域からの応援とかということがなければ、これはどうしても復旧できないだろうというふうに思います。

8の字ネットワークの話も出ましたが、道路整備については、今、こういった災害では非常に重要だということで、縦軸、横軸、いわゆるこの自動車道も含めて32号線、それから439号線、それに、横軸ですね、それは。縦軸では、県道等もございますので、そういったことは災害対応に非常に重要な道路になるということで、この県下の他の自治体とも力を合わせて道路整備についても要望しておるところでございます。

すみません、ちょっと話が長くなりましたが、地区防災計画につきましてもペースを上げて取り組むべきではないかということについては同感でございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）ぜひ、地区防災計画については最悪を考えて、楽観的に実行するとか、そういうような気持ちで対応していただきたいと思います。

次に、本年3月1日の高知新聞に、高知に政府災害備蓄拠点の要望をするという記事が掲載されていまして。私はこういったものの誘致をすべきじゃないかと思いますが、なぜかという、本町は地理的に四国の中心でもあります。そして、本山町は比較的地震に対しての岩盤がちょっと固い、比較的固いということで、沿岸沿いのような津波が来たり、地盤沈下が起こったり、隆起したりというのが比較的少ないという土地であります。

そして、本山町におかれている過疎の一環として、担い手不足によって候補地を指定する場合に、今、放棄耕作地だとか山林とか、広いエリアを比較的用意できるのではないかと思います。

また、道路網やヘリコプターの整備、災害対応病院としての嶺北中央病院等もあって、それを活用すれば、本町も災害によって過疎化が一層進むのではなくて持続可能な社会の継続の一策になるのではないかと考えているわけです。この誘致に対して、町長の今の気持ちといいますか、見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

私も東日本大震災の教訓を踏まえてということで、やはりバックヤードとして東日本大震災でも内陸地が後方支援の拠点として、遠野市とか岩手県なんかの。そういった事例を勉強させていただいたことがございます。

災害対応につきましては、町民の皆様の命を守る、命をつなぐということですね、これは最優先されると。それから、生活を立ち上げるということですね、これは最優先される大前提ということ。その大前提を踏まえた上で、この本山町を含む嶺北地域ですね、内陸地域の役割は、私は以前から議会でも答弁しておりますけれども、あるというふうに考えております。

それから、本町では嶺北中央病院という医療機関も抱えておりますので、そういったことも踏まえて、内陸地としての後方支援の拠点になり得るというふうに考えております。

申し訳ございません、高知県政府災害備蓄拠点について、一部私勉強不足でございますけれども、当然この嶺北地域に、本山町にそういう施設があれば、私は高知県にとっては有効な基地になるんじゃないかというふうに考えておりますので、これは研究させていただきたいと。手を挙げるべきときには手を挙げていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） ぜひ積極的な勉強といいますか、学習をしていただきたいなと思います。

本制度は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度というのがあって、最終改正が令和4年3月31日に出されています。

目的として、これ要綱なんですけれども、この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向けた地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業並びに大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者並びに水害時に大量に発生する被害者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とするということで、要綱が定められています。

定義としては、いろんな事業があって、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、建築物耐震対策緊急促進事業、そして、三つ目に、災害時拠点強靱化緊急促進事業というのがあって、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院等の整備に関する事業をいうというのもあります。

もう一つは、一時避難場所整備緊急促進事業という、いろいろ事業はあるわけの一つなんですけれども、ぜひ、そういったものがあれば、ヘリポートの整備だとか道路網の整備だとか、あるいは物資があるので、比較的自分のところに供給してもらいやすいという点もあるかもしれませんが、そういったものを提供することによって、いろんなメリットがあるんじゃないかと思います。

それに加えて、県議会の2月定例会、3月4日に、県議の公明党の西森県議が質問されたことに県知事が答弁をされているんですけれども、政府は、2006年度新設に向けて議論している防災庁について、事前復興の取組の強化を担ってもらいたいとし、同庁の事前復興局（仮称）や、地方分局を本県に設置するよう国に提言する考えを示したということで、そういった備蓄基地だけではなくて、人も来ていただける事前復興局関係の部局もということ述べておられます。

そういったものを含めて、ぜひ積極的に研究していただいたらと思いますが、町長、どうでしょうか、ご意見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

事前復興計画の問題と、私、事前復興事業と事前復興計画はちょっとものが違うというふうに考えておまして、被災後のまちづくりをどう考えるのかということを事前に計画しておくということが事前復興計画であろうと。

それから、事前復興事業というのは、災害に備えた事業、それから、災害後にどう対応するのかということを事前に対応しておく事業という二つに、そういった捉え方をしています、そういう意味でも、その事前復興の事業は重要なことだろうと思います。

それは、当然先ほどの砂防事業もそうでございますし、それから、仮設住宅地をどういうふうに確保しておくのかとか、災害が起こってから探すんじゃなくて、もう事前に確保しておくとか。それから、災害瓦礫が発生したときにどこを仮置場にするのかということを事前に把握して対応すると。これが遅れますと、復興事業がますます遅れるということがございますので、そういったことを事前復興計画・事業をする必要があるだろうというふうに考えております。

先ほど議員ご指摘のそういったことで、高知県は南海トラフ地震では非常に重大な被害を受ける地域でございますので、そういった機関を高知県に置いてもらうとか、それから、事前復興の事業や計画を進めるということについては、非常に重要なことだろうというふうに、私も同感でございます。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

ぜひ、これからそういったことを研究されるということでもありますので、早急に、一部、例えば、ちょっとこれは違うかもしれませんが、災害時拠点強靱化緊急促進事業なんかは、防災備蓄倉庫なんかは令和8年3月31日までに着手された事業とか、いろいろ制限があるところもあると思いますので、早急なる研究を求めたいと思います。

それでは、次なんです、これも多分新聞だったと思いますけれども、県が進める県一消防、県に一つの消防ということでの広域化を進めているという話を聞きました。この広域化というのはどのようなものかということについて説明を求めるとともに、この統一化が嶺北消防の役目や任務に何か影響はないのか。影響があるとすれば、どのようなことなのかについて、まず説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） 永野議員の消防の県一広域化についての質問にお答えをいたします。

消防の広域化は、平成6年度から総務省が推進しておまして、その目的は、人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げることなどにより、行政上のスケールメリットを生かし、消防力の維持・強化のための消防体制の強化を図るというふうに、総務省のほうではされております。

消防業務につきましては、高齢化による救急件数の増加や南海トラフ地震などの大規模

災害への対応が求められる中、消防サービスの需要は、今後ますます増大すると見込まれております。

また、県内15の消防本部のほとんどが消防職員100名以下の小規模な組織となっておりまして、嶺北消防においても定員42名と小規模でありまして、現場職員が総務業務や通信指令業務などを兼任しておりまして、これらの間接部門に多くの労力を費やしている状況があります。

将来にわたり、必要な現場消防力を確保していくためには、常備消防組織を県内で一本化し、消防力の増強に振り向けることができる消防広域化が必要ではないかということで、現在検討を進めているものであります。

高知県消防広域化の趣旨及び目的といたしましては、今後、人口減少が進行する中であっても必要な県内消防力、これは特に現場要員でありますけれども、その維持及び確保を図ることといたしまして、県内全市町村、常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で本部機能の集約を通じて間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資していきたいというふうにされております。

現時点におけます広域化の具体的な案といたしましては、県及び市町村で組織する広域連合とするということ。そして、現行15あります消防本部の本部機能を高知県消防局、これは仮称でありますけれども、そこに統一をいたしまして、直接部門への配置換えによりまして、現場力の増強を図る。そして、次には間接部門を専任化し、知識・技術向上を図ることによりまして、住民サービスの充実につなげる。県内40あります消防署、支署、分署体制及び職員の総定数は下回らないことを基本とするというふうにしています。そして、通信指令業務の集約化によるスケールメリットを生かして、共同指令センターを設置するというようなことが現在、案としても挙げられております。

今後のスケジュールといたしましては、高知県消防広域化基本構想の策定、公表がこの3月末に予定されております。

その後、この基本構想を議論のベースといたしまして、分担金や人員配置などのシミュレーションなどを踏まえた消防広域化基本計画の検討を行うために、消防広域化基本計画在り方検討会という検討会を設置し、基本計画を検討し策定していくということになっております。検討会の構成員は、有識者4名、それから、市町村長34名、そして、県下の消防長15名と、現在のところされておるといふふうにお聞きをしております。

嶺北消防では、消防職員の任務につきまして大きな変更はないとは思いますが、総務業務や通信指令業務などの間接部門が大きく減少されることによりまして、直接部門の現場業務に専念することになるのではないかとこのように考えておりますけれども、やはり何より大事なことは、県一消防になっても、将来にわたってこの嶺北地域の災害対応力がありますとか、消防力の低下を招かないということが、やはり私たちはそのことを一番に考えて対応していかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 副町長が言われたとおりだと思います。要は、嶺北の指揮系統というか、いちいちと言ったらおかしいですけども、許可を得ながらというその指揮系統の問題がどうなっているのかということと、その体制について、やはりどのようになるかちょっと見えないので、不安なところがあります。

先般、ちょっと県のホームページ、2025年1月6日に出されたのを、私ちょっと見ました。この計画では、準備期間が令和9年度まで、第1期が令和10年から令和12年度、それから、第2期が令和13年度から令和15年度ということで、最終的に消防事務の組織業務の一本化の完成というのが令和15年度になっています。

だから、この中身、今からいろいろ調整をしていくということでありますので、やはり、地元のそういった今までの業務に影響がないかというのが住民の方も、特に消防団員も少なくなっているというか担い手不足によって、そういった民間の地域というか、民間というか地域ですね。地域の力も低下している中で、やはり嶺北消防の任務というのは今以上に期待されるところがあると思いますので、そういった懸念がないように十分に今まで以上に嶺北消防が動ける、救急も含めてですけども、いろんな災害等にも対応できるようなところを維持できるように、単なる人不足によって全部集約化されて、中央のほうにいろんなものが集約されていくというところに、今不安を感じるころもあると思いますので、ぜひその辺を留意しながら本山町としての意見、嶺北消防としての意見をこれからも発信していただきたいと思いますが、副町長の答弁、再度求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） お答えをいたします。

先ほど永野議員がおっしゃいましたように、やはり広域化になることによりまして指揮伝達が遅れるとか、それから消防力の低下、そのようなことにつながることはないように、嶺北4か町村でそういう幹事会、それから、管理者会等もありますので、その中でも十分協議をしながら、やはり住民の安心・安全につながる消防力は維持をしていくという、その基本的な考え方を基に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） ぜひその方向で進めていっていただきたいと思います。

次に移ってよろしいですか。

○議長（岩本誠生さん） はい、どうぞ。

○3 番（永野栄一さん） 2 項目めについては、障害者対応施策についてであります。

政府は、2025年度から発達障害の可能性のある子どもや家族への支援を強化するという方針ということを発表されています。

そこで、本山町いきいきあんしん総合福祉計画2024の変更はあるかどうかということです。現在、大豊町と本山町を活動範囲にして、相談員は今1名なんですけれども、こう

いったものの強化はあるのか、変更はあるのかということをまず一つ。

それから、障害者、家族に対する本町の重点施策及び体制はどのようになるかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん）おはようございます。

3番、永野議員の質問に対し、お答えをいたします。

まず1点目、総合福祉計画の見直しについてでございますけれども、政府の方針を受けて総合福祉計画の変更がどうなっておるかという点につきましては、私もこの質問を受けまして確認をしましたところ、令和7年1月30日付で社会保障審議会等の方針が示されておりまして、議員がおっしゃるような発達支援について強化をするということについては確認をされておりますけれども、まだ現在までに細かい内容につきましては、国・県を通じてこちらのほうに来ておりませんので、総合福祉計画については、変更等はまだ行っておりません。

また、相談支援事業所の体制につきましては、今の現在のサービスで足りるかどうかなというところを踏まえて、今受けていただいております事業所とも相談をしながらどうしていくかということを考えていきたいと思いますが、今現在のところ、そこまでの情報交換についてはまだできておりませんので、今後、問題があれば適宜対応していきたいというふうに考えております。

次に、重点施策と体制についての質問でございますけれども、まず、重点施策につきましては、この福祉計画の障害計画というところに、基本目標を三つ掲げておりまして、その三つの中に七つの基本施策というものを挙げております。基本的な重点施策につきましては、これが中心になろうかというふうに考えております。

また、体制につきましてなんですけれども、先ほど言いましたこの基本目標、基本施策に基づいて我々は事業に取り組んでいるところでございます。また、障害者の医療、サービスの体制につきましては、中山間におきましては、なかなか支援に限りがありますけれども、地域内外を問わず、共に協力をしていただいている障害サービス事業所や病院、または関係団体と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）分かりました。

まだ詳しい情報が入っていないということで、今後、検討は後日になるという答弁をいただきました。それは了解しました。

ただ、相談員の件については後継者問題だとか該当者がいて、なかなか現状では忙しいような業務になっていると聞いています。こういったことも、今委託しているしゃくなげ荘等で現状を把握しながら、手厚い体制に持って行っていただきたいというように思います。

それで、本件については、これからの課題ということですので承知いたしました。

た。

二つ目としては、これもいきいき計画の中に示されていますが、地域における障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置について、どのように考えているかという問いです。

現在、児童発達支援センターというのは、圏域ということで、南国市の「やいろ」に今指定されているわけですが、嶺北地方というか、本山町からだとそこまで通うといっても片道1時間、行って帰ってくると2時間、迎えに行ったら4時間かかりますよね。そうすると、保護者は仕事もできない。そうすると、やはりこういった人たちは便利のいい南国市とか高知市内のほうにどうしても行かざるを得ないというような事象も発生すると思われる。

こういったことも含めて、本山町だけでは確かに対象者が少ないかもしれませんが、でも、少なくとも該当者がいるわけなので、困っている人がいるわけなので、やはり嶺北地域としてこういった中核を担う児童発達支援センターというものを嶺北地域にやはり設置するのが最も、本来なら市町村に1か所以上なので、本山町単独でやってもいいとは思いますが、先ほど言ったように対象者が少ないという理由であれば、やはり嶺北の圏内で1か所は設置すべきだと思いますが、この件についてどのように考えているのか町長の所見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

児童発達支援センターにつきましては、永野議員からも町単独の運営は財政面的に難しいのではないかとのご提案も受けており、令和6年度の嶺北地区障害者自立支援協議会に提案をしております。これにつきましては、令和7年度においても引き続き検討していく方向で、現在動いておるところです。

先ほど、国の方針においても、児童発達支援センターの機能強化や人件費などの引上げなどの拡充はありましたけれども、新たに事業所を設置する場合は、設置場所、事業所の規模、有資格者を含めた人員の体制のほかに、先ほど議員もおっしゃいました運営できる利用者の見込みが必要となります。ここ数年の少子化の中、中長期的な見通しが立てにくい現状がございますので、これにつきましては、引き続き協議、検討が必要と考えております。

また、一方で、嶺北地区の障害者自立支援協議会の下部の組織において本山町部会というのがあります。ここでは、現在利用されている保護者も送迎等でご苦労されている現状もございますので、令和7年度におきましては、事業所が本山町内の施設を利用して、少しでも本山町内の事業所に来ていただけるような体制づくりというのを、今現在調整をしております。これにつきましては、令和7年度の予算にも1名分は計上させていただいておりますので、そういったことを踏まえまして、少しでも長期の計画は長期の計画であって、今はそういったやり方で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

支援センターについては、ちょっと時間がかかるという答弁でした。当面の対策としては、そういったことも考えられると思います。ただ、令和6年度に提案されたということなんですけれども、例えば、会議の開催回数ですよね。少なくとも半年に1回ぐらいのペースでやらないと、なかなか前に進まないんじゃないかなと、持ち回りもあるかも分かりませんが、今回の相談員の問題についても、土佐町は土佐町で単独でやっている。それから、本山町は長岡郡でまとまっているというような。

だから、嶺北としてまとめるためには、やはり早くいろんな情報を共有しながら話を進めていかないと、施策がうちのところはもうやっているから、それにはちょっと賛同しかねるみたいなことが出る可能性もあるので、やはり情報共有というのは早め早めにやるために、会議のほうも回数を増やしていくとか対応していただきたいと思うんです。今回の場合は多分そうですね。

それと、児童発達支援センターというのは、例えば福祉型と医療型があって、多分福祉型を目指されると思いますけれども、そういった医療型、福祉型どちらにするのかということも含めて、今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん） 先ほど言いました相談支援事業所の立ち上げのとき、私は担当でして、なかなか苦労したのを覚えております。

これについては、確におっしゃることは分かるんですけれども、各市町村同士の考え方というのもございますので、そこら辺につきましては、先ほど申し上げた回数を多めにするとか、そういったところで市町村と調整をしていきたいというふうに考えております。

医療型、福祉型のその制度についても、併せてどういうふうにしていくのかというのを併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 福祉計画の中だったのですかね、誰一人取り残さないという福祉。そういったことも含めて、やはり人数は少ないかもしれませんが、本当に困っている人を支援していくということについて、ぜひ積極的に施策を進めていただきたいと思います。

次に移ってよろしいですか。

○議長（岩本誠生さん） はい、どうぞ。

○3 番（永野栄一さん） 最後なんですが、教育施設整備についてです。

町長の施政方針で、大原富枝文学館、さくら図書室等の施設整備については、本山町教育施設運営等検討委員会で協議すると述べられました。

特に、大原富枝文学館については、耐震化はされていないわけなんですけれども、もう見て分

かるように、耐震はないということなので、こういった対応は少なくとも早くしなければいけないというふうに感じます。

そこで、以前、議会で答弁したときに、こういった方針、概要方針について、本年度中とかこの3月いっぱい、ある程度の構想をまとめたいと答弁されたと思いますが、予算を含めた執行部の現状、どのように検討されて、どのようにこういった問題を解決していきたいのかについて、まず伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）3番、永野栄一議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

教育施設の整備についてですが、施設運営についての報告書を頂きまして、令和6年度において具体的に大原富枝文学館、さくら図書室の施設整備及び機能の拡充に向けて協議をしていくと答弁をさせていただいております。

しかしながら、会議の開催に向け遅れまして、本年1月から本山町教育施設運営等検討委員会を設置して協議を始めております。委嘱期間は、令和7年1月21日から令和9年3月31日となっております。

この中で、協議につきましては、活用できる施設の利用の整備計画について、そして、喫緊の課題であります、大原富枝文学館の施設についてもそうなんですが、本山町まちづくり委員会の協議内容も可能な限り反映したいということで、現在の大原富枝文学館施設の保存についての意見についても提案をさせていただいております。

そして、現段階で公民館の一部を活用して、出土品や民具の展示に向けて、地域イベントと併せた企画展の複数年計画ができないかといった提案もさせていただいて、協議に入ったところであります。

令和7年度に入りまして、精力的に会議開催をしていく計画としております。令和7年度の予算としましては、委員報酬、専門家謝金、合計で38万5,000円の予算提案をしているところです。協議の進捗によりまして専門性の高い調査が必要な場合は、補正予算などの対応も進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）協議期限までも答弁されましたので、2番目はないわけですがけれども、確認です。

令和9年3月31日までの期限ということで委員を指定されたということによろしいでしょうか。だから、今令和7年だから、8、9、2年間ですかね、分かりました。いろんな問題はあると思います。そして、調査もしなければいけないところはあると思います。

しかし、ある程度のこういった住民の意見、専門家の意見を聞きながら集約しないと前に進まないというところがありますので、いついつまでに、例えばこういう建物を建てるといっても、それは条件によってもうちよっと延びる場合もあるかもしれませんが、やはり区切りをつけるために、令和9年3月31日までは、ぜひ委員会の意見と、それから、それに対

する町の対応もある程度腹くくって決めていただきたいというのが、質問者である私の要望であります。

先ほど言いましたように、大原富枝文学館については、本来なら、住宅でいえば耐震化のないところに人を住まわせているというような感じなので、これはもう絶対本当はあってはいけないことですよね。故意というか、危険が分かっている使わすというのは、これは本当は駄目なので、早急に本当は対応してもらわないといけないと思うんですけれども、いろんな事情があってというのは分かりますけれどもね。そういう意味で、早く結論を出すというのが大事だろうと。

それから、さくら図書室については以前から言っていましたように、図書館機能として、今はずっとそのまま図書室ということになりますが、こういったものも早急にできないことはないと思いますけれども、いまだ図書室のままということは疑問も生じるわけですが、こういったことについても判断ができないのであれば、教育施設運営等検討委員会の中で、図書室を図書館として運営をするのにはどうしたらいいかということも検討していただきたいと思うんですが、教育長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）お答えします。

早い結論が必要という施設については、議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。

現在、協議を始めておりますが、やはり各施設ごとの整備計画、あるいは、場合によっては複合化施設の整備計画などの検討も必要になってくると、そういった可能性ですね。そういうこともありますので、やはり早めに方向性を決めるといったことが大事ではないかというふうに思っております。そうすることで具体的なスケジュールも立てていけるというふうに考えております。

しかしながら、施設整備に係る資金、整備費はそれぞれのケースでどのようになってくるのか、そういったところも検討材料として必要になってきますので、そういうところも具体的に積算をしていきたいというふうに考えております。会議で提案された内容の確認等、具体的な提案も1回目からありましたので、協議に必要な資料の収集も行いながら精力的に進めていきたいというふうに思っております。

そして、図書館につきましては、図書館については協議もされてきましたので、こちらについては、現場とも話をしながら専門家の意見を聞いて早めに整理をしていきたいというふうに考えております。

また、令和9年3月までというふうにしておりますが、民俗資料につきましては非常に多くありますので、これを企画展で1年ごとにやっていきますとかなり時間もかかるということで、こういったところの整理とか活用については2年でできるのかどうか、活用に向けては、ここはまたその時点で相談をさせていただきたいと思いますが、委員会の予定としては2年というふうにさせていただいているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

この問題も先ほどの支援センターの福祉課長の答弁されたのと一緒だと思うんですけど、さきのどういうふうにするかという、施設をどういうふうにするかというのが遠くにあって、当面どうするか。例えば、先ほど言われました民俗資料については、公民館を活用して当面はやると。だから、それはそれで私はいいと思うんです。ただ、将来のビジョンがない。ずっとそこだけで済ますというのは、本山町が文化と歴史の町と、それを標榜している以上は、やはりそういったところで本山町住民の誇りを醸成しつつ、町外の人との交流人口の拡大を図っていく。

図書館にしては、いろんな催しが行われておりますけれども、この前、昨日だったかな、何か公園で「竜馬がゆく」のあれはぜひ聞きに来てくださいと誘われたんですけども、やっぱりああいうものでもどんどん活用して、例えば、中学生だとかそういった人をできるだけ、昼間の2時からなんで、授業中だから時間の調整の必要もあると思いますが、来ていただいて、本をどんどん読んでいただくと。本に興味を持っていただくというような施策もしないといけないと思います。

だけれども、このさくら図書室をどうするかという件についても、やはり将来的にはどうするかということを併せて検討していただきたいなと思います。

民俗資料についても、現在、旧柿本医院の中に入れている、温度管理とか湿度管理もされていない中で、なかなか活用できていないというところもありますので、そういったことも施設等検討委員会の中では、やはり協議をしながらどういうふうに活用していくかということについても含めて検討すべきではないかと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 図書室機能の充実については、現在図書室の職員等が企画をしながら充実した活動をしていただいておりますのでございますし、また、県内のオーテピア等々と連携して、非常に図書の貸出し等の充実も図っているところです。こういった活動につきましては、さらに進めていきたいというふうに思っておりますし、図書館、先ほども言いましたが、整理をしていきたいというふうに思っております。

民俗資料の展示につきましては、確定ではありませんが、方針としては、なかなか単体そのものの展示だけでは、最初はいいですが、長期間見ていただけるような施設になるのかどうか、これは専門家からの意見もございますので、できれば何かと一緒に施設等にしたいほうが、見ていただく、あるいは勉強していただける機会の場によりなるのではないかと、いうふうには考えているところです。

保存状況につきましては、年間、確認もしながら努めていかなければならないと。現在のところは、保管はさせていただいておりますが、年間を通じて確認をしていかないといけな

いというふうに、そういうふうに努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。ぜひ、そういったことで進めていっていただきたいと思います。

そういった民俗資料についてもやはり選別が必要ということであれば、なおさらやはりどういうものをとというような調査も必要ですし、専門家の意見もお伺いしないといけないと思いますので、この検討会の開催を、やはり先ほどの健康福祉課長のところではないですけども、もう少し開催を増やすとかしながら進めていかないと、なかなか先に進めないというところがあります。ぜひ大まかな方向については、町としての立場を明確にして検討委員会を進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん） これをもって、3 番、永野栄一さんの一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 11 : 03

再開 11 : 11

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん） 一般質問を続けます。

7 番、中山百合さんの一般質問を許します。7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、7 番、中山百合、これから一般質問を行います。

今回は3 点ほど通告しております。

旧柿本医院に保管されている民具等の管理及び活用について、そして2 番目として、本町の課題について、そして3 番は何回も言っている更新住宅の住み替えについてです。

では、早速1 問目から質問していきます。

この民具のことは先ほど同僚議員も質問しまして、教育長からも答弁をいただきました。また、同じようなことが重複するかも分かりませんが、よろしくお願いいたします。

現在、旧の柿本病院の中に置かれているものはどんなものがあるか分かりますか。例えば目録とか一覧表とか、答弁ではたくさんの民具があると言っておりましたけれども、定期的に先ほど確認取ってやっていると言いましたけれども、それが本当にやっているかどうかのことですが、あそこはモンベルのアウトドアヴィレッジを建設されるということで、旧

の中学校の校舎に保管されていました民具とか書物とか絵画等が旧柿本医院を購入し、民具等を移転しました。あれから約6年経過します。何度かこの件に関しましては質問してきましたが、現在はどのように管理されているか。住民の皆様から頂いた大切な民具等、倉庫の中にしまい込んだ状態では、頂いた方へも大変失礼だと思います。ぜひとも何かの形で表に出すべきではないだろうかということで質問をしております。

では、今どのような管理、年に何回かと言っておりますけれども、具体的などのように風を通したりとか、どのようにしているか、あまりしていないと、民具が朽ちてしまいます。ですから、どのように管理を令和6年度やりましたか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）中山百合議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

旧柿本医院建物に保管されている文化財資料の管理についてでございますが、文化財資料につきましては、現状では遺跡から発掘された埋蔵文化財、寄贈していただきました民具などの民俗資料につきまして所蔵をしているところでございます。大原先生の資料、右城暮石先生の資料につきましても建物の階は違いますけれども、中に所蔵しているところでございます。

埋蔵物や民具等の資料につきましては、保存として悪い状況ではないというふうに考えております。カーテンで直射日光は遮断をしております、湿気も少ない状況ということで、今後も確認とこれは今までは月を決めてというのはできておりませんが、今後は確認と時期を見てのそういった管理に努めていきたいというふうに考えております。令和6年度におきましては、所蔵物等の入力作業等もしておりますので、そのたびに何回か行きましたので、そのときに風が入るというようなところでございます。そこにつきましては、改善をしていきたいというふうに思っております。

貴重な歴史的、文化的資料を後世に引き継ぐことは大事なことでありまして、今の者がこの資源を確保してつなげていくことは重要なことだと認識をしております。そういった点では展示して歴史教育や町を紹介するといった活用ができていないことは課題と考えておりまして、大変申し訳ないというふうに考えております。埋蔵文化財の一部であります、プラチナセンターのロビーに少し展示をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございます。

民具なんかはたくさんあるということですが、大体何点ぐらいあるか分かれば教えてください。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）民俗資料につきましては、令和4年11月に確認をしている件数でいきますと497点でございます。産業に関するものが161点、生活用品その他が314点、そして遊びの道具等資料が22点、合計で497点の資料を保管させていただいたお

ります。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） すごくたくさん、寄贈してもらっているものがあります。総務委員会のほうでも一度ちょっと視察に行きましたけれども、数えることはできなかったけれども、所狭さにいっぱいいっぱいありましたので、これからもそれはもう管理もちゃんとして、風通してもして、朽ちることのないようにしていただきたい。

それで例えば、一応以前にも民具なんかは旧の公民館、今、旧とは言わない、公民館の議場のところに一応展示をしてということで、何回かお話がありました。今、図書室も下にありますがけれども、公民館は耐震は大丈夫かなということを言われましたけれども、例えば寄贈とか、高野さんとか、大原さんの書物なんかは表に出すようなことを考えていかなければならないと思っております。

例えば公民館、固定化せずに、先ほど同僚議員が質問したとき、答弁として、教育長が企画展をしたらどうかというお話もありました。そうしたら、例えば一番最初に公民館の2階に期間を決めて2か月、3か月、そして半年か1年、そう決めて、展示してみると例えば2階のフロアには民具、そして前の控室、あそこなんかには大原さんとか高野さんの絵を飾ったりとか、いろいろ工夫はあると思います。そういうことをちょっとやっていただきたいと自分は思っていますけれども、固定化し過ぎたらそこは何かの形で使わなくちゃいけないときもありますので、やはり企画展するんであれば、場所もいろんなところの場所をやっていけば、そこへ皆さんが来ます。そして今まちなか活性もする中で、公民館へ展示したらそこへ足を運んでくれます。そして町の活性化にもなると思います。

そうしてもらってなかなかそういうことをすれば、本当に職員が少ない中でそういうことをするんであれば大変だと思いますが、そのときにはやはり住民の皆様とか力を借りて、また議会等も参加して、全体で考えてそういうことをしていったほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

ちょっとお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） お答えします。

議員おっしゃられましたように、できれば一部でも関連性のある企画展であればいいというふうに思っておりますので、しかもほかのイベントと一緒に、これも言われましたが共同して行っていくほうがいいと、多くの皆さんで関わっていただくという方法がいいと思いますので、それなんかも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

展示をするには、時代考証でありますとか、どういうもので作られていたとか、そういったしっかりした分かりやすい説明が、小さなお子さんから年配の方が懐かしいと思われるような、そういった説明等の場面をつくる必要があると思いますので、そういった準備もしながら、進めていきたいと思います。

今の段階では固定するよりも、場所を選定しながら企画的にやっていくのがいいのかな

というふうを考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） ありがとうございます。

本当に住民からこの497点ぐらいあるということですが、本当にたくさんの町民の方から寄贈してもらっていますので、それは財産でありますので、大事にしていきたいと思います。

それで、自分のことなんですけれども、自分もこんなことすれば、市街地及びまた本山町全体の活性化になるのではとそうように考えておりますけれども、なかなかするということは難しいことです。最初に私は子どもたちの居場所づくりとか、高齢者の集いとかいうようなことをして今店を開店しております。そういうことで、本山町でみんなの笑いとそしてにぎやかさが戻ればいいとつくづく思って、それで継続は力なりだけれども、失敗しながらでもそれが力になって私はしていくように、上へはい上がるような形で頑張っておりますけれども、なかなか難しいところでございます。

言葉でいうことはたやすいんですけれども、なかなか簡単にはできない。それで、今言っていたみたいに令和7年度は企画展などを場所を考えて、できるだけ公民館で令和7年度はやっていただきたいと思いますと思っております。ぜひお願いいたします。

そして、今、同僚議員も言いました、教育長も言いましたが、そういう展示をしたら、小学校、中学校、そういう方、子供たちも来て、昔はこんな農機具があったんだねとか、いろいろな、全然知らないと思いますので、そういう研修とか学校が呼びかけてそれを見ていただくということも大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

一応財産でありますので、よろしくお願いしたいと思うのと、それと同僚議員が言った公民館の場で図書室が今図書館ということで、図書室になっております。そして今裏のトイレも全然使えなくなっています、壊れて。そして公民館の中のトイレもちょっと古くてなっていますので、修繕なんかしながらやっていただきたいと思いますと思っております。

この前、ちょっと図書室へ行きましたら、前の議会の事務局の事務所は広げて図書室が本を置いたりとか、皆さんが勉強したりとか、学生がしたりやっているところを見かけました。ぜひそういう方向で、いい方向で公民館の活用をやっていただきたい。必ずと言いませんけれども、令和7年度にはそういうことを踏まえてしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なかなか整備に費用がかかるとは思いますけれども、それも何とか捻出してやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 問目、終わります。

そして、大きい課題の2 番目いきます。

本町の課題について、今回の質問につきましては何度かお聞きしていますが、何点か各計画や状況と利活用についてお聞きします。

①といたしまして、ここへは旧四季菜館の1階の荷物のということでしています。産業振興センターは令和5年3月の一般質問で産業振興センターの今後の活用計画ということでお聞きしていますが、もうあれから本当に7年近く経過しております。やっとホールに置いてあった廃棄物、荷物を撤去しました。先ほど、同僚議員も質問しておりますので、しつこくは聞かないんですけども、その中で担当課長が言うのに厨房等々のところがとても老朽化しておるということです。そしてまた県にも申し出て企業が来てくれるのであればということをおっしゃってございました。その中でなかなか企業も来るといってもなかなか古くなって、この前見に行ったら荷物は確かになかったです。だけれども、横の壁とか、下のこういうところも汚れて汚れてもう本当になっております。修繕をしないと何かするにしてもできないです。

課長が、企業が来てくれるのであればいいんですけどもと言ったけれども、そのときに、企業が来てくれます。そうしたら中のいろんなところの修繕はどちらがするようになるんですか。

例えば企業が来て、ここを使いたいというときに、今すごく老朽化して何も使えないところがありますので、その場合は町の持ち物ですから、町が全部修繕をして、それで企業に貸すということを考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）産業振興センターの活用についての質問にお答えをいたします。

前段の議員の質問の中にもありましたけれども、産業振興センターについては企業の誘致も含めた今検討をしておるところであります。県の企業立地課のほうにも本町にはそういう物件があるということで今届出をしているところでもあります。

企業を呼ぶとなりますと、企業に来ていただくための補助金制度なんかも各自治体で構えて企業を誘致しているという現実があります。質問のありました改修等についてはまだ具体的にそこまで話が進んでおる状態ではありませんので、今のところどちらが見るということはまだ決定はしていないということで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）本当はもうあれからあそこの産業振興の活用については皆さん今まで何回も言っています。それは7年たっています。それまでにどうしてそういう件、それまでに県へ言って、副町長が言うたみたいに県へ申し入れているけれども、それが今7年目です。それがどうして、今から、そうしたら令和7年度に何とかなるような形には無理なんでしょうか。それまでにそういうことは何回も一般質問で同僚議員らも言っておりました。本当に今やっとそういう執行部、町のほうが立ち上がってくれたということでうれしく思うんですけども、その長期間に本当にできなかったのか、新しい家でも住んでなかったら本当に古くなるので、そういうことも考えて、気をつけて令和7年度には何とか実現できるようにやっていただきたいと思います。思っております。

そうしたら、今、副町長が言ったみたいに例えば企業の方が何とかしようか、ここかというような感じになったら、まだ修繕なんかには今のところ考えていないという、ちょっとまだ、うまく考えていないようにおっしゃいましたけれども、それはそうしたら町の持ち物でするので、企業が来てくれるのであれば、補助を使って修繕するということでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

企業誘致するということになりますと、相手方が当然決まらなないと、そういう話にもまだ具体的に進んでいけないというように考えております。

先ほども言いましたように、議員もおっしゃいましたように、町の建物でありますので、ある一定本体に係るものについては、当然町のほうで修繕していかなければならないこともあると思いますし、先ほども言いましたように、企業に来てもらうということになりますと、企業がこちらへ来る魅力ある、そういう補助制度なんかも構えて対応していかなないと、なかなか企業も本山町にということには難しいんじゃないか。それは県下のほかの自治体も企業誘致するということで、あらゆる補助制度なんかを構えて、就労の場を確保しておるとい実態があります。そのことについては今後検討、研究もしていきたいというように思いますし、令和7年度中に企業が決めればいいですが、なかなかそういう簡単なものでもないと思っております。

今まで企業誘致に向けて積極的な取組がなかったのは、建物を建てておりますのは、補助制度があります。その補助制度によりまして補助金を頂いておるんですけれども、その償還、違う目的に使うことになると、補助金を償還しなければならないということもありまして、現在のような状況になっておるといことでもあります。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）もちろん今まで来ていなかったのに、令和7年度に企業が来るというのは難しいと思います。それは私にも分かりますけれども、その7年間の間に1年1年そういうことを検討しながらやっていただけたら、こんな何年もかからなかったと思います。

何でも早め早めに、今空いているところの建物の活用、利活用については、全部はなかなか財源の面もあるので難しいので、何か一つ、どっかをせないかんということに、やっていただきたいと思います。

ぜひ企業のこと、それで今、副町長が言ったみたいに企業が来るか来ん分らんけれども、修繕は今ちょっとできていない、補助を使ってするようなこと、おっしゃいましたけれども、企業の人があそこで何か使いたいということで、もう四季菜館、見に来たときに、すごくいっぱいだったときにどんなに思うかなと思って、それも心配はするんですけれども、そういうことに向けて努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしたら、①は終わりました、②の健康福祉センターの一部地域医療検診等で使用しているのは、ほかの空いている部屋の活用は今後どのようにするのか、お聞きいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん） 7 番、中山議員の質問に対しお答えをいたします。

保健福祉センターの検診室以外の利用状況につきましては、小さい打合せ、また相談業務などで小会議室、または乳幼児健診につきましては全フロアを使いながら乳幼児健診をしたり、また産業文化祭等の会場として使用しております。

今後の活用をどう考えておるのかというところにつきましては、保健福祉センターにつきましては、福祉避難所の位置づけがございますので、基本的には福祉避難所としての設置を第一優先に考えて管理をしていきたいというふうに思っております。

なお、併せまして今現在応急期機能配置計画等の見直しがやられております。この計画ができました後に、こちらのほうと合わせまして災害時公衆衛生活動マニュアルというのが、保健師、公衆衛生の栄養士等が考えるマニュアルがございまして、これなんかもそれに合わせて見直しを来年度には計画をしております。この中でさらなる福祉避難所の活用をどうやっていくのかということを含めまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん）福祉センターは、福祉の災害のときなんかにそういうこともしなくてはいけないんですけれども、福祉というたら、例えば災害、台風なんか等々でプラチナセンターほかの避難場所、皆さん行っていますけれども、福祉センター、福祉の関係と言えば、例えば福祉の方、車椅子の方、障がいの方の関係もあるんです。障がいの方が車椅子とか家で寝たきりの人が避難してくるというケースがあると思うんです。具体的に福祉、全体のことがあるんですけれども、どのようなことで活用するんか、ちょっと分れば、教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん）福祉避難所につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、障がい者であるとか、通常の避難所で避難できない方を対象に受け入れる施設にはなるかと思います。

しかしながら、本山町の福祉避難所というのは、本山町が構えているのは保健福祉センターだけになりまして、医療を重視するという点で考えたときに、失礼な言い方ですが、車椅子の人よりも例えば透析の人であつたりとか、人工呼吸器であつたりとか、そういった医療に直結するような方なんかを優先して受け入れるようなところもございます。なので、そういったことも踏まえまして、福祉避難所はどういった方を対象にするべきなのかということも踏まえまして、検討していかなければならないというふうに考えております。

先ほども申しましたように、ちょっと残念ながら、障がい者の数に対して、あそこの福祉避難所が十分対応できる施設かという点に関しましてはなかなか難しい点がございます。そういった点で誰を優先するべきなのか。どういった方がそこの福祉避難所に収容できる方なのかということも併せて検討はしていかなければならないと思いますけれども、こ

れは町内全域の障害者の方、それ以外の方も、介護が必要な方も当然いらっしゃいますので、そういったところを含めまして検討が必要かとは思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7番、中山さん。

○7番（中山百合さん） 分かりました。ありがとうございます。

以前、大雨が降って、近くの方がもう寝たきりで、なかなか助けを求めることができなくて、近所の人が集まって、あそこの福祉センターへ避難したというケースもありますので、一応先ほど言うたみたいに誰を優先するか、何を優先するかということを考えまして、これから本当に台風とかいろいろな災害あると思いますので、そういうことも町民の方にはお知らせもしていくように、周知していくようにしたいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

福祉センターが空いているのに、いつもどうして、地域医療でいつも玄関入った左側が地域医療でいつも使っていますけれども、前の事務所とか、個室が二つ、広場が2か所あって、それでキッチンというか、厨房があります。そういうことで住民の方もあそこがどうしてというようなことをよく聞かれますので、そういうこともこういうふうにご利用していますということで、そういうものも住民の方には周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

②番を終わります。③の老朽化している町営住宅の取壊しについてお聞きいたします。

以前私が一般質問でも言った本村の町営住宅、4か所あるんですけども、2名の方が住んでおります。そしてその中の古い建物があります。それともう一つ、ほかのところもたくさんありますけれども、私がちょっと思っているところは、帰全山の町営住宅、以前は10棟ぐらい建っていましたが、今は、老朽化してどこかへ移ったりしたときには、全部町のほうが取壊しをずっとしておりました。そして今5か所、全部取壊しをして平地になっております。今現在は4世帯の方が住んでおります。そしてあと一つの住宅はそのまま誰も住んでいないのでそのままになっております。以前そういう感じで、もう古くなったら直すことはあまりしないということを聞いておりましたので、いまある古い住宅を壊すあれはないかと、それでその前になっておりますので、至急に撤去すると考えますけれども、お聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 中山議員のご質問にお答えします。

老朽住宅の対応につきましては、この議会でもご質問いただきましたし、別の場所からも住民の方からお話があるところです。老朽住宅でも現在お住まいの方もおいでますので、その方に別の場所へ移り住んでいただくような相談もしておりますけれども、なかなか諸事情のため進んでいないところがございます。お話し合いがつかましたら移っていただくなり、そして取壊しの作業にはかかっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 順次構わないところから撤去していただけたらいいと思っております。

実は、あそこのほかのところもそうなんですけれども、今、帰全山のことを言いましたので、提案というか、今本当に移住者とか、本山町に来て住みたいとかいうて今受入れ態勢の住宅がありません。それで、結局あそこの帰全山のところは今4世帯住んでいますけれども、あそこは本当に日当たりもよくてすごくいい立地条件なんです。ああいうところなんか住宅なんか建てたら、今入っている人には家賃が高くなるけれども、移ってもらってというような感じで、本当に立地条件がいいので、そういう計画していただけたらなと思うんですけれども、そういうことは全然考えていないんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 住宅政策として、考えていかなければならない部分はございますけれども、本山町は本山町で建てた住宅、そして払下げを受けた住宅などを含めて約200戸の住宅を管理しておるところでございます。そういったところの整理等、なかなか町が住宅を建てて管理していくというのが今後いいのかどうかということも含めまして、考えていきたいと思えます。

まだ、具体的ではございませんけれども、民間の方に活用していただくという方法もあると思いますので、町が新しく公営住宅を建てるのか、ことも含めまして今後住宅政策の中で検討していかねばならないと考えております。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 分かります。なかなか町営住宅を建てるといっても財源の関係もありますけれども、今、総務課長言ったみたいに、そこのところの今5件とかの土地がありますので、それも住民の人がそこへ家を建てたいと言ってした場合に、売るような形にもできると思いますので、そういうこともしていったらいいと思うんです。

隣の町には町営住宅があって、5軒、6軒とかして住民に買ってもらって、ほとんど今家を建てております。そういう感じで場所がよかったら住民の方も建てたいという人もおると思いますけれども、そういうところもちょっと考えてもらってしていただきたいなと思えますが、答弁ができれば、お願いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 町有地の有効活用という点では、中山議員のおっしゃるとおりだと思います。町有地を売却して、そこに家を建ててもらおうという考え方も一つの方策であろうと思いますので、その点も含めまして検討していきたいと思えます。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 売却して使えるようにしていただきたいと思えますので、ぜひ検討、よい検討、前向きな検討でよろしくお願ひしたいと思えます。

④の市街地の活性化についてお尋ねします。

市街地の活性化については、市街地の活性化協議会とか委員会とか立ち上げて開催をされております。本当にご苦労さまと思います。

この前、先日、ずっと市街地を歩いてみたところ、本当に空き家が多くてシャッターも多くて、売りというものがたくさん出ております。そういうことが多くなって寂しい思いをしました。それで旧庁舎もやっとな壊すこともできるようになりましたので、どうするかということも協議会なんかで検討をしてくれていると思いますが、なかなか検討検討、協議会、協議会ということだけではなく、具体的にどうすればいいのかということを考えていただきたいと思います。

皆さん、協議会やっていると思うんですけども、なかなかそれがちょっと見えないという、住民の方からのお声もお聞きします。具体的に多分こういう協議とかいろいろしてやったら、町の庁議のところで管理職の方らと話し合いをしてやっていると思うんですけども、それをまとめたら、町長がそれを見て、それならこういうことをすればいいと、町のトップでありますので、決断をして、やって進めていきたいと思っておりますけれども、なかなかみんなの意見を聞いて、もちろんそれは大事なことです。みんなの意見を聞いてしようということは本当に大事だけれども、一番最後に決めるのは町長の判断です。決断です。ぜひそういうことは前向きにやっていただきたいと思っております。

先日、昨日、9日の日曜日にひな祭りフェアという、たくさんの町外の方々がすごく来て大変にぎわっていました。昔はこのようなことは頻繁に行われていましたけれども、今それほど人口も減になってできないですけれども、人口が少ないながらも協議をして、まとめた意見を本当に庁議なんかに出してもらって、あとは町長が決断してもらって、あまりにもみんなで仲良しこよしにならないように、決断力を持ってやっていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 私の決断、まちづくりなんかは首長の決断も大事な部分もありますし、それから皆さんと一緒に取り組むということも非常に大事でございますので、そういった取組を進めなくてはならないだろう。

多分旧庁舎の跡地活用のことなんかの首長の決断ですか、何をもって町長の決断とか言われている、質問趣旨がよく分からないところがあるんですけれども、まちなかの活性化委員会というのを立ち上げて、まちなかの活性化計画というのをつくって八つのプロジェクトでした。それに基づいて今いろんな取組を進めています。そういう中で先日行いましたイベントなんかは、年間何回かいろいろなところを活用させていただいて、イベントも開いておりますけれども、今は委員会じゃなくて、まちなか活性化連絡会議という形で、今委員としてしているわけではなくて、誰でも入って一緒に話ができると、今まで高校生なんかも入っていただいたりして論議を進めておりますけれども、そういったところでいろいろなことをやるとか、こんなことをやりましたとか、今後こういうふうに展開していきたいとかいう話を今しておるところでございます。

イベントはもう無理なく、楽しくやろうということで、行政がこれをやろう、あれをやろうというイベントをやってしまうと、私の過去の経験ではもうイベント疲れをしてしまいますので、こういうものをやってみたいということを実現することが行政の仕事でもあるというふうに思っていて、そういうふうにこれの次はこのイベントやってくれとか、そういうふうなやり方は私は好ましくないと思っていますので、みんながまちなかとか本山町の中でとか、嶺北と連携してとか、こういうふうに取り組んでみたいというときに、行政として一緒にやれる、後押しでもできる、そういう取組にしていかなくちやならないというふうに考えております。

あと、まちづくり活動組織の立上げについては今任意の組織を立ち上げていただいていますので、令和7年度中にはこのまちなかでのいろいろな取組をきちんとバックアップできていけるような組織を立ち上げたいというふうな思いで、これは活性化計画の中にも位置づけられておりましたけれども、その取組なんかも進めていきたいというふうに思っていますし、まちなかで地域の皆さんが集える、これは仮称ですけれども、まちなか集落活動センターのようなものがないかということで、今プロジェクトマネジャーとか、集落支援員の方なんかの力を借りて、その取組を進めているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）私の質問がちょっとすみません、分かりにくくて。

そうではなくて、本当に確かに行政だけで何でもかんでもするということがいけませんので、町民の皆さんの声とか、いろいろなプロジェクトつくってやるんですけれども、まだ今聞くとところによると、それが今順次やっているということなので、もしそれが例えばプロジェクトとか委員会の中で、町長、こうこうでこういうことをしましょうとか言ったときに、なかなか協議会では決められないところがあると思いますので、決断力、そこでそうしたらこういうことをしていこうかということこの私は言ったつもりでしたけれども、なかなかそのものが伝わらなくて申し訳ないと思っています。

本当に住民と皆さん、議会もそうですけれども、協力してやっていかなくては、自分たちの町は自分たちで守ろうとではあるんですけれども、それぞれ意見を聞きながらやっていきたいとは思っておりますけれども、それで決断力というのはこれをしよう、あれをしようと思ったときに、そこで町長がトップであるのかじを取って、そうしたらこういうことをしよう、多分庁議なんかでも、そういう協議会をしたときの話し合いなんかも出ていますので、そこで決まったときには町長がこれをしようということの決断力を私が言うつもりでしたので、ちょっと質問が分からなくて申し訳ないです。

そうしたら、先ほど町長が分からないけれども、旧庁舎のことを言っているんですねということをおっしゃいましたので、旧庁舎のことも今の段階でお話をしているところが大体のめどはつけているのか、利活用についてもしているのか、ちょっとそれをお聞きいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今、旧庁舎は取壊しをして、周囲の安全対策を図った上で取壊しをして、当面は平地になるだろうというふうに思います。ワークショップなどでいろいろなご意見を伺っております。そういった何も造らないほうがいいという意見まで含めて、いろいろなご意見をいただいておりますけれども、それを踏まえて、この方向性を出した中で皆さんにもう一度、論議を、言葉は悪いんですけども、たたいてもらうという作業は当然しなくてはならないと思いますけれども、それは少し、その方向性を今出すというタイミングではないというふうにも思っていて、少しそれを踏まえて、今後のことについては考えていかななくてはならないというふうには思っております。

いろいろな意見をいただいておりますし、最近でもいろいろな会議でも大体統一されたようなご意見がございますので、そういったことをどういうふうの実現していくのかということは打ち出したいというふうに考えております。

庁舎内部でもそういった話を、私からも投げかけて論議をしておりますけれども、そのタイミングはちょっと慎重に考えなくてはならないというふうには考えております。

○議長（岩本誠生さん）質問中ですが間もなく12時になりますが、この2番の質問が終わったら昼食ということにしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）じゃ、質問を続けてください。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）旧庁舎の跡地の件の利活用については、なかなか難しいところもありますけれども、住民の皆さん、そして検討委員会の皆さん等々集まってやっていると思うんですけども、それも検討努力をしていますけれども、それも1年、2年、3年、4年、何年もたつようにならないように、早めに結論が出ればいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これはこれで終わりますので。

○議長（岩本誠生さん）質問中ですが、ちょうど12時になりますので、あとの3番は午後に回したいと思います。構いませんか。

（「はい」の声あり）それでは、1時まで休憩します。

休憩 11:59

再開 13:00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）午前中に引き続いて、最後の質問をさせていただきます。

この中でちょっと発言の用語の中で、旧の更新住宅と書いていますけれども、これは改良

住宅の間違いですので、すみません。

令和6年12月に改良住宅の取壊しについて質問をしました。そのときに執行部の答弁では、今現在入居している方がもう改良住宅にいますので、新しい住宅に入ったら壊していこうということをお聞きしました。それはそれで今回は昨年3月の町長の施政方針の中で、公営住宅を建設するとのことがありましたけれども、具体的なことが分からないので、建設の戸数とか場所とか、家賃等など、どのように考えているか、具体的な内容をお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）7番、中山議員の一般質問にお答えします。

私、町長に就任しまして3年を経過いたしました。

就任したときに、いろいろな大きな課題がありましたけれども、更新住宅事業の件につきましてもその一つでございました。これは経過は議員全員ご承知でございますけれども、40戸建設してきたと、でも地元の地区の委員会の皆様には50戸を建設するという約束でこの事業を進めてきたんだという話がございました。そういった更新住宅の事業につきましては地元の協力がないと進まないということも私も承知をしておりますし、そういう中で、この解決を何とか図れないかというふうに考えてきたところでございます。更新住宅事業の完了ということは、特別委員会でも話しされておるとおり、老朽化した改良住宅の取壊しをもって更新住宅事業は完了するんだということで、その完了に向けて何らかの形で進められないかということで、この3年間、一生懸命考えてきました。

その中で、40戸を上回るものということについては、家賃とか入居の選考の方法とか、募集選考の方法とかも、公営住宅と同じ形になるので、そういうことであるのであれば、公営住宅を戸数は別としても公営住宅を建てることで、この更新住宅事業の完了に向けて取り組めないかということで地区委員会にもお示ししましたし、議会にもこれは何度も説明をしてきたところでございます。今そのめどが立っていないということにつきましては非常に申し訳ないというふうに思っております。

この質問の建設戸数、場所等につきましてはこれはもうそういった見通しも立っていない中で、そのことを論議するのは適当でないというふうに考えておりますので、その戸数、場所については控えさせていただきますけれども、家賃等ということですが、家賃につきましては先ほど言ったとおり、公営住宅で建てるとなれば公営住宅に基づいた家賃になるということを私は考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）先ほど私が質問したその場所とか、町長が言うのに、そういう解決がまだできていない。そしてまだけど新しい住宅が2件、二つぐらい空いています。そして今いる人がもし早く入ったらそれで解決できるんです。それができないということはどうしての理由かをちょっと教えていただきたい。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）この件につきましては、もう議会で何度も私も答弁し、特別委員会でも論議をされてきたところでございますので、そういうふうに解釈していただければというふうに思いますけれども、40戸建設されて、地元では50戸を建てるという約束でこの計画が進んできたのに、それが履行されないということからこの問題は生じておるというふうに私は解釈しております。それはもうこの3年間の論議の中で中山議員もご承知のことだというふうに、私は承知しております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）本当にももちろん前町長のときに50棟から40棟になって変更になりました。それは住む方がどうしても40棟、一番最初に私が調べたときには39棟でよかったんですけども、40棟に一つ増やしてということで、ちょっと私はそういう記憶はありますけれども、今そうしたら、その空いている2軒の住宅ですけれども、新しい住宅、その件に対してはどのようにこれからしていくのか。普通の一般住宅として行政連絡なんかで応募していますけれども、そうなるか。どうしてそれで、私は納得があまりいかないんですけれども、どうして公営住宅を今建てないかんのか。私はそれがちょっとあまりいかななものかと思っております。

そして、今、町長が言ったみたいに、まだ見通しが立っていない。家賃は今の更新住宅の家賃にするとおっしゃっていましたが、違うか、もう普通の一般住宅の家賃でやるとおっしゃっていましたが、そうしたらどうしてそれを、私にはちょっと分かりかねますけれども、私は公営住宅をどうして今建てないかんのかということに本当に思っております。

それで場所とか、戸数とか等もまだ全然決まっていないと。令和7年度に町長はもうあと10か月ですけれども、結局、令和7年度には解決できるような見込みを持っているんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）いくつかの質問があったというふうに思いますけれども、前段にありました現在2戸空いておる住宅というふうなご質問だったと思いますけれども、これもこれまでの住宅の特別委員会あるいはこの全員協議会でも何度もお話をしましたとおり、現在空いておると言いましても、改良住宅にお住まいの方が移り住んでいただくためにある住宅でありまして、そこを空けておるわけではなくて、改良住宅にお住まいの方に移っていただきたいということで2戸あるんです。それ以外のところでもし転居されたりした場合は一般住宅として公募していますけれども、今の2戸の住宅につきましてはそういうことで、もう入っていただく候補の方がおられるということで、空けておるわけじゃなくて、用意をしておるというふうにお考えをいただきたいと思いますけれども、これはもう何度も委員会でもご説明をし、話をしてきたところです。

それと、今さら公営住宅を建てるということですが、建てるかどうかも含めてまだ決まっていないというふうに先ほど町長も言ったとおりで、この事業が開業のめどが立ったときに、これまでのお約束を含めて検討するというふうにお話をしたとおりでございます。

す。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） そうしたら今言ったみたいに、令和 6 年の 1 2 月に同僚議員が予算を取っていないけれども、もし建てるのであれば、予算に入れていないんですかという質問をしましたけれども、入っていなかったです。というのは、公営住宅を建てるか建てんかという分ではもう建てることには間違いない。そして今、総務課長が言ったみたいに空けているわけではないというのが、ちょっと私意味が分からないんですけれども、今住み替え住宅として今改良住宅が本当に老朽化して危ないし、そういうために住み替え住宅をしようということで最初言ったと思います。進んでいたと思います。そうしたら二つ空いているそれ、今度改良住宅におる方がまだおるかも分からんのでそこ二つ空けているというような言い方でしか取れなかったんだけれども、もう一度、ちょっとそここのところ詳しく教えてください。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 今、前段申し上げた内容以上のことはないんですけれども、現在改良住宅にお住いの 2 戸の方が移り住むための住宅が 2 戸空いておることだけでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） そうしたら、前議会のときに、執行部のほうから、今改良住宅に住んでいる方が住み替え住宅に入れるように、努力するという答弁もありました。そうですね。そうしたら、今どのように努力をして、その人が更新住宅へ入ったらそれでもう済むことじゃないでしょうか。改良住宅から更新住宅へ入るのに解決すると思いますけれども、多分お一人の世帯の方が多分入っていないんだと思いますので、その努力をして、その方が今度建てた新しい住宅に入ることを考えていただきたいと。考えてくれていると思うんですけれども。

それで、町長が 5 0 棟建てるということで約束しておって、地区ともいろいろ話をした結果、公営住宅を建てるということを打ち出しをしました。どうして今なのと。もちろん本来に移住者とか、本山町に住みつきたいという人なんかがいっぱい電話なんかかかってきても、受入れ体制の空き家の住宅が本当に今ないんです。だから、それやったらそれは町営住宅とか集団住宅とか、そういうのを建てて、受入れ態勢でしていくことはいいんですけれども、どうして今公営住宅なんですかという、私はそこがすごく疑問になって、多分町長としたら、5 0 棟建てるところに地区とも話をして 4 0 棟しか建ててなかったの、それを踏まえて、解決策として公営住宅を建てるということだとは思っているんですけれども、私にはもう理解ができない。そして公営住宅を建てる必要はないと私は思っております。

そうしないと、どうして、今改良住宅に入っておる人が入ってくれることが解決できるの

に、どうしてか、本当にちょっと疑問になります。町長が言ったみたいに公営住宅はまだ戸数も決めていないとか、件数も決めていないとかいうのは、その件に対しては地区とも共有しながらですけれども、それが大体町長は任期あと10か月ですけれども、その期間で解決できるような考えをお持ちでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

中山議員、公営住宅の必要性はあるので建てないかんというご質問をされた後で、建てる必要はないというので、私は非常にその辺はどういうふうに考えたらいいいのかなというふうに思いましたけれども、昨年の施政方針で示したのは、更新住宅事業は改良住宅の老朽化に伴う建て替え事業として平成28年度から住宅建設に着手し、令和3年度までに住み替えに必要な40戸を建設しました。一方、地元地区委員会からは事業推進に当たり、住み替えに必要な戸数を上回る50戸の住宅を建設するという約束に基づき、更新住宅を進めてきたと指摘を受けています。

町としては、更新住宅事業の制度に基づく40戸を上回る住宅の建設はできないことを確認しています。

一方で、老朽化した公営住宅の建て替えや移住促進の観点から、住宅建設の必要性は認識しており、建設戸数は別として新たな公営住宅の建設にてこの課題というのは更新住宅を取り壊すまでの解決を検討しており、その方針について地元地区委員会へお示ししています。更新住宅事業は老朽化した改良住宅の取壊しをすることで事業完了となりますと、地元地区委員会のご理解や議会特別委員会のご意見もいただき、更新住宅事業の早期完了に努めていきたいというふうに施政方針出したので、このように読んでいただければもう、それでそれ以外の考え方は毛頭ございません。

特別委員会の審査もいただきましたけれども、いろいろご指摘はありますけれども、今後は事業の早期完了に向けて、早期完了というのはこの特別委員会が設置された付託事件の平成28年から40戸を建設に至るまでの事務手続の調査を行い、旧住宅の取壊しを含めた事業の早期完了への道筋を図るという目的で検討されて、答申の最終報告を出されております中にも、今後は事業の早期完了に向けて、令和6年3月議会において町長が示している施政方針の新たな公営住宅の建設で、この課題の解決を検討し、というこの課題というのは更新住宅事業を完了させることというふうに私は受け止めておりますけれども、検討し、地元へ方針を示して、なお更新住宅事業の老朽化した改良住宅の取壊しで事業の完了となるということを強く促すと、その遂行をというふうに報告書も頂いたところでございます。

それ以上のこともうございませんので、中山議員もこのことをご承知のことと私は理解しております。

○議長（岩本誠生さん） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん） それは重々、今先ほど町長が私に公営住宅を建ててもいい、建てんでもいいとか、矛盾した言い方をしたというけれども、私はそういう意味で言ったわけでは

ないのです。それはもちろん公営住宅、一般住宅、町営住宅、いろいろなことをしていかないといかんと思うけれども、どうして今、更新住宅の件でいろいろと協議している中で、意図は分かりましたけれども、私にはちょっと理解できないところがありますけれども、そうしたら、私が先ほど言ったみたいに、町長がこの後、任期１２月まで１０か月ですけれども、先ほど質問をいたしました。それ１０か月の間に何とかいい方法ができて、公営住宅を建てることは今年中にできそうなんでしょうか。それを先ほど聞きましたけれども、その答弁はもらっていないので、もう一度お願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 残された任期の中で更新住宅事業の完了に向けて、完了というのは老朽化した改良住宅の取壊しをもって更新住宅事業は完了するということでございますので、それに向けて、私は努力をしていきたいということを思っておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） ７番、中山百合さん。

○７番（中山百合さん） 重々、町長の気持ちも分からんことではないんですけれども、前の町長を引き継いで、この言い方適切ではないけれども、尻拭いしもって３年間自分のカラーがなかなか出せなかったというなんではないやろうかと思っております。それでこの更新住宅というのは本当にもう何年も何年も前からこの課題でずっと引っ張って引っ張って解決もせずに町長が公営住宅を建てるので、それで解決方法に向かうということは分かりましたけれども、まだちょっと自分でもよう納得はしていないんですけれども、今おる人がそこに入ったら何でも解決するのに、どうしてそれができないかというのは私もつくづくとちょっと何とも言えないところもありますけれども、町長がそういう思いでやって。

それで、ちょっとこれは一つだけですが、公営住宅を建てたときには、家賃なんかは一般普通の公営住宅の金額で、今の更新住宅は２ＬＤＫ、３ＬＤＫ、２階建てのというのがあって、順番に金額が違っております。今度建てることの公営住宅に対しては、家賃なんかは普通の一般の家賃で応募していくのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

更新住宅事業でもし建てていたとしても、４０戸を上回るものについてはそういう運用をされたというふうに私は理解しております。だから、公営住宅になっても同じ扱いになるというふうに私は当然考えております。同じというのは通常の家賃計算に基づいた家賃になるということでございます。

○議長（岩本誠生さん） ７番、中山百合さん。

○７番（中山百合さん） 分かりました。

本当にこの更新住宅のことは特別委員会も立ち上げてやって、なかなか解決まではいかなかったんですけれども、町長が公営住宅を建てて、それで解決策をするということでありますので、町長が決断をして、そういうことで思っているのであれば、反対賛成は関係なしに、見守っていききたいというか、ちょっといききたいと思っていますけれども、本当に慎重に

考えてもらいたい。公営住宅が幾つ建ったらいい、場所も全然決まっていないという、まだあやふやなことです。それに対してもかっちりしたことをやっていただきたい、教えていただきたいと思います。

これでもうこれ以上言うことはいいです。町長が決断してそういうふうになっているんだとしたら、反対、賛成じゃなしに、公営住宅を建てればいいということはもう自分で思っていますけれども、町長の決断力であと10か月の間、任期まで頑張ってやっていただきたい。いろんな解決は一つでもしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、7番、中山百合さんの一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）それでは、続いて、1番、吉川裕三さんの一般質問を許します。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）議長のお許しを得ましたので、1番、吉川裕三、一般質問に入らせていただきます。

2011年の今日、14時46分に発生しました東日本大震災から14年の歳月が流れました。犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を捧げ、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、大船渡市で発生しました大規模山林火災に対しましてお見舞いを申し上げます。14年たった今でも約2万7,600名の方が避難生活を余儀なくされております。私自身も昨年5月に陸前高田市、大船渡市等の被災地を訪問させていただきました。まだまだ復興途上であると感じました。私たちは東日本大震災の記録を決して過去のものとはしてはならない。決して風化させてはならないと感じております。

もう一つ、風化させてならないものがございます。昨年12月定例会におきまして、戦争の記憶を伝承する平和の語り部事業の普及拡大ということについて質問させていただきました。この件に関しまして紹介させていただきたいものがありますので、1点紹介させていただきます。

先月23日の天皇誕生日に際しまして、今上陛下はこうに述べられております。

今年、戦後80年という節目を迎え、各地で亡くなられた方々や苦難の道を歩まれた方々に改めて心を寄せていきたいと思っております。そして戦争の記憶が薄れようとしている今日、戦争を体験した世代から戦争を知らない世代に、悲惨な体験や歴史が伝えられていくことが大切であると考えております。戦中戦後の苦難を体験した方々が恒例となり、当時のことを語り継いでいくことが難しくなっている中、国内各地で若い人たちが戦争を知ろうとし、次の世代の語り部として育ち、戦中戦後の苦労を語り継ぐ活動が進められていることは、戦後80年を迎える今日、一層意義深いものになっていると思います。ということでございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

町長の施政方針について、幾つかの項目について質問させていただきます。

まず、防災災害対策について、国の直轄砂防事業対象区域の拡大を受け、さらなる事業を推進するため、国や県、関係各機関との連携強化と要望活動に引き続き取り組んでまいりますと町長は施政方針で述べられました。

まず、国直轄砂防事業対象区域の拡大とございますが、国直轄砂防事業対象区域とは従来のどの地区が指定されており、そしてどの地区に対して拡大されたかについてお尋ねいたします。

また、国直轄砂防事業対象区域が最重点対象区域と捉えまして対策が必要だと考えます。ただ、本町においては本町役場のホームページに掲載されているとおり、本町のハザードマップを拝見すると、町内至るところに土石流、急傾斜地、地滑りの特別警戒区域が散在しています。この地域に散在する土砂災害警戒区域に対して何らかの施策を行っているのかについて、まずこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 1 番、吉川議員の一般質問にお答えをいたします。

吉野川水系では、平成30年7月豪雨による記録的な大雨に伴いまして、流域の勾配状況に変化が生じたことや、国において河川砂防技術基準の改定を受け、効果的な対策を実施するため、保全対象等の優先度を考慮した、ちょっと言葉が難しいんですがございますけれども、そのままに読みますと、施設配置計画になるような中期計画の見直しが図られたと、要は事業評価をされたということでございます。

これを受けまして、国の事業を再評価、重点審議の対応方針では池田ダムを起点とした吉野川の上流域は吉野川水系直轄砂防事業を継続することになったと、申し訳ございません。施政方針で拡大というふうに表現しておりますけれども、拡大という表現よりは池田ダムを起点とした上流域が吉野川水系直轄砂防事業を継続することになったというふうに捉えていただければ、ありがたいというふうに思います。

そういうことで、本町は全域が吉野川水系直轄砂防事業のエリアに入っているということでございます。池田ダムを起点として吉野川の上流域が吉野川水系の直轄砂防事業のエリアになっているというふうに捉えていただきたいというふうに思います。現在、四国直轄、これは吉野川と重信川もございまして、砂防事業促進期成同盟会と連携を図りまして直轄砂防事業の推進に取り組んでいるところでございます。

また、県においても南山などにおいて砂防事業実施をしていただいております。国・県と連携して今後ともに砂防事業を推進してまいりたいというふうに思います。本町はもうほぼ全域が急傾斜地でございます。県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域が多く点在しております。町のホームページ、先ほど議員からもご紹介ありましたけれども、本山町の土砂災害ハザードマップを掲載してはございますので、町民の皆様には自分のお住まいの周囲など確認していただきまして、豪雨時、大雨のときなどは早め早めの避難もし

ていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 池田ダムを起点とした上流域が国の直轄砂防事業対象区域ということで、本町におきましては国に採択されれば本町全域がその対象区域になっているので、国費によって対策がなされるという認識でまず 1 点よろしいかと、また、本町内の土砂災害警戒区域が広範に散在しているということは、既に先ほど述べられたとおりでございます。例えば本町内における特別警戒区域について大雨の後、また台風が過ぎ去った台風一過の後、役場の職員が地域に出向いて、地元の区長の話をはじめ、住民の方との意見聴取を行い、地域が必要とする何らかの予防的方策を取る必要があるのではないかと考えますが、その点につきまして所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 吉川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたお話はもっともだと思います。現在も大雨や台風の後には建設課、事業課の職員が地域に出向いて被害調査を行っておるところでございます。あわせて、各集落から被害の状況についても寄せられて現場を見に行き対応しておるところでございます。今後、ますますそういったことが必要になってくようと思いますので、今までの災害後の警戒、そして巡回、そして地域からの要望に迅速に responding できるように引き続き体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 一つ、砂防事業の関係でございますけれども、県のほうでも砂防事業実施しておりますので、国のほうも県との連携を図りながらという考え方を持っておりまして、県で実施していただくもの、それから国のほうで実施するもの、地滑りなんかも県のほうで調査をしていただいている地域もございますけれども、そういう国・県と国直轄で全てやるということではなくて、国・県と連携して砂防事業を推進するということが必要じゃないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 町長の先ほど言いました補足です。砂防事業においては基本的都道府県、基本的には都道府県が実施する事業ではあります。しかしながら、砂防事業の効果が複数県、県をまたぐ場合、それから高度な技術を要する場合、工事費が多額になる場合においては国直轄で行うとされております。本山町でいいますと、この吉野川水系、あと愛媛県のほうで重信川があります。高知県、愛媛県、徳島県にわたる場合、この場合において直轄で行う場合があるということだけを補足で説明させていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ご丁寧な説明ありがとうございます。

それでは、本町に目を転じまして、例えば南部地域の古田、高角の木能津地区の問題、北山東地区の細野等、急傾斜地、また土砂災害に対して特別警戒地区というふうな非常に危険な箇所が数か所点在してございます。過去の災害の事例等踏まえまして、予防的方策が必要だと考えております。同僚議員も申しましたが、県議会 2 月定例会の質問に対して濱田県知事は、政府が 2026 年度新設に向けて議論している防災庁について、事前復興の取組の強化を担ってもらいたいとし、同庁の事前復興局（仮称）や地方分局を本県に設置するよう国に提言する考えを示したと報道されてございます。県知事の発言を踏まえて、本町の事前防災についての所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

今、お示しいただいた地区では、過去にも地滑りの対策事業を実施しているところでございます。水を抜くとか、ボーリング調査をして水を抜くとか、そういった、アンカーを打つとか、そういった対策も取っておるところでございますけれども、そういった事業効果も出てはおるんだろうというふうに私は承知をしております。

なお、後段の質問でございまして、知事が防災庁についての要望をされたということ、私はもう南海トラフ地震を含めて、気候変動による豪雨災害もそうでございますけれども、災害が想定される県でございますので、そういった取組は本当に必要だというふうに思います。

先ほど、他の議員の方にも話をさせていただいたんですけれども、事前復興計画と事前復興事業という、私は二通りがあるというふうに捉えておりまして、事前復興計画は、震災などで被害を受けた後のまちづくりを、そこで住まわれる皆さんが事前に考えておくという取組になろうかと思います。これは沿岸部を中心に今高知県でも進められておりますけれども、これは非常に私は大事だと思っていまして、津波被害なんかを受けた東日本大震災のところでは、その復興計画に基づいて復興事業を実施しておりますけれども、復興事業の 1 番手と言われたあの女川町でも、私は向こうで新聞読んでいたら、2 年ぐらいはかかったということで、非常に時間はかかられています。

被災後は非常に混乱しておりますので、復興計画に取りかかるのは非常に時間も食うし、どういうふうなまちづくりをしていったらいいのかということを論議するのには、非常に時間がかかるというふうに思いますので、こういった東日本大震災の被災地なんかの経験を生かして、事前に、津波被害等を受けたときに自分たちの町をどういうふうに復興していくのかということについては、事前復興計画を立てておく、みんなで協議しておくということは、被災後のまちづくり、復興に非常に大きな役割を果たすというふうに私は感じております。

一方で、事前復興事業につきましては、震災や風水害、豪雨災害などを想定して、事前に防災対策を進めていくということであろうかと思います。先ほど言いました砂防事業もそ

の一つであると思いますし、家屋の耐震化とか家屋転倒防止も含めた火災予防とか、そういったことも非常に大事だというふうに思いますし、復興事業を迅速に進めるためのいわゆる仮設住宅地の確保とか災害瓦礫の仮置場とか、そういったことなんかも事前に想定して確保しておく、そういうことは私は事前復興事業ではないだろうかというふうに考えております。

そういったことで、災害に備えると、事前復興事業に力を入れておくということは、被災後の事前復興計画を進める上で、大きな役割を果たすというふうに私は考えているところでございます。そういう意味でも、こういった事前復興局とか地方分局なんかを本町に設置して、その取組を前へ進めていくということは、非常に重要なことになるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ありがとうございます。

次に、南海トラフの地震対策についてお尋ねいたします。

南海トラフ地震対策のための予算は約 9, 6 0 7 万円計上してございます。この金額は前年度対比で倍増しているということですが、具体的に南海トラフ地震対策はどのようなことを実施するのか。施政方針の中での説明では、感震ブレーカー、家具転倒防止器具の設置について述べていますが、この感震ブレーカーと家具転倒防止器具については、南海トラフ地震の揺れによる家庭内の被害を最小限にとどめようとする目的であると推察します。南海トラフ地震対策予算の内訳についてお尋ねするとともに、来年度南海トラフ地震対策予算を倍増させた考え方についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 1 番、吉川議員の南海トラフ対策の予算、昨年度中から増額になっているということで、ご説明させていただきます。

この金額の前年比で倍増している主な理由としましては、令和 6 年度の耐震の結果、改修が必要となった 1 0 件分の予算を令和 7 年度に計上しております。1 件当たり上限額として設計で 3 0 万円、改修で 1 5 0 万円、合わせて 1 8 0 万円にはなるんですが、その 1 0 件分 1, 8 0 0 万円を増額しております。

あと、主なというか、予算、特別委員会のほうでもご説明させていただいた、そこは割愛させていただきますが、特に昨年度と違う点で言いますと、耐震診断につきましては人件費のところが上がっておりまして、1 件当たりの上限額が令和 6 年度で言いますと 3 万 4, 5 7 2 円だったものが、令和 7 年度から 8 万 4, 6 6 0 円と上がりまして、こちらのほう診断件数としては 3 0 件を予定しておりまして、大体 1 5 0 万円ぐらいの差が出てきております。大体 2, 0 0 0 万円ぐらいが増額となっております。

あと、6 年度の実績の中で特に耐震の改修につきましては 1 3 5 万円から 1 5 0 万円と上限を上げました。確かにこれが呼び水になったというのも理由でありますし、昨年起きた 1 月 1 日にあった能登の地震から始まりまして、8 月にあった地震もありました。町民

の方も関心が高まってきているという事実もありまして、診断の件数が増えつつあるというか、増えつつというか、増えてきているというところです。これに併せて、改修を行っていく計画で令和7年度は増額しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ということは町内における個人のご家庭の中の耐震診断であったり、耐震補強であったり、そういうことの予算について1,800万円、それで診断する費用の増加で約300万円弱ということでございますが、耐震診断の予算というのは例年組んでいる予算でございますね。だから、倍増した、何にお金を、要するにずっとルーティーンでやっていることじゃなくて、倍増させたんであったらこれをするから倍増させたという説明が欲しいんです。今までの延長のことで人件費がちょっと上がったからというそういうことじゃなくて、分かりますか。そういうことを言っているんじゃないと。何で倍増して9,600万円になるかという説明については非常に説明が弱いんじゃないかと思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

結局、政策的にどういうことがあって倍増したんかということを説明せんと、単なる賃金が上がったからというだけでは説明つかんのやないかと思いますので、そこら辺も含めて答弁をしてください。中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）失礼しました。

令和6年度と7年度の大きな違いでいきますと、耐震改修が30件から40件と増えております。ごめんなさい。ちょっと言い方が申し訳なかったです。令和6年度については30件、7年度については40件と増えています。これは先ほど言ったような説明の中でのことの補足となります。

あと、そのほかが一番の大きい理由は耐震改修について40件と上がったところが大きい理由になります。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）だから30件が40件で10件増えた部分の費用は1,800万円ですね、ざくっと。けど、これは9,607万円ということは約4,500万円、9,000万円としても増えていると、そのうちの1,800万円が耐震補強の費用で1,800万円増えましたと、残りは政策的に何をするのかということ、だからざくっと見て4,500万円のうちの1,800万円それで使いました。じゃ、残りの約2,700万円は政策的に南海トラフ地震対策で何に使うかということについて再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 13:46

再開 13:49

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部、答弁を求めます。高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）木造住宅の耐震事業についての説明をいたします。

昨年度から本年度予算額が倍増しておりまして、主な内訳をお話しさせていただきたいと思います。

耐震改修につきましては、昨年度が20戸、今年がそれが40戸となっております。それから空き家改修が昨年度は3戸が本年度は5戸、それから老朽住宅の除却が昨年度1件が今年3戸、コンクリートブロック塀の撤去改修が昨年度は2件が今年3件、続きまして額等安全対策支援、これは家具等転倒防止とあと感震ブレイカーですけれども、これも昨年度は20件を予定しておりましたけれども、今年は100件ということで予算額が倍増しております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。よく納得できました。

また、今後災害対策等につきましては、引き続き定例会においてまた質問させていただきます。

次に、山崎調整ダム魚道整備と吉野川河川整備計画の推進について、お尋ねします。

まず、本件につきましては、昨年11月1日に県土木部に要望活動が行われたということにつきましては承知しております。その後の本山崎調整ダム魚道整備の推進状況についてお尋ねします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）吉川議員のご質問にお答えいたします。

山崎調整ダムの魚道整備についてのお尋ねでございました。

昨年11月1日に高知県土木部長様宛に吉野川河川整備計画重点要望箇所として山崎調整ダムへの魚道整備の要望を行っております。令和6年度には、魚道整備のために、県事業として、ダム周辺の魚類の潜水調査と遡上調査が着手をされております。

なお、引き続き令和7年度も魚道整備の有効性について調査を進めていくと聞いております。

魚道整備につきましては、嶺北4か町村漁業協同組合とも連携して国や県への要望活動を積極的に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）現在、状況では、県は魚類の調査と魚道を造ったときの有効の調査をしているということで、まだ現在では調査段階であるということは承知いたしました。

ただ、山崎調整ダムに魚道を整備することに、現在、山崎ダム上流と下流で魚の遡上が現在阻害されているというのが現状でございます。この魚道を整備することにより、山崎ダムの上流側、特に吉野川支流の滑川、汗見川、地蔵寺川にアユ等の魚が遡上できることが可能になります。いわゆる川本来の姿を取り戻すべく取組努力が必要であると考えます。

山崎調整ダムの魚道整備については、恐らく魚道整備できる箇所は右岸側、いわゆる本町で言いますと、山崎側であると推察できます。であるなら想定される箇所の国調図面等を利用して、土地の所有関係を調査し、本町として協力できること、事業を進める上での最大限の努力をする協力をする姿勢を示すべきではないかと思いますが、その点いかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えいたします。

魚道について、右岸なのか、左岸なのかというところもこれは、もう専門的な調査と魚の習性といいますか、そういうことなんかも調査をしないと、その点につきましては私も全然素人でございますので、分らない部分がございます。ただ、要望するに当たっては、本町でできることは全て取り組んで、魚道の設置については取り組んでいきたい。今、嶺北では、本町を除く3町村には私のほうで要望書を作って、今説明をして、了解を得ております。あと、この議会が終わったら、池田ダムとの関わりも出てくるというふうにも考えておりますので、三好市のほうにも働きかけをするべく今、日程調整を図っておりますけれども、そういった市町村でこの魚道について対応できないかというふうには考えております。

三好市のほうは直轄ですので、また、その話の行方によってはまた取組方も変わってくるかもしれませんけれども、三好市にも今、日程調整をしておるところでございます。国のほうではその豊かな水利環境の喪失ということで、これはもう古く平成3年に魚の上りやすい川づくり推進モデル事業ということで事業を進めていまして、国直轄のこういったダムではほとんどのところで魚道が整備を、球磨川とか指定された河川についてはほとんどのダムに魚道が設置されておりますけれども、山崎調整ダムのこの河川は県管理区間になりますので、原則として魚道は河川管理者が設置するというようになっておるということを今回承知しておりますので、そういうこと言えば、高知県のほうに要請をしていかなくてもはならないと思いますけれども、多額の費用も要することで、国の支援なども当然必要だろうということがございますので、そういった方面も含めまして、要望を積極的に展開してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） よろしくをお願いします。

ただ1点、県に対する要望は本町としては県に一つの要望をしていますけれども、受ける側の県につきましては、毎年、年度末に例えば県道にすれば県道の担当者が、いわゆる私どもで言うところの収穫用の箱の中に膨大な資料を持って精査してございます。こちら側は一つをお願いをしても、向こう側にすると膨大な陳情、要望の中の一つになりますので、必

ず物事については後詰めをして追っていかないと、ほったらかしになるということもございますので、その点ご留意をお願いしたいと思います。

次に、農業の新規就農、後継者の確保育成について施政方針の中では、新規就農者の確保、育成は地域農業を継続する重要な課題と位置づけ、次世代人材投資事業、新規就農研修支援事業、地域営農支援事業など、地域の人材確保の各事業を拡充し、担い手育成対策の強化を図ってまいりますとあります。

では、お尋ねいたします。

この政策を行うに当たり、予算規模としては前年比較でどの程度の予算を確保しているのか。また、新規就農の実績とする目標の人数等がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上、お尋ね申し上げます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えさせていただきます。

吉川議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

将来において、本町の農用地を担い、守っていく存在といたしまして、新規就農者や後継者を確保育成していくことは必要不可欠であると考えておりますが、現在、資材価格の高騰等の影響によりまして、ハウス用資材や農業用機械に対する初期投資が非常に大きくなっておりまして、新たな農業参入の大きなハードルとなっております。

現在、本町では新規就農者といたしまして、これは次世代人材投資事業の経営開始型ということで、就農から3年間この投資が受けられますが、夫婦型が1組、単身1組の計3名が町内において、新規参入で農業に取り組んでおります。この事業につきましては昨年、令和6年度の当初で330万円、令和7年度当初で480万円ということで1名分の増加を見込んだ予算を組ませていただいております。そして新規就農研修支援事業、これは指導農業士の下で、実践の農業研修を行う方でありまして、これは2年間対象になる事業であります。現在2名の方が町内での就農を目指して農業研修に取り組んでおります。

昨年、令和6年度が90万円で、本年度は1名増加を目指してこちらも増額をさせていただいております。

なお、この事業につきましては新規就農の農業研修生と指導農業士ということで、受皿になります指導農家さんのほうにも補助金が支払われる制度となっておりますので、そういう制度を有効に活用していくようになっております。

なお、今後の目標、何人ぐらいというところというご質問でございますが、目標といたしましては毎年1名ずつでも増やしていきたいという目標は掲げておるところなんです。現状の課題といたしましては、2年間の農業研修終了後に次の新規就農のほうに入っていくわけなんです。本格的な新規就農に入るまで間、2年程度はサポートハウスなりの施設を利用しました準備期間を確保する必要性を感じております。その準備期間の中で、施設整備等の準備でありますとか、農業技術のさらなる向上、そして農業の実績をつくって、どう

しても新規就農時に初期投資をした分を借入金等を借り入れる必要がございますが、なかなか農業の生産や販売実績がない中ではそのハードルもございますので、研修をするようなサポートハウスの整備、確保が現在の課題ということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

ただこの様々な新規就農のプログラムをつくっていますが、これに応募する方、実際に参加の方がいないと、予算は確保したけれども、使われずじまいということがございますので、しっかり人を確保して、農業の後継者を育成するようにしていただきたいと思います。また、このサポートハウスを使って2年間サポートするというのは、非常にいい方法ではないかと思います。そうすることによって、農業で食べられる、農業で生業とできるというふうなことを考えますが、果たして本町で新規就農して農業はなりわいとして成り立つのかどうかについて、1 点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

本町において、自立した農家として成り立つかというようなご質問でございますが、これにつきましては一定、本町をはじめ J A や農業改良普及所等との間で本山町、嶺北の産地においてはこういう農業経営をすれば一定自立した農業を営めるという、モデルのケースを幾つか打ち立てております。その中の一つとしまして、米ナスという品種でございますが、これについては本町や嶺北地域には米ナスを取り組んで、既に自立した農業経営をされておる指導農業者さんがおりますので、1 人はその米ナス農家の下で現在研修を行っておるということです。嶺北としては米ナスが一つの優良品目として捉えておるところであります。

それともう一つが嶺北では花卉農家です。ユリやトルコキキョウなどの花卉で農家で頑張られておる生産者がおりますので、特に花卉のほうは若い農業経営者も多くいるということで、研修生のうちの一人は花卉農家を目指すということで、現在研修をしております。そのような幾つか、そういうようなモデルで先輩農家さんの取組を継承していただくことによって、自立をさせていくというモデルケースがありますので、本町としてもそういうものに連携活用しながら取り組んでおるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 分かりました。

それでは、次に、農業の施政方針の部分につきまして質問させていただきます。

その中で、有害鳥獣対策について述べられております。

本町では、近年サルの被害が発生しており、徐々に深刻な被害が出つつございます。しかしながら施政方針を見ますと、報奨金の拡充、免許取得更新の補助等による駆除の促進を図

ることを目的としていることは理解できますが、果たしてボランティア等に依存していて、サル、有害鳥獣の駆除は効果があるのかという疑念がありますが、その点の所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 1 番、吉川議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

本町の有害鳥獣対策につきましては、最近サル被害の情報が各地域から多く寄せられており、これまでも下関地区にサル用の捕獲おりを設置して、餌づけによる捕獲の実証事業に取り組んでまいりましたが、残念ながら十分な成果を上げるに至っておらず、有害鳥獣対策協議会のほうでも対応に苦慮しておるところであります。

令和 7 年度事業につきましては議員のご指摘のとおり、サルの捕獲報奨金のほうを 2 万円から 3 万円にちょっと上げて、サルの捕獲に注力してもらうという方向性では考えておりますが、ちょっと十分な対策、新たな対策は現在検討課題ということになっております。

なお、そのような課題については、高知県全体でそのようなサル対策については苦慮をしております、これは県の林業事務所による県事業のモデル事業のほうで、令和 7 年度汗見川地区のほう指定をいただく予定となっておりますが、そこをちょっと集中的に実証のモデルということに位置づけをさせていただきまして、捕獲おりの設置や組織的な捕獲対策に取り組んでいくという計画がありますので、今回汗見川地区のほうでそのような実証をした中で、上がった成果についてはこの嶺北管内で横展開で取り組んでいくというところで、県と連携しながら町のほうも推進をしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 非常にサルは頭のよい生き物でございまして、例えばサルは習性上群れで生活をしてございます。群れの中の 1 頭が捕獲おりで捕まった場合、その群れのほかのサルはもう既に捕獲おりが危ないということでもう近寄らなくなると、非常に効果としては同じ手法が使えないということがございます。ですから確かに捕獲するということも大切なことだと思いますが、まずは人里に寄せつけない。サルをそこから入ってこないようにするということが第一大切ではないか。

ことわざにもございます。犬猿の仲と言われるようにサルとイヌは非常に相性が悪いと。例えば地域おこし協力隊、もしくは集落支援員にイヌを利用して駆除する。イヌを放し飼いにして山の奥へ追い払うというふうなことを 1 点考えるべきではないか。毎日毎日定期的に回ってイヌを利用してサルを人里から離れる。また、サルの習性を把握して、サルを寄せつけない。人里に来れば、ここは危ないところだという認識を植えつける。短期的ではなく、長期にわたる対策が必要だと考えますが、その点をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

イヌを利用してサルを寄せつけないということは、非常に参考になるご意見であると思います。ちょうど先月、国の農政局の職員と、ちょっと意見交換をした際も、これは京都のほうの事例であるようなんですが、オオカミの鳴き声を山のほうへ音を流したところ、サルが全然寄りつかなくなったというような、そういうような事例もあるというふうな情報提供をいただいたところであります。イヌも同様だと思います。イヌがいることで、サルも危険性を感じていつときであるかもしれませんが、寄せつけないという答えだと思いますので、いろいろそういうような事例も参考にさせていただきながら、横の、当然サルは逃げて別の山から別の地区に出てくるということはあるかもしれませんが、いろいろそういう手だても講じながら、また捕獲も含めて、検討させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 先ほど、オオカミということを申されましたが、確かにサルはオオカミを嫌っておりまして、一時的にはオオカミの尿を置いておいたらその臭いを嫌がってサルが来なくなるという事例も拝見したことがございます。ただ、例えばオオカミの声を流すということも一時的に、サルというのは慣れてきますので、しばらくするとまた寄ってくると。イヌを放し飼いにすれば逃げますけれども、つながれたイヌがいるところは平気でその家の屋根に上がっていろいろ好き勝手なことをするというので、非常にサルというのは一時的な対策ではなくて、長期にわたってサルを寄せつけないという対策が必要だと思いますので、しっかり検討して先行事例等も参考にお願いをしたいと思います。

次に、嶺北中央病院について施政方針の中では、今後の医療需要の減少を踏まえ、病床のダウンサイジングについて、補助金の動向も見据えつつ、段階的に検討及び実行していく必要性は高いと考えていますと述べられています。病床のダウンサイジングと聞けば、病床を減少させるというイメージが湧き、ひいては人員整理ということが連想されます。

嶺北中央病院は嶺北地域唯一の救急病院であり、また嶺北地域での公共医療機関としての使命も果たしています。その役割も踏まえて広く議論を深めるべきであると考えます。また、令和7年度予算には、施政方針で述べられたことを執行する予算は計上されていないと見て取れました。嶺北中央病院がどうあるべきかということにつきましては、本年11月に予定されている町長選挙の大きな争点として、町民の皆さんに、参加してどうあるべきかということを考えていただかなければならないかと考えておりますが、まず嶺北中央病院の現状を踏まえて、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

議員のご指摘のとおり、嶺北中央病院は嶺北地域の救急医療や急性期の医療、それからへき地医療に人工透析に災害医療の救護病院という本当に多岐の役割を担っております。救急や入院、外来につきましては、近隣町村からの患者数の比率も大きくなっているのも、現実でございます。まさに本町のみならず嶺北地域になくてはならない医療機関、私も同様に公立病院だというふうに思っております。

しかしながら、本町の人口が3,100人余りで、嶺北全体でももう1万人を切っている
んでしたか、約1万人となっておりまして、入院患者や外来患者数も減少しておりまして、
一方で資材、医療資材とか薬品も含めてでございますけれども、そういった高騰も非常に大
きく、病院経営は大変厳しい状況にあるということでございます。

今、一般病床55床、このうち地域包括ケア病床が9床ございますけれども、それから療
養病床が44床と、99床の病床がございます。これには地方交付税、普通交付税や特別交
付税に一定この地域医療を支えていただいております交付金がございますけれども、そういっ
た施政方針に書いたのは、交付金や補助金等も見ながら、この嶺北地域の救急医療や急性期
医療役割を果たすのと相まって、病院経営を踏まえて、このベッド数なんかが適正規模はど
こなのかということについては、もうこれは検討をせざるを得ないということで、ダウンサ
イジングという言葉を使っておりますけれども、サイズ、適正な規模、サイズをどういうふ
うにしていくなかということについては、これは非常に重要な検討をしなくちゃならない
というふうに思います。

ただ、一方的に人員整理などという考えはもう本当に今私は全然持っておりません。嶺北
中央病院の役割などについて、広く町民の皆様にもご支援もいただかなくてはならないと
いうこともございますので、広く論議をしていくという点については議員と同感でござい
ます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）嶺北中央病院の経営についてお尋ねします。

令和6年度の決算見込みとしまして約2億3,523万円の赤字、令和7年度予算におけ
る最終損益は約1億6,970万円の赤字とされております。しかしながら、一般会計から
の繰出分は起債償還といわゆるルール分の支出であって、特に一般会計からの繰出しはな
いと認識しておりますが、その点いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、大変厳しい状況にあります。令和6年度においても2億円超え
の赤字を創出しており、令和7年度の予算におきましても1億6,900万円という予算を
計上しております。それにつきましては先ほど町長からもお話はありましたが、この人口減
による需要の減少とそして今の医療情勢といいますか、嶺北中央のみならず、全国の自治体
病院の経営が非常に厳しいというのが現状であります。それに対してどういうふうに町が
いろいろな施策を取っていくかというのがこのルール外の繰入になってくるのかと思いま
す。

現状、嶺北中央病院へのルール外の繰入につきましては、へき地医療の確保に要する経費
でありますとか、これは非常勤の医師の報酬についての経費です。それとかへき地医療協議
会への負担金とか、そういうものをルール外に頂いております。そのほかに、皆様ご承知の
とおり通所リハビリテーションの収入と支出の差額であるとか、そういうものがルール外

での現在繰出し、繰入れの予算となっております。

令和6年度におきましては約7,000万円ぐらい、令和7年度におきましては約8,000万円ぐらいの予算を計上しております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

先ほど病院事務長が言われたように、高知県下の自治体の医療機関、病院は非常に経営が苦しいということを申されました。

先日の高知新聞にも、四万十市の定例会の記事が載ってございまして、四万十市民病院は嶺北中央病院と同規模の99床の病院で、規模としては同規模であると。ただ、先ほど町長が言われたように、嶺北4か町村合わせても人口はこちらの嶺北中央病院が1万人足らず、四万十市は市でございますので調べていただければ分かりますが、こちらより人口として、足元人口は多いということでございます。新聞記事によりますと、しかしながら四万十市民病院は一般会計から3億円の貸付金を受けるという記事でございました。現在、嶺北中央病院はそのような事態には陥っていないと。今後、人口減少が起こると県に対しても本山町としても人口減少対策の予算を支出して、何とか人口減少を回避しようと努力している政策の一方で、施政方針で言われました病院のダウンサイジングというのは、病院の現在の99床の病床を今後時間をかけて適正な規模を検討してはかっていくという認識でよろしいか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今、ご指摘のあった適正規模についての見通していくということとはご指摘のとおりです。

今稼働率なんかも病床の稼働率なんかも決算等でも、予算でも大体聞きますけれども、これで入院ができないとか、そういったことに陥るようではもう公立病院として本末転倒でございますので、そういったことには当然してはいけませんので、そういった病床の稼働率なんかも見ながら、適正規模について考えていきたいというふうに思います。

今、この人口減少する中で、どうしても医療というのは地域でなくてはならないと。ましてや嶺北地域で担っているものもでございます。これは1自治体ではなかなかあらがい切れないというようなこともございますので、今後地域医療を確保していくということで、設置者としての努力は当然図ってまいりますけれども、国や県へのこういった地域で医療を守ることについての取り組みはこれは必要じゃないかというふうに考えておりまして、そういった動きも来年度、これは公立病院を設置しておる市町村長ともこちらで働きかけて、これは1自治体ではあらがい切れないと、幾ら努力してもこれは医療を守らにやいかん中で、一自治体で対応し切れない部分がある。やはりこれはみんなでそういった公立病院を抱えておる自治体で連携して、医療を守るという取組を進めていかななくてはならないんじゃないかということを既に働きかけをしておりまして、そういう動きもつくっていききたい

というふうを考えております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）地域の医療を守るということは、非常に大切なことでございます。

また、反面、地域の住民の方が減少しているということも一方で事実でございます。例えばでございます。淡路島の洲本市に五色県民健康村健康道場という施設がございます。いわゆる断食道場というものでございますが、例えば本町において病院併設型の断食道場を設置するというのも、今後研究する価値があるのではないかと考えます。例えば断食道場ということは1週間程度断食してダイエットしていただくと、そのためにはその方の健康かどうかのまず健診をすると、この場合健康保険は使えませんので実費診療ということができます。そういうふうなことをして、必ずこういう言い方は失礼かもしれませんが、ダイエットをしてもリバウンドをします。そうすれば、ここの場合は再受診する場合は割引券を退所するときにお渡しして、また来てくださいねというふうなことでリピーターを呼んでいけると。

本町としては、京阪神からも高速道路を使えば3時間程度で来られるというふうなこともございますので、本町のよく同僚議員が美しい自然の中の嶺北中央病院ということをお前の定例会でも言っていました、そういうふうな、今後地域医療のみでなく、多角的に何らかの本町、嶺北中央病院があることによってできる可能性を見いだす研究をする必要があるのではないかと思われませんが、別の需要を喚起する必要についてのご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）吉川議員、なかなか発想の転換といいますか、参考になるご意見です。断食道場と言いますのは、医療的に言いますと、メディカルダイエットと言います。自費診療で、議員のおっしゃるように、健康保険の適用はできず、全額頂くというふうな診療になります。その診療の内容になりますが、まず食事療法、それから運動療法、それから薬物を投与する療法とかいうのが様々あるんですけれども、そういうことがうちの病院で今できるかということも含めまして、これから早速院内のほうで提案をしまして、また検討していきたいとは考えております。現時点では健診であるとか、それから事業所健診であるとか、それから町民の健診であるとかということでは自費でやっておるんですが、それに加えて、断食道場、メディカルダイエットという方法もあるという意見をいただきましたので、本当に参考にさせていただいて、これから検討事案にさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）事務長からご答弁をいただきました。町長、そういうことでよろしいでしょうか。町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

いろんな角度で病院の役割というか、機能を果たすという意味では、事務長が答えたとおりだというふうに思います。一番先に自分が健診せにやいかんのじゃないかというふうに思っておりますけれども、こういった環境のいいところでの嶺北中央病院の役割というのは、そういった視点を変えるということも非常に大事なのかなというふうに思います。今後、病院の中でも論議をしていくということでございますので、そういうふうな検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。

1人1台のタブレットを来年度以降2年かけて順次更新するということでございます。令和5年6月議会の一般質問において、私はクロームブックの脆弱性を指摘させていただきました。今後機器の入替に当たっても十分機能を検証した導入を希望いたします。

文部科学省は、この質問は後に同僚議員もするかと思いますが、学校教育の現場にデジタル教科書を導入しようとしてございます。しかしながら、IT先進国である北欧においていち早くデジタル教科書が導入されました。しかしながら現在、デジタル教科書から紙の教科書への回帰が行われています。例えばIT先進国スウェーデンでは2010年から国として教育のデジタル化をスタートさせましたが、2023年に脱デジタル化にかじを切り、紙での学習に戻しています。教育政策の急転換の背景には、ノーベル生理学医学賞の選考機関でもあるスウェーデンのカロリンスカ研究所やルンド大学、リンショーピング大学などがそろって示した、教育現場のデジタル化によって学力が伸びるという科学的根拠がなく、子供の成長発達を踏まえた適切な導入がされていないとの見解があります。実際、スウェーデンの子供たちに集中力が続かない、考えが深まらない。長文の読み書きができないといった傾向が見え始め、読み書き計算の能力が低下していると言います。OECD経済協力開発機構による2022年の学習到達度調査、PISAでの順位もスウェーデンは全ての項目で2018年の調査結果より落ちているという現状がございます。

日本の政策としましては、非常に他国と比べましてスタートが遅いと、しかしながら始めると、誤りであっても撤回することなく続いていくというのが特徴でございます。本町において仮に国策としてデジタル教科書が導入されたとしても、紙の教科書も並行して使用して、児童生徒たちの学力を最優先とした学校教育の指針を持っていただきたいと思います。その点のご所見をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

前段でありました機器の導入に当たりましては、慎重に進めていきたいというふうに思います。

議員おっしゃいましたように、GIGAスクール構想で1人1台端末、令和3年度から本

町でも各学校において学習あるいは発表等で活用が進んでいるところです。

現在、デジタル教科書の活用につきましては、小学校では5年、6年の算数、英語、一部の学校では低学年も算数を導入しています。中学校では数学、英語を1年生から3年まで導入して使っているところです。利用の状況ですが、例えば英語の発音でしたら自分のペースで何度も確認ができる。算数、数学のところであれば、図形やグラフを動かして思考錯誤ができるといった、これまで学びにくさを感じていた部分を学びやすい今環境が一方ではあるというような役割を果たしているというような現状もございます。

デジタル教科書は現在教材などと効果的に組み合わせることで、今までできなかった個別最適な学び、あるいは一緒に学ぶといった、そういった授業の改善とかにもつながっているところであります。

現時点では学校での活用、あるいは協議をする中で、デジタル教科書が無償給付になっても教科によるかもしれませんが、紙もデジタルも両方必要ではないかというふうに感じているところです。紙とデジタル併用して使っている教科はとても有効に現在使われておりますので、両方のよさを適切に取り入れて生かしていけばいいのではないかというふうに思っております。ただ、これからさらに内容等は2030年が改定で出てくるということになっておりますので、研究もしながら学校現場とも協議して、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）教育長の答弁のとおり、デジタルのよさ、紙のよさを生かして並行して使っていただけたらと思います。

次に、人口減少対策について、高知県人口減少対策総合交付金の連携加算型を活用し、施策を講じることは承知してございます。14事業、総額2,480万円を投じて、どれだけ成果を期待しているかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

人口減少対策についてのご質問であります。

先ほど人口減少対策の総合交付金連携加算型については先ほど議員のほうからご紹介をいただきました。これにつきましては人口を減らさない。34歳以下の人口をこの交付金事業によって少しでも減らさないようにするというのが基本でありまして、令和4年度の10月1日基準で34歳以下の人口が614人となっております。最終的には令和15年度になりますと、その間にこの10年間で154人が減少となる見込みとなっておりますので、この154人をこの交付金事業で取り戻すと、若い人を少しでも多くして、この目標の数に持っていくというのがこの取組であります。少しでもといいますか、できれば35歳以下の若い人を本山町のほうに受け入れる、もしくはなるべくこちらで生活ができるような取組をするというのがこの事業であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 令和4年10月の614人を現在の10年後の見込みである154人減ということは460人にならないように、施策を打っていくという認識でよろしいのでしょうか。ということは、現在の予測の460人を割った場合においては今回の施策がさほどの効果がなかった、いわゆる、という認識でよろしいのか。それともこの614人を増やしていくのか。その点について再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） お答えいたします。

人口が減っていくのではないかとということですが、交付金対策で行っている目標とする数値についてはこの614人を若い人をそれぐらいの人口を確保するということが目標でありますけれども、この交付金だけで全てがうまくいけば非常に万歳なんですけれども、本山町のほうではこれだけではなくて、ほかにも移住や定住その他、いろんな若い人のための施策ですとか、乳幼児から高校生までの間の若い子どもたちの取組も進めておりますので、この交付金事業を起爆剤として、何とかこの人口減少を少しでも食い止めるような施策をつないでつないでいきたいと考えております。できればということで、私たちも一生懸命取組をさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ありがとうございます。

それとよく言われているのが、本山町に住みたいのだけれども、住宅がないという話をよく聞きます。今回の本町の施策で中間住宅管理事業で3戸、それで従来型の空き家改修事業を行い、10年間空き家バンクに登録するタイプの住戸で5戸と合わせて8戸の供給が計画では上がっております。制度の周知はもちろん大切でございますが、待っていても話が来ない。こういう希望が来ないということも可能性としてございますが、逆に役場のほうから出向いて物件を掘り起こすという努力も必要でないかと思いますが、その点のご所見についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

空き家住宅の掘り起こしの作業につきましてはこれまでも担当課であります交流推進班を中心に地域の連携をいただきながら、進めてまいりましたが、まだまだ不十分さもあるというところであります。

今回、この人口対策の補助金を活用しまして、町全体の空き家調査をする計画としておりまして、一定水道が止まっておられる住宅でありますとか、そのようなかなり細かな調査、それを追い詰めていくようなところを今回、本事業を活用しながら、ストックを増やしていきたいというふうに考えておるところであります。有効にそういうような事業を活用しながら、空き家改修につなげて、人口増に寄与するような取組に循環させていきたいと考え

ております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） そのように、せっかく予算を組んだのに使われないということがないように、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

それでは、次に、大項目の2つ目、ゼロカーボンシティ宣言についてお尋ねします。

ゼロカーボンシティ宣言による本町及び町民の行動計画について、町長の所見を問うと通告してございます。

本町は、令和3年9月議会において、ゼロカーボンシティ宣言を行い、同年11月15日に環境省に届出を行っています。本議会におきまして、本山町再エネ導入ロードマップ、地球温暖化対策実行計画が策定されています。いわゆるゼロカーボンシティ宣言とは2050年にCO₂、二酸化炭素の排出量をゼロにしようとするものです。

それではお尋ねいたします。現在、本町のゼロカーボンシティの達成度合いについてお尋ねをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 執行部答弁。前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） 1 番、吉川議員のご質問にお答えをいたします。

ゼロカーボンシティということで、本山町のほうでは宣言をしてその取組をしようとしているところであります。ゼロカーボンシティに対する達成度でございますが、排出量と吸収量に比べますと、吸収量のほうが実際の排出量より多くて、いわゆるカーボンマイナスという状態になっています。今のところは森林が多くて、そういう吸収力が高いという状況でありまして、達成度としてはマイナスになっているということになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 本町は、既に2050年を待たずして、本町で排出する二酸化炭素と吸収する二酸化炭素量を計算すると、吸収する量のほうが多いと、つまり本町では既にゼロカーボンを達成しているという認識で1点目よろしいのかと。それでは、町民の皆様、また町民は何を目指して二酸化炭素を削減を今後行っていくのか。何かの目標をつくらなければならないかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） お答えいたします。

カーボンマイナス状態といえども、再生エネルギーへの返還につきましては非常に大事なことだと思います。例えば太陽光発電とか、そういうものを住居に設置することによって、ますます再エネに対して進めていくことができるようになります。全てが森林に対しての吸収量頼りにするのではなくて、特に本山町のように、非常に森林の多いところですけども、ほとんどが何十年生、30年生、40年生とかという古い大きな木になっておりまして、こうなってくると吸収量が非常に極端に下がってきます。新しく木を植えたもの、10年ぐらいが一番吸収量が多いそうです。ですから例えば、この木の植え替えが非常に重要になっ

てくると、大きな木についてはなかなか、高径木になると、なかなか売ったりとかそういうのに非常に困難だということを聞いておりますけれども、林業のほうでも活躍していただいて、木の植え替え、樹種の転換とかそういうことでゼロカーボンのほうにも進めていきたいし、いつていただきたいと考えているところです。

町民全体としては電気自動車とか、家庭への太陽光の設置など、そういうような取組、もしくは省エネ家電の取組などにも、今後いろいろ協議をしなければなりませんけれども、いろんなことができるので、そういう取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 先ほど課長が言われたように、本町における二酸化炭素吸収をする最たるものは山にそびえる木々でないかというふうに思われます。また、樹木につきましても針葉樹と広葉樹というのがございますが、植林後 50 年間の二酸化炭素の吸収量というのはブナ、クヌギなどの広葉樹よりも杉、ヒノキなどの針葉樹のほうがはるかに大きいというのは、長野県の地域市民計画の中の資料から読み取れます。

先ほど言われたように、二酸化炭素の吸収量は樹齢 11 年から 40 年までの若い木が二酸化炭素をよく吸収されると言われています。しかしながら、現在本町には町有林をはじめとする森林の多くは戦後から高度成長期に植林されたもので、既に樹齢が 40 年から 50 年が経過しております。先ほど課長は言われなかったんですけれども、この二酸化炭素の量は吸収量を増やして削減しまして、いわゆる効率的に J クレジット制度を活用するという事も視野に入れていると思いますが、J クレジット制度で活用するのを考えれば、今後適宜町有林の伐採も検討すべきではないかと。それで町有林の樹齢も若くして順番に CO₂ の吸収量を増やしていくという施策を取らなければならないかと思いますが、J クレジット制度の活用と併せて答弁を願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） お答えいたします。

J クレジットの発行につきましてはずっと検討をされているところです。また、もりとみず基金のほうでもこの J クレジット発行に詳しくて、事務的にも非常に優れた方がいらっしやいまして、その方を中心として嶺北 4 か町村も集めて森林も集めるなどの検討もして、J クレジットの発行をやっていくというふうなことを検討されております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） それと CO₂ の吸収量を増やすために一例、町有林を伐採してはどうかということを言いましたが、それと併せて、伐採後、この際、花粉の出ない杉、無花粉杉や少花粉杉というのがございます。現在全国で植林されている比率が、国内の杉の植林面積の 1 % 未満で、非常に無花粉杉とか少花粉杉の植え替えが進んでいないという現状でございます。

本町におきましても非常に要因はスギ花粉だけとは限りませんが、そういう花粉症の患者の方がございます。現在花粉症による経済損失が1日当たり、これは岸田内閣のときの数量でございますが、花粉が原因とする花粉症により仕事に支障が出てくることで起こる経済損失は、1日当たり約2, 215億円だと言われてございます。

そういうふうな、ただ単にゼロカーボンシティ達成に向けたCO₂を削減する、CO₂を吸収するというただ一つの事業じゃなく、それに合わせて例えばより効率的にCO₂を削減するために町有林を伐採し、その後、花粉の出ない杉に植樹を変更していくというふうなことをするのも、効率的により現在策定されます本山町再エネ導入ロードマップ地球温暖化対策実行計画をより実効性のあるものにしないかと思います。

高樹齢の伐採を行い、そして花粉の出ない杉への植え替えを行い、ゼロカーボンシティを目指しつつ花粉症のない町をつくるというような、一つの方策が画一的な方法ではない、より多角的な手法での転換が必要だと思いますが、その点のご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

地球温暖化防止対策は町民の皆様、そして町全体で地域の活性化、そして経済活動にもつながっていくというような、そういうような取組になっていかなければならないと考えておりまして、議員の提案のありました町有林の伐採後、また少花粉の杉を植えていくというようなことは大変有意義なことだと考えますので、今後検討もさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

以上をもちまして、用意しておりました質問は終了します。

ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもちまして、1番、吉川裕三さんの一般質問を終わります。

3時10分まで休憩します。

休憩 14:52

再開 15:10

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、白石伸一さんの一般質問を許します。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）議長のお許しをいただきましたので、5番、白石伸一、一般質問させていただきます。

まず、通告してある問題ですが、国見山周辺の風力発電事業に関してということで質問させていただきます。

令和6年11月19日に高知県から公開された（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業報道に端を発する風力発電事業に関する住民の関心は、当町でも予定されている国見山風力発電にも目が向けられてきました。

当事業に関しては、3回の高知県環境影響技術審査会を開催し、その都度県知事の意見書が経産大臣に提出されている。また、環境大臣からも環境アセスメントにのっとって意見書が経産大臣のほうに提出されております。工事着工前に行われる法的な事前手続は終了しています。

また、令和7年2月28日の高知県議会2月定例議会でも浜田県知事は、国見山周辺の風力発電に関しては環境アセスメントは終了し、事業者は風力発電の建設に向けて電気工事法に基づく申請を準備していると聞いていると述べています。

事業計画が進行する中で、住民が抱く不安に対し、長として真摯に向き合うべきではないかと考えます。町長の所信を問います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）5番、白石議員の一般質問にお答えをします。

同僚の議員の方にも答弁いたしましたけれども、この国見山周辺の風力発電事業につきましては、地球温暖化防止対策とエネルギー自給率の向上などを目的として電源開発株式会社が事業を進めているというふうに承知をしております。

2018年12月に風況観測を開始して、2020年3月には再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を取得し、環境影響調査など手続を進められてきているというふうに承知をしております。

一方で、2019年の町民に対する説明会を皮切りに、関係地区への説明会を、これを複数回行っているというふうに私は承知をしております。また、この間区長会や議会への説明会も実施をされてきたところでございます。

私はこの計画について2022年に初めて説明を受けました。その説明を受けるとき、この水に対する問題ということについては、懸念をする声を私は聞いておりましたので、その水につきましては、当然生活に、そしてまた産業にも大きな影響が生じるということがありますし、もう風力発電ということではいいですと、音や低周波の問題はないのかと、人間だけではなくて、それが酪農などへの影響もないのかということ。それから、景観についても問題はないのかとか、それから、私が聞いたのでも4年を経過していろいろな手続が進んでおりましたので、反対する意見はなかったのかということなどについても、その説明を受けたときに発言いたしました。

また、地元に対してそういった懸念があるということを私は承知しておりましたので、企業として説明責任を果たして、その懸念に対する解消をしていただきたいということで、その企業に対しては話をしたところでございます。

そういうことで、企業のほうも地元や関係者に説明にも回っておるということは承知をしておるところでございます。

この住民の皆様の不安に対して真摯に向き合うべきでないかというご質問でございますけれども、今でもそういうふうには私は向き合ってきたというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 今町長から所信を述べていただきましたが、確かにこの国見山の関係で県知事のほうへ市長をはじめ町長、関係市町村の首長がコメントによる提言をされています。

まとまりといたらおかしいですけども、ほかの1市1町は反対意見がありませんので意見はございませんという回答をされています。うちの町長については、環境条例と住民の不安が残る以上はきちっと対応してほしいという形で県のほうに申請を上げられています。これは本当に評価すべきだと私は考えております。

ただ、今この反対意見というのが非常に活発に意見が出ていますが、じゃ、推進派の方の意見はどうかということも、やはり町としては知っておくべきではないかと思えます。

私も実は、去年の12月、J-POWERのほうから大石の総会の際に説明会があって、初めてクライנגルテンに住んどる人に音とか低周波とかというような形での影響があるよという話を聞いて、非常に懸念を持って今回こういうような形で質問をしていますが、やはり、この間の間、最初の2019年からのこの6年間の間、コロナ災というのが非常に影響していまして、いろいろなところで説明会をしているんですが、例えばうちの町でいうと、プラチナセンターでJ-POWERが説明したときは2名です。参加者が2名。

それから、大豊の商工会館というんですか、前の役場の横の会場でやったときが約10名足らず。香美市の穴内でやったときは約20名近い人が集まったということで、本当に説明会に関しても、本当に住民の人が関心を持っていなかった。

今回いろいろな新しい事業が発表されてから、急激に自分たちのように、影響するものについて関心を持たれたというような状況になっています。

そういった中で、町として住民の不安に対してしっかりと捉えて対応していく必要があるんじゃないかというふうに思います。賛成、反対、いろいろな意見があります。そちらの両方の意見を聞きながら、やはり町の、最終的には町民全体に対する福祉というものを、幸福度というものを高めていく必要がありますので、この部分については真摯に対応していただくことと、やはりバランスよく、これ一つになるとは思いません。賛成派もあります、反対の意見もあります。これを一つにまとめてどちらかの意見にするというようなことはなかなか難しいとは思います。

でも、やはり町としていろいろな形での事業計画とかそういったものがJ-POWERのほうからもたらされたら、即住民のほうに説明、広報をやっていただきたい。町が直接やっている事業ではありませんから、町自体がしなければいけない説明ではないですが、やはりそういったものを、例えば広報であったり、防災無線を通してであったり、町のホームページを通してであったり、いろいろな形で情報というものを提供していただきたいと思っています。

特に、今年２月７日に多分町のほうにも説明があったと思いますが、今回の国見山の事業計画、事業に当たる会社が変わっております。それについては町はどのように判断されていきますでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

この２月７日付で電源開発株式会社から、高知県国見山周辺における風力発電事業における事業者の変更についてというお知らせが来ておるとのことありますが、これにつきましては、電源開発株式会社から１００％子会社のほうに事業の実施主体として風力発電所の建設や運営を行う体制を整備して、この子会社のほうに移行するというものであります。

これにつきましては、官報への公告の義務がありますので、会社のほうから官報のほうへ載せていくと。それと一緒に時期につきましては、ちょうど１月の末頃、３１日頃だと思えますけれども、打合せをさせていただいたときに、ちょっと急になったけれども、子会社への切替えをするようにしていますという連絡はあっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）５番、白石伸一さん。

○５番（白石伸一さん）私もＪ－POWERのほうにこの会社が移行するということについて、直接電話をかけてお聞きしました。１００％の子会社が事業、工事などは直接対応していきますということで、ただ１００％の子会社ですので大丈夫ですというような形のお話もお聞きしました。

でも、私たち自身はＪ－POWERという会社を信用して、Ｊ－POWERがやるのであればというような形の、やはり心のよりどころというか信頼感というのを持っていました。それを工事に当たって全て子会社へ委託するというような形になってくれば、そこに最初の根底が揺さぶられるというふうに考えます。ここについては町が仲立ちして、Ｊ－POWERとそれから子会社と、それと住民の方の協約と、約束を取っているものをしっかり作り上げて、何かあったときの対応というのを、責任はどこにあるかというような形のこと明確にすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）仲立ちというところが私十分理解できないんですけれども、これは企業の責任として、きちっと責任を果たすべきことは果たしてもらわんといかんというふうに思います。事業者の業者変更につきましては、文書であっておるようなんですけれども、全然、私直接説明も受けておりませんけれども、事業者として責任を持つことがありますので、それはその責任を果たしてもらわんといかんとは私は思っています。

○議長（岩本誠生さん）５番、白石伸一さん。

○５番（白石伸一さん）ありがとうございます。

実際にこれ政策企画課のほうにはちゃんとそういうふうにお話が来ておるとのことです、

それがなぜ町長に伝わっていないなということ、非常に不思議に思いました。

それで、この事業に関しては、本山町だけの問題ではありません。本山町には発電、プロペラです、発電機が1基と変電所が一つという形で設定されるというふうにお聞きしております。残りの基数については、大豊町ずっとから香美市のほうに向けて配置されるというふうな形になります。

ですから、この問題については本山町だけでなく、大豊町ともしっかり話をしておかなきゃいけないし、利権者、この事業に関してそれなりの利害がある方については、きちっと話を通しておかないと、中止にするとかいうふうな形になってくると、誰が責任取るんぞと、補償はどうなっとならうというたら、工事を中止するに当たっての経費の弁償とか、そういったものは誰がするんだというような形のことも考えていかなければいけないというふうに私は考えていますので、やはりこの部分については、しっかりと本山町だけでなく、大豊町にもお話を通しておく。

それは多分県がやってくれたり、J-POWERがやってくれとると思いますが、やはりそういった部分も、住民が不安に思っとならう部分については、お互いの町で話をしてお互いに対応していく、町としても対応していつてもらうということをお願いしたいと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

損害賠償云々とかいう話、これを町が背負うような問題の話では私はないと思っておりますので、それは企業責任として果たすべきものは果たしてもらわなくてはならないというふうに思っています。

町がどういった損害賠償責任が生じるのでしょうか。よく分からないんですけれども、それを町が背負うべきものではないと私は思いますけれども。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 町に責任があるというようなことを言うわけではないんです。反対運動でもしこの事業が撤回された場合、やはり民事的には、言うたら利権者とか事業者がこれにかかった経費について、損害賠償というような形での民事訴訟が起こることは考えておかなきゃいけないと。そういったふうなことについては、住民の人にも理解してもらわないかんし、逆に工事を止めるとなれば、それなりの、今の段階でいえば法律的には十分な段階を踏んでいますから、これを止めるとなれば本当に裁判で、法律で片づけていくしかないというように私自身も考えております。

町に責任があるとか、町がやることでないんで、町に責任があるとかそういうことではないけれども、やはりそういったものについて、もし中止になればどういうことが起こるかということもしっかり考えとかないかんし、逆に工事を進めていく段階においては、今住民が抱えておる疑問とかいろいろな問題を提起されていますけれども、そういったものについて真摯に事業者が対応していくべきだとは思っていますが、やはりエフビットと住民との

間で協定を結びました。そのときには町が仲立ちしたというようなことをお聞きしております。

いろいろな形で住民と会社とが協定を結ぶということになれば、その中に、さっき言いましたけれども、J-POWERと子会社、それと住民、それと仲介役として町の名前は残しておいてほしいというのが個人的な意見になりますけれども、要望しておきたいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）質問者に申し上げます。

ちょっと論理が飛躍している部分があるように思いますので、建設事業がまだ始まっているわけではないし、その損害賠償だ何だかんだいうのをここで論じるということは、ちょっと論理の飛躍だと思いますから、町長としてもそこらあたりは、町は監視はしていても直接の責任はないという答弁をしていますので、町長そこらあたり明確に所管等、町が全部責任を負うわけではないので、そういうことで答弁を求めます。町長。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今民事訴訟の話が出ましたけれども、訴訟相手が誰かのこともよく分からないんですけれども、町としては、住民の皆さんが懸念に思っておることについて事業者には、私はです、2018年の時点での経過は十分私は承知はしておりませんが、私は住民の皆さんが懸念に思っていることについては、行政は継続性がありますので、そういう立場には立ちますけれども、でも、こういった住民の皆さんが懸念されていることについては、この企業が懸念に対する説明責任を果たしてもらわんといかんということをずっと私は言っていますので、今もこれからもその考え方に変わりはないということでございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）すみません、私質問事項がすみません飛躍してしもうて、町長非常に答弁しづらかったと思いますが、この問題を解決というか、前進するか、それともいろいろ検討していくという話になるにしても、どちらにしても法律とかに頼らざるを得ないということですんで、ここの部分については住民の人にも十分理解していただいて、町全体の問題としてもう一度再認識をしていただきたい。

例えば、今日のネットにも出ていましたけれども、あるところで太陽光発電があって、それを市として市民に全体に説明会をやってほしいというふうな要望をしたところ、企業からは関係者に対しては十分な説明をしてあるからということで拒否されたというような内容の報道がされていました。

このコロナ災という非常に町にとっても、企業にとっても、住民にとっても不幸であったこの3年間、この間にいろいろな報告とかそういったことがなされていますんで、もう一度町として説明を、関係者とか関係者並びに住民に説明会をしてほしいというような要望は上げていただきたいかと思います。

○議長（岩本誠生さん）要望的なことですんで、では、町長答えてください。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今ご指摘いただいたことについては、当然私のほうでできることは

やっていきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）個人的には賛成とも反対とも非常に判断に迷つとところがあります。町全体のことを考えるとというか、この事業に対して期待をされとる部署もあります。例えば林業に携わつとる方で、そういった方には、今回の事業については非常に前向きに受け止められていますし、逆に今回の規模が大きくなったプロペラに関しては、非常に新たな問題を引き起こしているというふうな形のことで、非常に皆さん影響するところについては、非常に関心を持たれています。

そういったところをしっかりと、双方の意見を聞くということを事業者に要望すべきですし、そういった機会をもう一度町のほうからもう一回説明会をやってほしいと、町全体に対する説明会をやってほしいというような要請はしていただけないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今のご質問については、業者さんに対しては、僕は話をしてみたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）この件については、まだ工事も始まっていませんし、まだ許可を得る段階なんで、なかなか町としても判断しにくと思いますが、住民に残されとる権限というのは、保安林の解除、それから作業の関係の手續、こういったものが法律的に最後の手段として残っているというのは、町としてもしっかりと認識をしておいていただきたいと思います。

町がするわけではありませんので、あくまで住民のほうで判断することであって、そういったことについて、どのような多数意見が出てくるか分かりませんが、あとは事業者のほうにきちっと説明をしていただきたいというような形のことをお願いしておきます。

これで1 番の質問事項は。

○議長（岩本誠生さん） じゃ、次へ進んでください。

○5 番（白石伸一さん） 2 番目は、長期計画作成とパブリックコメントに関してということでお聞きします。

パブリックコメント制度は平成17 年6 月から法制化され、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図る。国民の権利・利益の保護に役立てることを目的とされて制定をされました。

本山町におけるパブリックコメントに関する条例があれば条例名、その概要、意見公募の手續の対象案件、それから告知方法、集計方法、そして令和7 年にホームページで募集し終了した直近の案件の募集件数、パブリックコメントで原案に対し加筆、修正を加えた件数、パブリックコメントの町政における立ち位置に関し、町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） 5 番、白石伸一議員の長期計画作成とパブリックコメントに関し

での質問にお答えをいたします。

まず、パブリックコメントに関する条例等の制定でございますけれども、本町では現在制定はされておられません。

次に、本年に入ってからのパブリックコメントを公募した案件は4件ありまして、うち1件は現在も公募中というふうになっております。公募終了の3件の案件では、9人の方から24件の意見が寄せられております。加筆等行った件数は1件です。その他22件は、公募締切りが先月末でありまして、現在意見の取りまとめ等行っており、今後の計画に生かしていきたいというふうに考えております。

パブリックコメントは広く一般の意見を募り、その意見や想定外の視点を考慮することによって町政運営への公平性、透明性の向上を図るとともに、権利・利益の保護にも役立つものであるというふうに考えております。

また、町民の皆様が計画作成段階から関わることで、住民主権の意識醸成、住民自治にもつながるものであり、大変重要であるというふうに私は考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）パブリックコメントということでネット等で調べたんですが、パブリックコメントの募集期間というのは大体30日以上というような形が示されています。

本山町のパブリックコメントについては、今年に入って行われたものについては20日間とか14日間とか、非常に募集する箇所によって日数が非常にばらつきがあります。例えば、広報で募集を載せとるもの、それから町のホームページだけで募集をしているもの。そういったふうな、例えば、ネット環境が使える方に対してはホームページを見れば募集しているというのが分かりますが、ネット環境のないところについては政策だよりであったり、そういったペーパーで公募していますよということをお知らせすべきだと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）質問にお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたように、本年に入ってからのパブリックコメントで募集期間が短かったものと言われましたが、そのような状況が実際起こってしまいました。大変申し訳なく思っております。

公募するに当たりましては、公平性に努めていかなければならないと考えておりますし、それから、パブリックコメントの手の続の対象となる基準や期間、そういうものが今現在本町では定められておりません。やはりそのようなルールづくりが必要であるというふうに考えておりまして、今後条例等の策定が必要ではないかというようにも考えております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）私も同様に思います。

今回、今年になってから募集した4件というのは、町の長期計画に対してパブリックコメントを求めています。長期計画はその間の町政の指針となるものであると認識していますが、その公開や改定年度は決まっており、作成に当たっては年度当初から予算編成の作成までに終了し、公開すべきであると考えます。

町政の指針であれば、国や県の補助金に左右されることなく、一般財源での予算の裏づけをし、公開すべきではないかと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃりましたように、町の長期計画というものは町の指針、そして方向性を定める大変重要なものであります。作成におきましては住民の意見を反映し、住民の方々が自分たちの計画、そして思いのこもったそういう計画にすることが計画達成に結びつくものだというふうに私は考えております。

今回のいろいろな計画の中で、取組が年度末に集中して十分な協議の時間が取れなかったということにつきましては、大変申し訳なく思っております。

計画策定の基本的な考え方は、計画の策定期・改定期が定まっており、町独自の町の特性を生かした計画づくり、そのようなものが大変重要だというふうに思います。町民から広く意見を聞くこと、計画を定めるに当たっては研究する時間、そういうものも必要でありまして、計画策定期をその時期よりも早めに定めて早期に着手するなど、余裕を持ったスケジュールを立てて取り組むこと。そのことが町民皆様の自分たちの計画というものにつながっていくのではないかと考えております。

そして、計画策定や事業の執行に当たってでありますけれども、補助制度や、また特定財源が見込まれるものにつきましては、活用もしていきたいというふうに考えております。

しかし、その補助等活用することで、足かせがあったり、言葉正しいか分かりませんが、足かせがあったり、また活用しづらい補助金なども私はあるように考えます。そのような場合には、補助事業を実施するとして、一般財源の当然100%の補助というのはなかなか少ない中でありますので、そのような中で一般財源等で十分な効果が上がるということでありましたら、無理に補助事業を選択しない、そういう考え方もあるのではないかと考えています。

そして、各種計画等については、計画ができましたらホームページ等通じて広く町民の方に知らせていくということは大変重要だというふうに考えています。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）ありがとうございます。

本当に今副町長言われたことは、非常に大切なことだと思っております。先ほども言いましたけれども、更改の年度とか改正の年度というのは4月の段階でもう分かっています。言ったら策定した段階から何年後には新しいものをつくらないかん、新しい方針を示さないかんというのは、あらかじめ分かるとるわけですから、年度末に集中してやるということ

については、猛省を促しておきたいと思います。

特に、本当に住民の人に知っていただくためには、1回1回の委員会があった後、こういった形の意見が出ていますというふうな形の公開も必要ではないかと思っています。やはり親切丁寧な広報活動というのは、なければなかなか先ほどの国見山の問題もそうすけれども、住民が関心を持った頃にはもう遅かったと、全ての手続が済んだ後だったというようなことがあってはいけないし、逆に住民の人も町がやりよること、ホームページ、それから行政日より、それから毎日の放送です、そういったものを聞いていただいて、町が取り組んだる計画について関心を持っていただかないと、無関心では今から先、後から言いたかったのにとか後から知ったとかいうことのないように、行政側も住民側も今現在起こっていることについて、しっかりと認識を持つべきだというふうに考えていますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） お答えをいたします。

白石議員がおっしゃったとおりだというように私も思います。いろいろな町行政のこと、そして今取り組もうとしておること、そのいろいろなことをいろいろな広報、媒体を使って町民の皆様にも知らせていくことというのが大変重要なことだというふうに考えております。

今現在いろいろな計画を作成しておりますけれども、その計画も今後それを実行していく中で、見直しも当然図っていかなければいけないし、その見直しの状況についても町民の皆様にも知らせていくと。そういう開かれた行政というのは大変重要であると考えておりますので、そのことには努めていきたいと思っています。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 行政側だけじゃなくて、住民の方にも町政については常に関心を持っていたきたい、町政だけじゃなくて、町全体で起こっておることについて無関心ではおれんということをしっかりと認識していただきながら、この質問については終わりたいと思います。

次に、指定管理制度について質問します。

指定管理制度についての町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 白石議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度とは、地方公共団体に代わって、公の施設を民間などの団体に管理させる制度というものでございまして、地方自治法の一部改正で平成15年9月に施行されたものであります。

多様化する町民の方のニーズ、効果的・効率的に対応するために公の施設の管理を民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが目的に創設されたものと認識しております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）全くそのとおりで、今答弁していただいたんですが、言うなれば経費の節減というのが非常に重要視される時代になっています。例えば、近々で言うたらモンベルの指定管理を行いました、それについては2,600万円というふうな予算をつけて指定管理をお願いしました。

それはなぜかという、町が仮に今のモンベルを運営していくに当たっては、多分それ以上、その倍以上の経費が必要だと私は考えています。職員の給料、それから施設の維持、それから仮に同じように商売をするのであればそのノウハウ、そういったものについては、町が持っていないので、民間の力を借りてやっていかなければいけないものだというふうに考えています。

ですから、非常に指定管理における指定管理料というものについては、適切な判断が必要になってくるといふふうに私自身は思っております。

今回、挙げています公民館の建設に際しては、その地区の住民の要望によるが、建物に関しては町所有物である、維持管理を行う上で地区に指定管理を依頼しているが、高齢化や人口減少で地区によっては今のやり方がふさわしくない状況になっています。指定管理料として水道の基本料金、電気の基本料金、浄化槽の料金は町で負担すべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）白石議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の公民館、集会所、そもそも各地域の住民の方の意思で、住民の方の寄附や資材を投じて建設をされてきたという歴史がございます。今建っておる集会所も大方が地域の方の持ち物であって、そこに家事費を払って運営をされておるといのが一般的にあります。

数十年たってその建物が老朽化や時代のニーズで、いわゆるバリアフリーであったりとかトイレの洋式化、そして今でいう避難所として活用したいという様々な要望によって、改築とか新築が必要になってきて、町の補助金、あるいは起債をして古い集会所を計画を立てて改修をしてきておる状況がございます。

来年度は大石の集会所、これにつきましてもそういった形で改修をするということになっております。その際、多額の費用が、そういった改修をする際には費用がかかることから、補助金を投入して整備をしてきておるとい状況がございます。

そういった集会所、公民館、集会所の歴史はございますけれども、地域の集会所は地域の人によって維持管理をされて、有効に使っていただくのが望ましいというふうに思っておりますけれども、今の時代の移り変わりから、議員ご質問のと通りの維持管理が難しい状況については私も認識をしております。

現在集会所に町として負担をしておるのは、浄化槽の法定管理費につきましては負担をさせていただいておりますけれども、その他につきましては光熱水費につきましては地域の方でご負担いただいております。

ただ、大きい改修とか修繕につきましては町のほうでしますけれども、日常的なものにつ

いてはそういった形で地元の方で見ていただいているというのが大方でございます。

ご質問のとおり今後を考えますと、今すぐこうするという事はなかなか申し上げられませんが、地域の実情というのでも承知をしております。管理の仕方につきましては、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 地元の大石公民館が改築されるということで、莫大な費用を町が投じて建設していただくということで、非常に心苦しい質問だったんですけども、やはり住民の高齢化ということを考えると、維持していく上においてそれぞれの負担が増えてくるという現状も考えていただきたいということで今回質問させていただきました。

本当に中には、10軒足らずの家で公民館とか集会所を維持しているところもあります。そういったところと比べると、大石とかはいまだに100人以上の住民の方がいらっしゃいますので、いろいろな形で町内会費というような形で集金できますが、どんどん高齢化が進んでくるほどに、若い世代に対する負担が増えてくるという現状もありますので、これについては時間を要すると思いますけれども、しっかり町のほうで検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 集会所の話も出ましたし、今地域でいろいろな協働作業もされておりますけれども、高齢化や人口減少ということで、いわゆる道づくりとかです、清掃作業も含めてなかなか各地区大変だという話は私も承知をしております。今後どういった行政としてそういったところを支援、支えていけるのか。でも協働作業は協働作業で非常に重要な役割がございますので、作業だけではなくて、地域で助け合うとか、皆で寄り合うという作業も非常に重要ですので、そういったことも勘案しながら、そういう地域活動をどういうふうに支えていけるのかということについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 本当に地区がどんどん高齢化して、支えていく人がどんどん少なくなっている現状について、町長の今ご所見をお伺いしました。

町として人口減対策いろいろ取っていただいておりますが、若者の世代もそうですけれども、高齢者に対するいろいろな補助についても、しっかりと今後考えていただきたいと思います。その中での指定管理制度だというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

では、最後の質問をいたしたいと思います。

かわまちづくり支援制度に関して。

かわまちづくり支援制度を活用した早明浦ダム周辺水辺利用促進会議が設置されています。その構成メンバーは高知県、土佐町、大川村、国土交通省四国地方整備局、独立行政法

人水資源機構、それと本山町となっています。

本山町の活動が不明瞭であると住民の方から指摘されています。この計画、活動内容、実施状況を説明し、今後の対応について町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）かわまちづくり支援制度に関しまして、白石議員の質問にお答えさせていただきます。

かわまちづくり支援制度は、議員おっしゃったとおり、この各種メンバーが集まりまして、かわまちづくりの事業を進めているものであります。現在のかわまちづくりの期間としましては、令和3年から令和7年度までとなっています。本山町のほうは川の駅拠点空間整備という事業を行っております。

まずは、寺家地区の浸水護岸延伸、それと帰全山公園の対岸の河川維持管理ですが、実際帰全山公園の対岸はやっていなくて、今それこそ庁舎の川側の整備をやっています。場所はちょっと違いますけれども、河川の改修ということで進められております。

次、帰全山公園の再整備ということで、トイレ等、キャンプ場等の改修が終わっております。

続きまして、水辺のアクセスフローの販路ということで、新しい本山大橋のほうです、そこへ川のほうへ向けて上がって来る道を整備する予定でしたけれども、これについてはできておりません。

あと、国土交通省のほうで実施をしていただける部分が、早明浦ダム直下の広場があるんですけれども、そちらの舗装をやっております。

それともう一つ。浸水護岸の整備ということでカヌーやラフティングの発着場として、このダム下の広場のほうに段をつけて、ラフティングの出艇場です、そちらをやっていただいております。

また、今後の取組としましては、令和6年度に次期かわまちづくりということで、ワーキンググループとかそういうことを行って計画づくりを進めております。予定としましては、ダム左岸側の展望台の整備、キャンプや展望ができるように計画に入れております。それと、カヌーやラフティングができるようなコースづくりの検討もしております。これにつきましては、令和7年度に計画の確認がされるようになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ちょっと待ってください。

今の答弁の中で、寺家の対岸のほうの浸水護岸工事をかわまちでやったという答弁がありましたけれども、あれは吉野川水系河川整備計画でやったんであって、かわまちじゃないと思いますが、それ答弁として正しくなければ訂正の必要があると思いますが。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今の寺家の河川護岸の工事、それから今こちらのヨシを除去する、これ吉野川の河川整備

計画、県が作りしました。その事業でやっていますけれども、広く言えば県もこのかわまちづくりに関わっていますので、県として河川はこういうふうな事業をやっているといいことで、白石議員のお尋ね、直轄でどういう事業をやっているのかとかいうことになるのと全然話が違ってくると思います。

川の駅というふうにモンベルのアウトドアヴィレッジです、本山町を位置づけして。これはもう本山町と直轄の関わりでダム直下の右岸になります、土佐町側のところにカヌーやラフティングの艇を下ろしたりするところです。そういったものを直轄でやると。それで、町としてはモンベルアウトドアヴィレッジなんかを活用して、この河川を活用したアウトドアアクティビティを実施するというので、広く言えばかわまちづくりの中の一環として位置づけられているということでございます。

今まで直轄で事業実施する場合には、ダム周辺と、ダムの水辺という位置づけがされていまして、本山町で国が実施する事業というのは、本山町での事業はありませんでした。ただ関連する事業として、アウトドアヴィレッジなんかを活用したカヌーとかラフティング、川を使う、そういったこともかわまちづくりの一連の中では位置づけられております。

今回、本町にとってかわまちづくりって何があるのというようなことがありまして、周辺といったら展望台なんかも周辺じゃないかと、今まであそこ水辺というふうに位置づけられていなかったの、直轄では整備はできないというふうに言われていましたけれども、これはどうしてももう本当に数十メートルとかいう差ですよね。あそこやはり川辺だし、ダムと関連した非常に重要な施設だろうというふうに本町は思っておりまして、国の事業として、これは国の事業はハード事業しかできませんので、道路とか進入道とか上の若干舗装とかいうのを計画をしていただいていますけれども、あそこの展望台へのアクセスとかいうことについては、国のほうでやってもらいたいということで要望して、今作業進めておりますけれども、令和7年度中にはその計画が採択されれば、その展望台、町のほうもやらなくてはならない事業もありますけれども、あそこ今歩道でしか上上ができませんけれども、道路整備を進めるとかいうことを、このかわまちづくりの中の国にやっていただける事業としてはその事業を要望しているところでございます。

先ほどのメンバーにいろいろなところが入ってまして、吉野川を中心とした活動をやっていますので、寺家の護岸の工事なんかは河川整備計画の中でやっていますけれども、広く言えばかわまちづくりの中に、吉野川河川整備計画も含めて、そういった課長のほうからの答弁はそういう位置づけで話がされたものでございまして、国直轄で事業としてお願いをしたのは、あの展望台、本山町の地の中で事業としては展望台の事業をお願いしておるところでございます。水辺周辺ということで事業化されておると。あとは関連事業ということになろうかと思えます。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 昨日も左岸展望台に上がってきました。町長が水資源のほうに依頼して、諸木を刈っていただいて、非常に眺めも上から見ると龍の目といわれる島がきれいに

見えたり、本当にすばらしい展望になりました。

ただ、展望はよくなったけれども、そこから後何をするのか、ソフトの面では非常に問題、今木が芽吹いておりませんのできれいには見えますが、今から緑が増えてくる中においては、いろいろ刈取りとか草刈りとかそういったものが必要になってきますし、展望台にある千本桜についても、やはり実の出ていない部分とかコケの生えた部分については切ったり、いろいろな手入れをする必要が出てくると思いますが、そういったふうなものについては、町として展望台の整備をやっていただきたいと。

せっかく水資源がお金を出して森林組合によってきれいにされたところなんですから、そこを今年の春には町民の人にこういう形になりましたと、左岸の展望台をご活躍くださいと、見に来てくださいというような形のPRができるような形になるようお願いをしておきたいと思います。

それと、キャンプ場の関係ですが、去年、おとしだったと思うんですが、帰全山公園のところの車止めという形で補正予算だったと思うんですが計上されて、それを議会として承認したと思います。あの車止めて一体どこにつくられたんでしょうか。それと、下の今までキャンプ場としていた川原に下りていく道については、どのように対応していかれるんでしょうか、そこだけお聞きして最後の質問にしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきたいと思います。

一昨年帰全山公園から下の川原に下ります通路において、車止めの部分を損傷したということで、その付け替え工事をさせていただいております。

場所と言いますと、旧の帰全山への橋のところから川原へ下りるところの一番上側にポールを中に立てさせていただいて、鍵を開けたらまたポールを外して下に下りられるという形で整備をしておるところであります。基本的に下の河原へは車では下りないという形で運用しておるところであります。

あと、帰全山周辺も含めてなんですが、先ほど議員のご指摘がありました、早明浦ダムの左岸側展望台につきましても、維持管理の面につきましても草の管理ですとか、いろいろな今後対応が出てくるかと思しますので、まだキャンプ場整備はちょっとまだ今後の計画ということにはなるわけなんです、しっかり桜の木もまだございますので、そういうもの活用しながら、観光資源として活用できるように対応していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 車止め、私は今のトイレのところに車止めを設置するんかと思って、ずっと、ほとんど毎日というか見に行っておるんですけども、一向に何も進まないんで、という結局今の橋の、旧の本山橋のところから下に下りていくための道路についての進中止のところのポールですね、確認しておきます。

それと、今までずっと町長に左岸展望台の案内板をという形をお願いをしとったんですけども、昨日行って初めて、すみません、気がつきました。吉野小学校への避難路の表示

とその上側に左岸展望台への1.5キロメートルというふうに書いていましたかね、1.5キロメートルという表示が出ていました。ご苦労さま。今まで言い続けて多分見落としとったんだとは思いますが、きれいに整備されてましたんで感謝したいと思います。ありがとうございました。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）これにて、5番、白石伸一さんの一般質問を終わります。

それでは、引き続いて6番、上地信男さんの一般質問を許します。6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）ただいま議長のお許しをいただきました6番、上地信男でございます。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

一般質問に入る前に、若干お話しさせていただきたいことがあります。

昨年、令和6年1月1日から共生社会の推進をするための認知症基本法、これが施行されました。共に生きる社会のことでございます。その施行に伴い昨年2月6日に、認知症への理解を深める普及活動を、自らも若年性のアルツハイマー認知症と診断されながらいろいろな活動をなさっている本町出身の山中しのぶさんと私、町長を訪問させていただいて、何とかこの嶺北の地で一つ新たな法も施行されました。今後いろいろなことで普及・啓発に努めていきたいので何か催し物をということで、実話に基づいたオレンジランプとこの主人公も若年性の認知症で、いろいろな方に力を助けていただきながら会社勤めをしとった実話に基づいた映画でございます。

少し時間がたちましたが、去る先月、2月15日に山中さんの講演会とオレンジランプの映画上映会、そして嶺北一円から約200名あまりの関係者の方が出席して盛大にできたということで、少し1年かけていろいろと練っていただいたんで、非常によかったんじゃないかと思います。もう少し早くできたらよかったんですが、一応町長はじめ担当課長、そして関係者の皆様に心から御礼を申し上げております。

次からはもう少しフットワークよく実行していただけたらと、このように思っております。

それでは、通告にしたがいまして、それでは、順次一般質問を行わせていただきます。

今回は、3項目通告させていただいております。

1項目めが町長の行政運営、そして2項目めが今後の農業と集落の維持、そして3項目めが教育及び文化の推進という項目でございます。

それでは、順次質問させていただきます。

開会日の当日、町長のほうから施政方針演説ということで、お手元に紙面もございます。令和7年度の一般会計予算は46億5,000万円、前年度比で言いますと55%の増額ということで詳細を述べておりました。その中で自主財源の厳しい状況も踏まえて述べておられました。

このような財政状況の中で、非常に厳しい中で基金運用というものは非常に重要になってくるかと思われます。財務規則では、基金管理者は運用の状況について毎年6月30日ま

で町長に提出することとなっております。そして、町長はそれを議会に報告する義務がございます。それは開会日のときに配付された資料がございます、その最後のページに基金の決算の見込額なんかが詳細がございますので、後からまた詳しくお話をしたいと思います。

この基金については、地方自治法の中で241条、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができると。2項目めに、基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと、いろいろとあります。

そして、本町でも18ぐらいの基金がございます。その中で一つ一つ本山町花のまち基金という条例もございまして、少しそれ読み上げさせていただきますが、本山町内に花のまちづくり運動を展開し、自然環境を守り育て、四季に咲く美しいまちづくりと、町民生活にうるおいや、やすらぎが持て、心と心が通い合うような地域づくりを推進するために、本山町花のまちづくり基金を設置するというような条例でございます。

その中にもございます管理、第3条でございます、基金に属する金額は、金融機関への預金、その他最も確実な有利な方法により保管しなければならない。2項が基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることもできるというようなこともございます。

さて、ここで改めて伺いをいたします。

この基金管理です、現状どのように管理なされておられるのか、現状をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）6番、土地議員の一般質問にお答えします。

もう議員ご指摘のとおり、地方自治法の規定に基づき、また、条例の定めるところにより基金を設けることができます。現在、約20件ぐらいの基金がございます。特定目的基金も含めましてございます。

ここの基金の運用につきましては、地方自治法では確実かつ効率的に運用しなければならないというふうに定められています。また、条例においても、今ご紹介もいただきましたけれども、金融機関への貯金、その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないというふうに規定をされておりまして、いわゆるリスクの伴う運用はできないということになっております。これは、もう過去から本町ではそれに基づきまして、本町ではもうそのほとんどが1年ものの定期貯金として保管をしておるものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）6番、土地信男さん。

○6番（土地信男さん）金融機関への定期というようにお話がございました。今非常に利率も低うございます。1,000万円預けても何万円というようなことになろうかと思います。

ちょうど3月6日にございました予算審査特別委員会の中でも若干触れさせていただきましたが、予算書に掲載された16万5,000円、あれはこの20件あまりの全ての基金

の預金の総額でしょうか。改めて伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）特別会計が持つておる基金につきましては、その条例の定めるところにより管理をしなければならないとなっておりますので、それは別に管理されますけれども、それ以外につきましては、条例の定めるところにより、あれは財産収入で歳入として処理をしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）分かりました。

利息が非常に低うございます。昔であれば果実的にかなりの利息がつくんで、運用も可能だったかと思いますが、開会日にいただいた基金の残高について、令和6年度決算見込みということで、こちらに27億7,472万3,000円という総額がございました。

さてどうでしょう、一番安全な定期の1年ものというようなこともございますが、この非常に大きい額でございます。これをそれぞれ種類別にして分ければ、非常に金額も大きゅうございませぬが、ある程度は、半分ぐらいは一つにまとめて運用するようなことができないかと思っております。今後検討していただきたいと考えております。

ただ、参考までに基金の近隣の町村の状況見ますと、これは市町村振興課のほうで発表しとるデータでございます。それを若干見させていただいたんですが、まだ令和5年度は出ていませんが、令和4年度についての決算が出ております。このとき本山町は28億1,100万円程度です。それから、土佐町が36億円余りです。それから大川町が10億2,200万円、そして、隣の大豊町が70億8,500万円、それからの町が90億6,000円あまり、それから仁淀川町が54億5,800万円あまりですが、どうでしょう、ひとつ今後ひとつ非常に大きな財産でもございます。それぞれの、繰り返しになりますが、種類別の総額を定期で預けるのではなくて、一度半分ぐらいをプールにしまして、有利な有価証券、今国債の1年ものも非常に利回り低うございます。5年、10年国債もございます。そして、地方の事業債、高知県債なんか年2回ぐらい公募かけております。

そういうものも債券買ってみてみるというのも一つの今後課題ではないかと、そういうふうに考えますが、再度町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

一応、先ほどの令和6年度末、またこの決算の見込みを、最終的な見込みをたっておりませんので、若干の数字の動きがあらうかと思います。

この運用ということですが、非常に、例えば元本割れするとか、いろいろな危険性のあることには当然運用はできないことになっておりますので、一方でもう少しく運用できるんじゃないかということのご指摘だろうと思っておりますので、これについては研究はさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは安全、確実、いわゆるリスクを伴わないという管理をしていかないといけないと。他の自治体ではいろいろと元本割れして、長期のも

のでそういったことが生じておるといような情報も見たりもしましたが、そういうことがあっては絶対いけませんので、慎重には慎重を期して、リスクを伴わないような形での管理、運用をしていかななくてはならないというふうに感じております。

○議長（岩本誠生さん） 6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男さん） 安全といえはそのままだしておけば安全かもしれません。ただ、やはり将来的なものを考えれば、ひとつ新たな目先変える意味で調査研究必要ではないかなと考えております。それはどこの時点ですかということは、先ほど町長も若干の調査・研究等のお話もございましたので、その言葉を含めて今後ちょっと考えていただけたらと。

非常に大きな額でございますので、運用次第では大きな利益が上がるし、安全策をとればそのままにしとくのも一つ方法だと思います。その辺はまだ組織の中で議論なさっていたきたいと思っております。

それでは、次、2 つ目に移ります。

まちなかのこと、若干お話をお伺いさせていただきます。

まちなかの活性化計画ということで、令和 5 年 3 月に作成され現在に至っている計画がございます。現在の進捗状況について教えてください。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 今のこのまちなか活性化計画に基づいていろいろなイベントとか、それから、まちなかの活動組織の立ち上げとかといったものを今取り組んでいるところでございます。特にイベントなんかは先日も行いましたけれども、本当にプレーヤーを増やしていこうということで、いろいろな方々に参加していただくということで、雛人形の飾りつけにつきましては、いろいろな女性団体の皆様から青年団体の皆様にも協力していただいたりして、プレーヤーを増やしながら、無理なく楽しくやろうというふうにイベントについては考えております。

それから、この継続的にまちなかの活性化の事業を展開していき、それを町の全体に広げていくという持続的な活動につなげるようにということでは、まちづくり組織の立ち上げということが重要なポイントになってくるというふうに思っております。それは本年度任意の団体を立ち上げております。令和 7 年度はそれを法人化にしたいということで、その関係者で進めていただいております。

進捗というのは、K P I を定めて何件やったとか、どういうふうになったとかというふうな、そういった計画としてはしておりませんので、進捗率が何%なのかと聞かれると非常に難しいところがありますけれども、みんなで集まってつくった計画を実現に向けて今も取り組んでいるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男さん） 計画つくるのに当たって、私以前ちょっとご質問もさせていただきました。確か委託料で 2 7 6 万 8, 0 0 0 円余りということでご答弁いただきました。全体であのときの予算が 3 1 7 万 4, 0 0 0 円余りということで、多少のお金をかけて計画つく

り上げておりますので、その辺の進捗の状況というのをどうしても活字に残した、冊子に残したものでなく、きちんとした進捗管理をしていく必要があるんじゃないかなと考えております。

非常にいろいろな視点からつくり上げた計画でございます。書いただけと言わず、一つ一つが実効性のあるものをそちらのほうに載せたかと思っておりますので、ということで今町長ご覧になっておりますが、今一度その冊子を見て、今後このようにこの計画をさらに進めたいという所見があればお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 今、この8つのプロジェクトにつきましては、今整理し直しておりますけれども、最初に立ち上げたときのまとめでは、このプロジェクト8つを取り組んでいけたらということで皆さんにまとめていただいたものでございます。

この中でできているもの、できていないもの、それからなかなかハードルの高いものとかいろいろございますけれども、これ行政がやるという、当然行政も一緒にこれつくり上げてきましたので、当然関わりを持っていきますけれども、プレーヤーを広げていこうと、こういうまちづくりに参加してもらう皆さんを増やしていこうということで今取組を進めておりますので、その中で、このまちなかでこんなこともやってみたい、あんなこともやってみたいというふうに、皆さんで話し合われた内容について、その実現に向けて、やってみたいということを実現していくということが非常に大事だろうと思っておりますので、皆で話し合いながら、この活性化計画を一つでも生かしていくと、実現していくという取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん） ありがとうございます。

今回の施政方針の中でも町長は「人がつながるまちなかに」をスローガンに、いろいろと取り組む姿勢を述べておられます。今まで述べられたこと以上に、このスローガンにつながる思いがあれば、若干お伺いしますが、特になければ次に移りたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） この計画を始めたきっかけは、本山町にアウトドアヴィレッジがあって、何万人というお客さんが来ていると。でも、その皆さんが町内どこまで足が伸びているんだろうと、そういうことが考えたときに、そのアウトドアヴィレッジについては本山町で誘致して取り組んできた、そのおいでたお客さんを本山町全域というのは大げさかもしれませんが、波及効果がないと町民の皆様にもなかなか認知してもらえないのかということが一つありました。

併せて、町内の旧市街地というところが、本当に旧の商店街であったものが、もう国道沿いに出てくる中で、まちなかが本当に寂しくなっていると。それに拍車をかけて庁舎移転があるということがありましたので、これはそういう中で、商店街として復活は難しいでしょうけれども、まちなかに人を呼び込むと、資源を僕はあるんじゃないかというふうに思っ

いて、それがいろいろな空き店舗の活用であったり、東光寺であったり、十二所神社であったり、城山であったり、そういった資源を活用して、本山町おいでいただいた方が本山町の旧の商店街へ足を踏み入れてもらうということにつながるかと、あわせて町民の皆様も旧のまちなかへ足を踏み入れてもらうということで、このまちなかを少し元気にできないだろうかというのがこの事業の始まりでした。

そういう中で、皆さんに集まっていたいて、いろいろな話をしてきました。残した異施設、これ民間の施設でございますのでなかなか行政で手を出せないところもあって、本当に苦慮しているところもありますけれども、そういう形でまちなかに皆さんが足を踏み入れることで、地元の方も、それから町外からお出でいただいた方も本山町でつながっていけるようなことにできないかなと。

それから、まちなかに駄菓子屋ができたり、昔駄菓子屋があった話をして、非常に子どもたちの本当に大事な施設でした。そういうものができ、点々とまちなかにできる中を線でつないで、それが面になってまちなかが少しにぎやかになると、そういう店舗でもありますけれども、東光寺とかそういった今ある十二所とか城山も活用して、まちなかで人がつながるような取組をしたいと、できないかということ、これは共感をしていただいたと思っておりますけれども、いろいろな方々に集まっていたいて、若い皆様にも集まっていたいて、そうしたらまちなかでどんなことができるんだろうということをつくったものがこのまちなかの活性化計画でした。

これは、いくつもの事業がありますので、全部をなかなか実現というのは難しいですけれども、こうやってやってみたいという夢を語られたものを一つ一つ実現をしていきたいというふうに思っています。

その実現する中で、この前のまちなかマルシェでもないですけれども、高知市内や高松からもお出でいただいていたけれども、いろいろな方々がまちなかでつながるということができていますので、そういったことを広げていきたいというふうに思っているところでございます。一つ一つを丁寧に。

それから、大事なこういったことを持続可能にするために、まちなかの活動組織を立ち上げたいと、それで、まちなかの活動を支援する組織です、それをつくって、行政がどうのこうのではなくて、自分たちでこういうまちなかににぎわいをつくっていこうという組織を立ち上げようということを今検討しておるところでございます。ぜひともこういった活動を住民の皆さん一緒に、イベントは無理なく楽しくということでやっておりますので、プレーヤーをまた広げていきたいというふうに考えておりますし、それがつながっていければいいなというふうに思っております。

すみません、長くなりました。

○議長（岩本誠生さん） ちょっと待ってください。

一般質問の途中でありますけれども、本日の会議時間でございますけれども、ちょうど日程のところであらかじめ延長しておきたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議ないようでありますので会議時間を延長し、6番、上地信男さんの一般質問が終わるまで続けたいと思いますのでよろしくお願いします。では、6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）町長ありがとうございました。非常に町長の強い思いも分かりました。

ただ、ここで一つ確認しておかなければならないことがございます。旧の役場の庁舎です、あそこ取り壊した後整地するということでございます。ある程度まちなかのイベントとかそういうものに利用して、具体的にそういうふうなものにしていくよというような具体的な計画があるのかなのか、この辺について伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）中長期的に見れば跡地活用についてはいろいろと検討しなくてはならないということがあろうかと思いますが、この段階で表明できるようなものはございませんが、ただ、あそこ安全対策もして野々田川の安全対策が必要というふうにいわれていますので、安全対策をした上で更地にして、いろいろなイベントには使えるだろうと思いますし、また、駐車場とかそういった形にも使えると思いますので、安全対策を図った上で、現状では舗装して平地で活用していきたいというふうに思っています。

その後のことについては、これはまたタイミングもあると思いますけれども、いろいろな活用を検討することが出てくるというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）ある程度建物がなければ整地して、アスファルトの舗装などなされたいと思います。

ただ、先ほど3月9日に挙げた事例とかそういうふうなもののまちなかマルシェ、それも民間の広場でございました。そういうことも考慮すれば、ある程度更地にした暁には、そこで何かそういう催し物ができるようなものにするのがベストじゃないかなと、そういうふうに考えております。

それと、これは少し違うところなんです、実は子育ての支援事業計画の中でアンケートを行ってございました。その中で幾つか設問なさった部分ございました。その中で子連れで出かけやすい、楽しくなるような場所を増やしてほしいとか、それから児童館など親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会の設置とか、順次いろいろな設問がございまして、今申し上げた2項目においては非常に高い、例えば子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいとかいうのは、これは就学前の児童家庭に対しては、ご回答が72.1%あったということも考慮なされて、今度いろいろな計画進めていただけたらと、そういうふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、3点目のことなんです、先ほど同僚議員のほうからも質問がございました。これは、かわまちづくりという事業の概要とかそういうふうなもののお尋ねをしとったように思っております。

町長の答弁を含めて、広義的にいろいろとご答弁があったように思いますが、せっかくのこの事業でございます。事業内容をもう少し精査して有効的に事業展開、そしてこの事業にあわせていろいろなこと計画なさっていくことが非常に必要じゃないかなと思ってお話を聞きました。あれもこれもじゃなくて、この事業でできること当然あります。この特性としたら当然河川法というのがございます。

その中でこの事業特に言われておるのが、河川の敷地占用許可、準則２２条に基づく都市地域再生等、地域再生等地域区域の指定等の支援を実施するというような内容が記載されております。

この事業でやる中では、そういうことで敷地占用について国土交通省のほうからかなり便宜が図れるということなんで、水際へのアプローチ、そういったことに対しても何か事業提案すれば、ある程度の可能性があるんじゃないかと思しますので、ひとつ事業を十分精査して、要望なさっていただけたらと思っております。

これは以上でおきます。

それでは、大きな２項目めで移ります。

それでは、次に今後の農業と集落の維持についてということでご質問をいたします。

今年は農林業、農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細やかな農林行政を推進するために、５年ごとに農林業を営んでいる全ての農家、林家や法人等を代表にする農林業センサスが実施される年でございます。

過去５年ごとの農地等の状況は、平成２７年、２０１５年でございますが、経営耕地面積が２０４ヘクタール、そして農業の就業人口、これは２６３名、それから令和２年、２０２０年、このときには面積が１９１ヘクタール、そして就業人口、これが１８０人でございます。

当然基準日が２月１日ということになりますが、速報値が分かればお教えいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）上地議員のご質問の農林業センサスの速報値ということですが、現在取りまとめ中ではございまして、速報値についてはまだ出ておりません。

○議長（岩本誠生さん）６番、上地信男さん。

○６番（上地信男さん）そうしたら、また次回の機会あるときにでもお伺いさせていただきます。

それで、今後高齢化が進む中で農地、集落維持についての施政方針というのは、町長詳しく述べております。今後の農業行政全般についてのことについて、若干町長にお伺いできたらと思っております。

一つは、農業公社というのを一つの組織と挙げておりますが、以前からも申し上げておりましたように、集落営農、だんだんと高齢化が進んでおりますが、新しい世代もつながっております。そういうところをまたきちんと応援していく、そういうことも重要でないかと、

特に私は思っておりますので、そういうことも併せてのご答弁いただけたらありがたいです。お願いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 6 番、上地信男議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

今後の農業と集落の維持についてということでございますが、令和 7 年度より農地の集約化に向けた将来の農地利用の姿を明確化し、優良な農地を次世代に引き継ぐことを目的に策定しました地域計画に基づきまして、各施策を進めていく計画であります。本年度各集落で実施しました地域座談会の中で出た主な意見といたしましては、担い手農家の確保、農地の基盤整備等による作業の効率化、有害鳥獣被害への対策など、本町においても課題が山積しております。

そのような現状におきましては、今後国や県に有利な補助事業を活用した基盤整備等のハード整備の必要性とともに、本山町の農業公社を中心としまして営農の支援、先ほど出ました集落営農の組織化も含めて農業支援する仕組みづくり、また、各農家のほうで生産されております農産物を、これは B 級品とかも含めて、残さず有効に直販所等で安定販売につなげるというようなソフト対策のほうも重要であると考えております。

なお、先ほどご説明しましたとおり、課題のほうが山積しておりますもので、すぐには課題解決に結びつくことは難しいかもしれませんが、地域計画を軸といたしまして、中長期的な展望を持ちながら、農業関係機関との連携を図って継続的な対応、事業等を実施をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男さん） 冒頭にでも申し上げましたとおり、非常に高齢化が進んでおること、そして、担い手の関係もございます。国のほうからいろいろな計画下りてきます。地域計画、そういうふうなものもかなり作成に時間を要して、かなり少ない人数で効果上げなければならない部分がございますので、その辺の仕事のやり方というのも、今後一つ工夫なさらんといかん部分ではないかと、そのように考えております。

また改めて地域計画の成果等はまた次回伺うようにいたしたいと思えます。

それと、今年、第 6 次の中山間地域等直接支払制度始まります。こういう制度も有効に利用して、長く続く、効果の上がる事業としていただきたい。6 次なんでかなり進んでおりますので、今後いろいろな中で制約も下りてくることもございますので、しっかりと組織の中でご検討して、いい制度につくり上げていただきたいと思えます。

それと、あと 1 点、ここには挙げてませんでしたが、堆肥センターのこと若干、施政方針の中でもありましたが、今どのくらいの状況か、細かい通告はしておりませんでしたが、大体の進捗率みたいなものが分かればご答弁をお願いします。よろしく願います。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

本年度実施しております、J A 高知県が事業主体であります本山町堆肥センターの改修工事ではありますが、既に中に入るペレット用の造粒機でありますとか、関連設備のほうは施設のほうに導入済みということで、現在建屋等の補修工事とかが中心で工事が進んでおります。

当初の計画どおり事業のほうは進捗をしております、予定では来週中には事業が完了して、月末には高知県及び本山町の完成検査に入ることになっております。

大体本年度中の完成を受けて、4月以降の再稼働に向けて現在J Aを中心に今度は運用面をどうしていくかというところを今後検討していくということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん） ありがとうございます。細部にわたっての通告していませんでしたが、年度末にはというようなことなんでお話をお伺いしました。

一つ、1点だけお願いになりますが、改めて答弁要りませんが、一つはペレット、自分のペレットといったら非常に水分量が多ございます。牛ふん、豚です、それと鶏ふん、それぞれあるんですが、家畜等のふん尿が利用した、ペレット加工したものがございます。その中でも確か牛ふんについては、肥料の成分、窒素リン酸カリの成分見たら、稲作にはどの程度適用するのか分かりませんが、その分の成分とかそういうふうなものもご検討をきちんとしとってくださいというのがあと1点。

肥糧の成分で窒素というのは前もお話ししましたが、葉や茎、こういうものを成長させたりする効果があるもの。それからリン、開花とか実を結ぶ結実、そういうふうなものを促進させる、そしてカリは根を發育させるということになります。それで、牛ふんについては、実をつけたり開花させたりするリン成分というのが鶏ふんなんか見れば非常に低うございます。果樹園芸には向かないと思いますので……。

○議長（岩本誠生さん） 重複が長いから、あまりそれを長いことやらんように。

○6番（上地信男さん） 分かりました。

今議長からもご指摘がございましたので、長くするつもりはございません。1点だけ。

成分の届出を高知県知事のほうになさると思います。そういうことで、その前段としてきちんと調べておいていただきたいと思っております。肥糧法に基づいての届出をするということなので、ご確認をお願いしたいと思っております。

それでは、この件については以上といたします。

次に、②お米のことです。

米の価格が非常に昨年から高騰しております。1月に農林水産省が発表した相対取引価格は、全銘柄平均玄米60キログラム当たり2万5,927円と聞いております。実際には取引が2月16日現在で、新潟産のコシヒカリ、これ玄米60キログラムで大体4万円から4万5,000円、5キログラムに直せば3,500円余り、4,000円にも近くなると。

そういうふうな価格で高騰しております。

そこで、改めてお伺いいたします。

今年作付する面積を想定している収穫量について、どのように把握しているかご答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 上地議員のご質問に対して答弁をいたします。

令和7年度産米の作付面積と想定している収穫量との質問であります。作付状況の見込みといたしましては、本町のほう水田の面積について水稻共済細目書というもので管理・把握しておりますが、その登載面積が全体で約234ヘクタールございます。なお、その面積のうち高知県のほうから水稻の作付目標率というものが示されておりますが、その率が前年度並みの61.2%ということで示されております。

その目標率をかけましたら約143ヘクタール、この面積に水稻が作付される計画となります。当然残りについては露地野菜でありますとか、既に施設園芸で使われておる、そして保土管理で休耕しておる等々が残りには含まれてきます。

なお、その143ヘクタールのほうに、これも県から指名されております本山町の基準単収として、1反当たり461キログラム、これで計算しますと、令和7年度産米が約660トン、このお米が町内で生産される計画となっております。

また、ブランド米の天空の郷の生産についても、令和7年度産新たに2名増えるというふうに伺っておりますので、天空の郷のほうも作付面積は若干増えるというふうな予定となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん） ありがとうございます。

当然660トンということになれば、その中に恐らく土佐天空米というのも含まれておる可能性になるかと思います。令和5年でいったら122トンぐらいあったかと思えます。そういうことで、重複しとる部分があるんですが、要は本山町で生産されるのが660トンということでございます。

昨今、昨日です、政府の備蓄米、これが21万トン一般入札にかけるということで、最初の15万トン、3月10日昨日から始まっております。その結果を受けてあとの6万トン、15万トンの入札結果が近いうちに出るかと思えますが、そうすれば米の価格というのがある程度どういうふうになるかと、多少は安くなるかもしれません。

これはあくまでも政府の備蓄米を市場へ開放した場合でございます。ゆくゆくどういう世界になるかということは想像つきませんが、この本山町でも極端な言い方すれば、町がある程度の量買い上げて、それを町内の消費者に消費してもらえようシステム、近い将来こういうことも考えていく必要があるんじゃないかなと、私は思います。

その点、町長の所見がお伺いできたらと思えますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）町が買い上げて、それを町民に販売するという発想だったというふうに聞いたんですけれども、ちょっとそういう考え方をしたことがございませんので、何とも答弁しにくいところがございます。

価格、今農家の本当に経営厳しい中で、この前もある方からも話をお伺いしたんですけれども、そういうブランド化した米は、お米を買ってもらうんじゃなくて、極端な話棚田を買ってもらっているんだと、購入してもらっているんだという位置づけで、一定に価格が高く売るということは、農家の所得を守ることによって、その棚田が守られてるんだということがありましたので、農産物の価格転嫁のことについては、私は考えてみたいという考えは持っております。

町がお米を購入して、それを住民の方という、これは今私の発想の中ではございません。

○議長（岩本誠生さん）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）うまく伝わりませんでした。確かに町が買い上げてというような言い方をしましたが、公社もでございます。やり方はいろいろございますので、今後どんなことになるか将来はいろいろ分かりませんが、ひとつ検討する意義はあるんじゃないかなと思っております。

それとあと1点。非常に高温障害というのが続いております。以前にも確か町長とは一般質問の中でお話しさせていただきましたが、今後品種改良、こういうこともちょっと併せてご検討いただけたらとそういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長、次、3項目め。

次、3項目めのほうへ移ります。教育及び文化の推進についてです。

最初に、文科省に設置された中央教育審議会の作業部会で、デジタル教科書を紙と同様に検定や無償配布し、正式な教科書に位置づける方向性を示していると。どちらを使うかは各教育委員会が判断するとの内容になっています、これ。

今後すぐではないが、次期教育指導要領改訂の2030年の小学校で全面実施の導入を想定しているとお話を聞いております。

さて、教育現場との情報共有も今後必要かと思います。この件については、同僚議員がスウェーデンの事例も挙げてのお話もございました。お分かりになる範囲での所見をお伺いできたらと思っております。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）6番、上地信男議員の質問に対し答弁を申し上げます。

学校におけるデジタル教科書の導入についてでございますが、GIGAスクール構想における1人1台端末につきましては整備されておまして、令和3年度から各学校において活用が進んでいるところです。また、デジタル教科書の活用につきましては、小学校では5、6年生の算数・英語、中学校では数学・英語を1年生から3年生まで導入しているところです。

議員申し上げましたように、本年２月に文科省中央教育審議会のワーキンググループのまとめで、デジタル教科書を正式な教科書とするというまとめが出されました。一方、その中では、学校や学年段階によって現行のデジタル教科書の活用自体が異なることなどから、デジタルへの全国一律の移行を否定、教育委員会が選択肢の中から選べる柔軟な制度設計が適当だというような内容も出ております。

そして、児童・生徒の発達段階、学校の実態に応じて検討することが重要だとしております。現時点では学校での活用や協議から、現時点ではやはりデジタル教科書は無償供与になっても教科によるかもしれませんが、紙もデジタルも両方必要でないかと、この時点では考えております。

現在も紙とデジタルを併用して使っている教科は、とても有効に使っていると考えておりまして、両方のよさを適切に取り入れ、生かしていけばいいのではないかというふうに考えております。

教育関係の新聞の報道も、学校におけるデジタルデバイス仕様のメリットとデメリットを冷静に見極めながら付き合い方を考えていく必要があるというふうにも書かれておりました。これからさらに内容等がはっきりしてくると思われましますので、研究して、学校現場と協議をしながら検討もさらにしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） ６番、上地信男さん。

○６番（上地信男さん） ありがとうございます。熟した答弁があったようなので、私のほうから若干お願いしてご答弁いただいたらよかったんですが、それで、１点だけ申し上げます。

総務省のほうで２０２３年に学校へ出向いて調査しとる事例もございます。どのような調査かという、公立小・中学校を訪ねて、デジタル教科書と紙、仕様について紙のほうがいいかとかどのような現場での対応についての調査をなさったということが報じられております。

その回答で多かったのが、紙のほうが結果的に多かった。英語では５３％、算数・数学では６４％、そういうふうな結果も上がっておりました。そして、先ほどのご質問の中で２０３０年に次期の教育指導要領改訂なされます。そのときに完全にと言われましたが、デメリットとメリットがあるようでございます。多分教育現場のほうにお話を聞けば分かるかと思いますので、その中で一つの案としてハイブリッドというような位置づけで、この教科については紙、そしてこの教科についてはデジタルというような方法の分け方をして実践しようかと、そういうような案もあるようでございます。

今後参考にしていただけたらと思って申し上げておきます。

この件は以上でございます。

次に、二つ目のほうにまいります。

以前若干お話をお伺いしましたし、ちょうど予算の審査特別委員会でも若干お話聞きま

したので、要は最初のいろいろな国民文化祭についてのねらいなどは、順次読み上げません。

ただ、いよいよ具体的になってまいりました。踊り花咲くよさこい高知文化祭2026と
いうようなキャッチコピーも決まりました。そして、令和8年10月25日、それから12
月6日までの間に行われる国民文化祭でございます。プラチナの前に桃太郎旗も立ってお
ります。

少しご答弁、予算審査特別委員会でもご答弁いただきましたが、もう少し具体的に詳細を、
どのようなことを、どういうふうに行うかご答弁いただけたらありがたいです。よろしくお
願いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）自席で答弁申し上げます。

本山町のよさこい高知文化祭2026での計画としましては、六つの事業を計画として
現在提出をしております。これ、高知県の、県内全体で受け入れをしていこうと、盛り上げ
ていこうということで、全市町村からいろいろな事業が提案をされておまして、大きい地
域発信事業であります大きい事業につきましては、高知市を中心とした施設で事業が出さ
れているところです。

本山町は新規事業、県のほうも補助金の制度もつくりまして盛り上げていこうというこ
とで、既存のものではなしに、新規性のある部分へのものに補助もしていこうということで、
本山町では非常に有数であるといわれている埋蔵文化財、こちらを新規事業として遺跡展
i n本山町ということで、それをPRというというか展示をしていきたいというふうに、一
つ目には考えております。

次に、冠事業としまして、こちらどこの町村でも行うんですが、この会期中に行われる予
定の本山町産業文化祭、児童・生徒作品展、この期間に合わせて大原文学館での特別企画展、
この三つを冠事業としてこの期間に実施をしていきたいというふうに考えております。

次に、三つ目としまして、複数の自治体と連携をする事業としまして、土佐藩の参勤交代
道北山道大会ということで、これは高知市のほうから大豊町のほうまで複数の市町村にな
りますが、参勤交代道を使ったイベント、そしてもう一つが嶺北の吉野川の源流域で行われ
ております四国三郎吉野川源流利水地域交流美術展覧会、こちらを高松市とも連携してや
っておりますが、複数の自治体連携として二つということで、合計6事業でこのよさこい高
知文化祭2026で本山町のPRをしていこうということで考えております。

令和7年度は、特に埋蔵文化財である遺跡展i n本山町の準備をしていきたいというふ
うに考えておまして、その遺跡の中で令和8年度へ向けてどういった内容で展示をして
いくのか、どの部分を使っていくのか、そして遺跡も幾つかありますので、それをどうい
うふうに分かるように展示をしていくのか、そういったことを含めて専門家の招聘でありま
すとか報償費を予定組んでおります。今年はその調査・準備の費用になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）何十年に1回の順番で回ってくる国民文化祭でございます。ぜひこの機会での本山町大いにPRし、きちんとした目的が達成されるようなことにつながればと思っております。

ただ、もう読みませんと言ったんですが、非常にこれ幅広うございますのであえて読みませんが、広く広義的に解釈なさって効果が上がるような文化祭の協賛事業、冠をした事業等をなさるとも思いますので、そういう事業につなげていただきたいと思いますと思っております。

少し通告もしなかった部分で議長にご指導もいただきましたが、準備しとった全ての一般質問の内容終わりましたので、私の一般質問を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、6番、上地信男さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の日程を終わります。

これをもって散会とします。

お疲れさまでした。

午後 5時18分 散会